

産業組合製糸の成立・第1の波

—戦間期岩手の蚕糸業研究(2)のa—

早 坂 啓 造

まえがき

a. 産業組合法の成立と改正

b. 「製糸奨励費補助」事業

—設立への刺激—

胆沢郡前沢製糸組合の場合

稗貫郡製糸組合の場合

気仙郡器械製糸組合の場合

東山器械製糸組合の場合

下閉伊器械製糸組合の場合

江刺郡愛宕製糸組合の場合

西磐井郡製糸組合の場合

下閉伊・東磐井座繰製糸組合の場合

産業組合製糸への転換の挫折

—大原製糸場の場合—

c. 各個別産業組合製糸の成立と展開

中沢生糸生産販売組合

(無)東峯生糸生販組合

(無)山谷生糸生販組合

(無)竹ノ原生糸生販組合

(無)生出生糸生販組合

(有)大股生糸生販組合

(無)長安寺生糸生販組合

(有)白雉生糸生販組合

(無)猪川生糸生販組合

(無)下鷹生糸生販組合

(無)石橋生糸生販組合

生糸生販組合矢栄社

(有)坂本信販組合

甘楽社盛岡組

下仁田社下有住組

(有)信販組合下仁田社宮古組

(保)岩手県生糸販売組合

世田米信購生販組合

小 括

イ. 組合員の結集

ロ. 原料部門

ハ. 工女の養成

ニ. 技術・設備の状況

ホ. 操業日数

ヘ. 製品流通部門

ト. 金融の状況

チ. 経営収支

リ. 行政の対応

まえがき

本稿では、一連の戦間期岩手の蚕糸業についての研究の一環として、1910年代半ばまでの黎明期産業組合製糸の消長を取り上げて分析を試みることにしたい。それに先立ち、まず岩手産業組合製糸を軸とする蚕糸業の、全体としての位置づけや問題点などを簡単に取り上げておこう。

1. 岩手の産業組合製糸は、全国的にみれば、その中心地である長野・群馬 etc. と比べ、決して有力な存在とはいえない。それはすぐ後に統計的に示すとおりである。

また、岩手の蚕糸業構造全体の中で占める位置も決して大きいものではない。しかも1940年代はじめには、巨大製糸資本に屈する形で消滅してしまった。

しかしそれにもかかわらず、戦間期を通してのその存在意義は、種々の点できわめて大きかったといえる。

2. とりわけそれは、農村部における一部地主層を含む上・中農層の諸営業活動の中でも、

もっとも有力な産業部門のひとつとして位置づけられる。いわば「下からの資本主義化」の道として際だった存在であった。

しかし、すでに世界史的にみれば独占資本主義の発展段階にあり、国内的にみれば確立しつつある独占資本と、後発資本主義特有の国家による強力な保護育成政策とが緊密に結びついて展開しつつある中での「下からの道」であった。

3. 一般的に産業組合は、小作争議・農民運動の高揚に対する抑圧・鎮静と階級協調的役割とが担わされていたといわれる。そのことはたしかに一般的には正しいとしても、生産力や社会構造の落差をもったいわば周辺的な諸地域では、別の役割を担い、異なった効果を生み出すこともまた、否定出来ないのではないか。いわば「ズレ」による特殊性の側面である。岩手地域がそもそもかなり低い小作地率を持つ町村をかかえており、したがって本格的な小作争議・農民運動が見られなかったことと、一方に入会権をめぐる争議の高揚があり、他方に産業組合の個性的ともいえる独自の展開があったこととの対応関係を解明しようとする時、こうした特殊性の構造的基盤を追究することの重要性を自覚する必要があるのではないだろうか。
4. そうした産業組合運動の一端に、産業組合製糸をも据えなおしてみる必要がある。つまり、広汎な養蚕農民を動員・組織して「村おこし」的活動を展開する解明的なリーダーシップを担ったのが、産業組合の一部地主層をも含む中・富農の指導者たちであったといえるのではないか。
5. それは一方では「奸商」や「悪徳仲買人」などの前期的商人・高利貸資本＝地主に対抗してみずからの産業資本としての利益を擁護し、蚕種・桑園栽培・蚕具購入・乾繭貯蔵・製糸・生糸販売・金融などの多方面にわたる領域で、一定の組織力を発揮し、産業と生活を防衛する運動としての成果を上げることが出来た。
6. 他方では、進出巨大独占営業製糸と対抗し、しだいに激しい競争や行政取り込み合戦を展開して行くなかで、地域発展の方向としてともかくも「もうひとつの道」を指し示したといえるのではないか。

とりわけ世界大恐慌期には、反権力の性格をも帯びつつ、独占資本＝行政癒着構造へのアンチ・テーゼを身をもって推進することにもなった。

この間、地方行政機構が基本的には自治を欠落させつつも、一定の限度ではあれ、「下からの道」に積極的に組みして中央権力にも対抗し、産業組合製糸の擁護発展に尽力した勢力を持っていたことは、特筆に値するといえるのではないか。

7. しかし、その全過程を通して、産業組合製糸の本質的な動揺性・不安定性を脱することが出来ず、とりわけ金融面での致命的限界によって挫折し、国家独占資本主義の支配に屈することを免れなかった。

また、次第に進行する階級分化や階級利害対立に対して、いわば先取的な抑圧・鎮静的役割をもあわせ持っていたために、その矛盾は内攻したまま、ファシズム下に容易に呑み込まれて行く脆弱性も免れなかったのではないか。

8. こうした歴史的事実の究明を通して、現代の大資本癒着型の地域開発・従属外交型貿易政策への批判と、「村おこし」etc.に見られる下からの再開発の脆弱性克服の方向の確立とに基準点を提供することが出来るのではないかと考える。

以上の概括的問題意識に立って、主題を限定する前に資料による概観をもう少し行っておこう。

1) さし当たり産業組合史編纂会『産業組合発達史』第1巻 同刊行会 1965 pp.310-313 参照。

第1表 全国製糸工場概要(1905年)

	器械工場数					座繰	足踏み	玉糸	合計	動力別				計	
	10-49	50-99	100-199	200-499	500-(人繰)計					計のみ	計のみ	計のみ	汽力		水力
1長野	276	99	69	35	4	483	56	6	7	552	77	429	58	5	569
2岐阜	226	31	6	3	1	267	8	31	2	308	116	132	54	-	302
3群馬	44	16	2	1	-	63	231	-	-	294	21	34	242	-	297
4愛知	132	39	12	2	-	185	7	16	77	285	214	13	47	-	274
5埼玉	1	13	15	5	-	34	12	131	-	177	33	1	144	-	178
13山形	45	20	6	5	-	76	-	1	-	77	23	36	18	-	77
17福島	19	10	5	1	-	35	28	1	-	64	13	26	24	-	63
18岩手	26	22	4	-	-	53	5	-	-	57	21	27	5	-	53
全国計	1,423	586	229	75	7	2,320	604	362	108	3,394	1,428	949	1,202	8	3,407

備考：農商務省『全国製糸工場調査表』第4次 1905による。

順位は工場数合計の数値による。

第2表 全国製糸釜数・生糸製造高概要(1905年)

	釜数(釜)					1ヶ年生糸製造高(斤)					器械1釜 当製造高
	器械	座繰	足踏み	玉糸	合計	器械	座繰	足踏み	玉糸	合計	
1長野	36,447	2,104	1,550	134	40,235	2,519,790	60,584	11,412	9,976	2,600,762	71斤
2群馬	2,847	51,347	-	-	54,194	162,256	591,274	-	-	753,530	57
3愛知	8,097	119	244	2,656	11,116	486,708	6,013	12,120	139,367	644,208	62
4山梨	9,446	238	-	82	9,766	515,252	8,986	-	3,094	527,332	59
5埼玉	4,315	3,924	10,065	-	18,304	366,031	46,788	102,912	-	515,731	85
9山形	4,094	-	31	-	4,125	245,595	-	-	-	245,595	61
10福島	2,051	16,718	15	-	18,784	91,442	120,706	625	-	212,813	45
12宮城	3,133	-	-	-	3,133	194,333	-	-	-	194,333	66
23岩手	2,507	930	-	-	3,437	62,354	5,625	-	-	67,979	27
全国計	128,152	80,349	20,371	3,431	231,302	7,405,125	957,529	282,296	187,932	8,832,882	60

備考：農商務省『全国製糸工場調査表』第4次 1905による。

順位は生糸製造高合計の数値による。

全国および岩手地域の産業構造の中で、産業組合製糸はどんな位置と比重をもっていたのだろうか。

その座標軸として、まず全国の製糸業および産業組合製糸の中での位置を見よう。第1表と第2表は、産業組合製糸発足当時の全国製糸工場の概況である。ここではすでに長野・群馬をはじめとする製糸業の中心地域が確立しており、他地域との落差が明瞭に現れていることがわかる。岩手は工場数では全国で18位にあり、東北でも山形・福島に次いでいるが、生糸製造高では23位にあり、すでに片倉製糸の進出を見ている宮城にもはるかに及ばない数値となっている。とりわけ全国平均に比べた1釜当たり製造高の極端な低さが、生産力の低位を示している。この趨勢は巨大製糸の全国規模での工場進出によってむしろ相対的格差を拡大する方向に進み、1924(大正13)年には岩手は生糸生産量で全国29位となっている²⁾。

では、全国の産業組合製糸の中での位置はどうか。それが統計的に捉えられるのは1921(大正10)年以後だが、それは工場数だけの数値なので、1924(大正13)年の器械製糸工場の概要で見ると、第3表の通りとなる。総釜数の順位では23位、製造高では29位の岩手が産業組合の器械製糸工場数では7位、釜数で9位にあることが注目される。といっても、その絶対数で

2) 農商務省『全国製糸工場調査表』第10次 1925による。

第3表 全国器械製糸工場企業組織別概要(1924年)

	個人		合名・合資		株式会社		産業組合		その他		計	
	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数
1長野	393	39,036	80	13,964	78	18,581	② 78	② 8,942	-	-	629	80,523
2群馬	44	3,277	7	1,000	8	2,463	① 189	① 9,476	9	4,112	257	20,328
3愛知	142	8,423	20	2,255	35	6,311	11	④ 1,122	-	-	208	17,931
4埼玉	18	3,989	9	4,006	16	6,851	③ 47	③ 2,687	-	-	90	17,533
5山梨	125	6,548	10	540	36	4,330	2	138	-	-	173	11,556
6福島	16	2,135	2	184	22	5,268	⑦ 7	⑦ 517	33	1,432	80	9,536
8山形	24	3,091	13	1,688	10	1,946	1	40	21	803	69	7,568
22宮城	6	790	1	60	6	1,604	-	-	-	-	13	2,454
23岩手	5	170	-	-	5	1,918	⑦ 7	⑨ 321	-	-	17	2,409
全国計	1,293	94,371	205	30,868	497	97,967	400	26,545	93	10,090	2,488	259,842

備考：農商務省『全国製糸工場調査表』第10次 1925による。

順位は釜数合計の数値による。

は産業組合製糸の中心地をなし2県で産業組合製糸の総釜数の $\frac{2}{3}$ を超える群馬・長野に比して、問題にならぬほどの値ではあるが、産業組合製糸の皆無である宮城などと比べれば、やはり一定の存在意義を十分担っているといわねばならないだろう。

そこで、さらに岩手の産業構造の中での位置づけに踏み込んで見ると、まず工産物の中では1920(大正9)年の数値で清酒に次いで生糸が第2位の位置にあることが確認できる。また、工産物以外で生糸産額を超える品目を見ると、米・麦・木炭・銑鉄・繭・大豆・用材・薪・馬などとなっており、農林鉱畜主軸の岩手の産業構造の特徴が浮き彫りとなるが、その中でも繭とともに枢要の地位を占めていることが確認できる³⁾。

次いで、岩手の製糸業の中での産業組合製糸の位置を見ると、第4表・第5表のようになる。激しい浮沈と紆余曲折をたどるとはいえ、しぶとく存続するだけでなく、昭和初期の恐慌を貫いて絶対的にも相対的にも拡大し、一時的にはあれ3割台の生産高のシェアを占めるほどの健在ぶりを発揮している点が注目される。

この表に見られるように、製糸業をめぐる3つの流れ—進出巨大製糸資本・地域中小製糸・産業組合製糸—の対抗関係の存在とその様相の時期的な変遷、およびその帰結を追究することが重要なテーマのひとつとなろう⁴⁾。

さて、これらの枠組みを背景に置いて、対象である産業組合製糸そのものに一步接近してみよう。

1903(明治36)年設立の中沢生糸生産販売組合を筆頭に、1910(明治44)年までにはすでに

3) 『岩手県統計書 大正9年』岩手県 1922による。

岩手県主要工産物の生産額概要(1920)				岩手県主要農林水産物の生産額概要(1920)			
清酒	6,692,154 ^円	織物計	354,780 ^円	米	29,006,261 ^円	漁獲物計	4,383,523 ^円
酒類計	7,066,262	船	347,090	麦	9,194,004	用材	3,763,459
生糸	2,426,865	器械製麦粉	299,653	木炭	7,163,499	薪	3,019,611
蚕糸計	2,521,159	麵類	295,012	銑鉄	6,704,848	馬	2,748,737
木竹製品	1,527,609	漁網地	277,897	繭	4,897,551	水産製造物	2,093,237
味噌醬油等	1,333,324	煉瓦・瓦	238,126	大豆	4,895,108		
菓子類	1,017,462	染賃計	153,562				
下駄足駄	455,590	和紙	144,818				

4) 進出巨大製糸資本、地域中小製糸資本については、それぞれ独立の別稿で取り上げる。

第4表 岩手県器械製糸工場企業組織別概要(一部再掲)

	個人		合名・合資		株式会社		産業組合		その他		計	
	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数
1893											29	1,022
1896											44	2,426
1900	42	2,588	1	40	-	-	-	-	4	282	47	2,910
1905	44	2,237	2	120	-	-	1	100	1	50	48	2,507
1908	34	1,857	2	146	1	80	11	688	1	100	49	2,871
1911	30	1,695	1	100	3	850	13	758	2	180	49	3,583
1914	16	803	-	-	4	1,148	8	414	2	182	30	2,547
1917	15	764	2	80	7	1,702	11	572	1	60	36	3,178
1921	8	278	4	392	7	1,990	11	544	1	30	31	3,234
1924	5	170	-	-	5	1,918	7	321	-	-	17	2,409
1927	8	263	1	40	3	1,534	6	471	-	-	18	2,308
1930	11	538	2	91	3	1,798	10	759	-	-	26	3,186
1934	?	?	1	40	1	1,764*	?	?	?	?	?	?
1935	?	?	1	40	1	1,766*	?	?	?	?	?	?
1937	?	?	?	?	?	?	10	752*	?	?	?	?
1938	?	?	?	?	?	?	3	146	?	?	?	?

備考：農商務省『全国製糸工場調査表』第1-12次による。

株式会社改組前の山十・尾沢両製糸は便宜上株式会社に分類した。

「個人」の部には共同経営と明示されていないものも含んでいるので分類は不正確である。

1934・935年は農林省蚕糸局『製糸会社ニ関スル調査』, 1937・1938年は同『産業組合製糸ニ関スル調査』によったので、他の数値は不明。

*印は多条操糸機を含む。

第5表 岩手県器械製糸工場企業組織別生産高推移

	個人		合名・合資		株式会社		産業組合		その他		計	うち進出2社
	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数	工場数	釜数
1893											16,470 斤	
1896											26,006	
1900	45,429斤		1,560斤		-斤		-斤		5,171斤		52,160	斤
1905	55,711		3,281		-		2,531		831		62,354	
1908	68,493		4,813		1,625		15,395		5,450		96,776	8,500 8.8%
1911	61,229	51.5%	5,280		31,345	26.3%	17,110	14.4%	4,000		118,964	28,857 24.3
1914	26,554	18.1	-		101,720	69.2	9,402	6.4	9,311	6.3%	146,987	88,514 58.2
1917	31,720	15.9	1,900		144,647	72.3	19,560	9.8	2,287	1.1	200,114	116,900 58.4
1921	3,247	6.2	4,030	7.7%	40,241	76.6	4,637	8.8	400		52,555	33,586 63.9
1924	2,570	4.5	-		50,633	89.4	3,408	6.0	-		56,611	41,727 73.7
1927	4,343	6.1	540	0.8	51,560	72.1	15,042	21.0	-		71,485	51,560 72.1
1930	12,596	21.3	1,174	2.0	26,410	44.7	18,932	32.0	-		59,112	26,410 44.7
1934	?		406		62,223		?		?		?	62,223
1835	?		405		65,066		?		?		?	65,066
1937	?		?		?		20,265		?		?	?
1938	?		?		?		4,228		?		?	?

備考：農商務省『全国製糸工場調査表』第1-12次による。

株式会社改組前の山十・尾沢両製糸は便宜上株式会社に分類した。

「個人」の部には共同経営と明示されていないものも含んでいるので分類は不正確である。

1934・935年は農林省蚕糸局『製糸会社ニ関スル調査』, 1937・1938年は同『産業組合製糸ニ関スル調査』によったので、他の数値は不明。

13の産業組合製糸が誕生することになった。以後、1940（昭和15）年に産業組合製糸が消滅してしまうまでに、岩手地域にはのべ23の産業組合製糸が存在した。いまそれらをまづもっとも単純な形で概観するために、それらが存続した期間を提示して見ると、第1図のようになる。ここにはすでにいくつかの興味深い特徴が現れている。

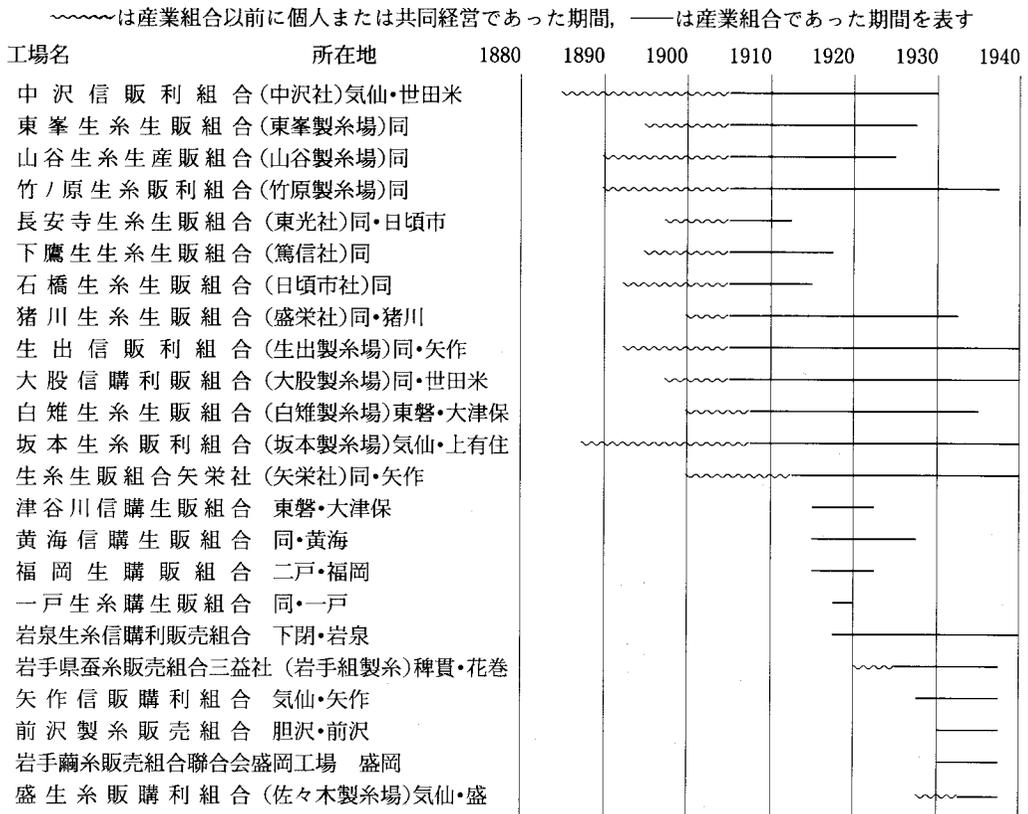
第1の特徴としては、その多くが産業組合設立に先立つ製糸結社をその前身としてもっていたことが分かる。それらはどんな動機で産業組合に転換したのだろうか。

第2の特徴点は、産業組合設立の時期が、明らかに3つの時期に集中しており、いわば3つの波を形成しているのが読み取れることである。すなわち、

- 1) 第1の波 1905—10（明治38—43）年頃まで、
- 2) 第2の波 1917—19（大正6—8）年頃まで、
- 3) 第3の波 1927—30（昭和2—5）年頃まで、

がそれである。また、産業組合製糸の休廃業の時期も成立の波と波との間であって、平行してやはり波をなしているといえる。第3の波では設立と休廃業とが時期的にも重なっている。これらの特徴的な動向の背景をなしているものは何か、それは全国的動向にどこまで一致するのか、岩手の特殊性はどこまで読み取れるのか、—これらの問題について可能な限り追究することにしたい。

第1図 岩手県産業組合製糸工場消長一覧



備考：農商務省『全国製糸工場調査表』（第1次—第12次）1893—1930『岩手県統計書』岩手県庁文書庫資料により作成。存続期間の終わりはとりあえず統計資料等に記載されている最終年度とした。今後確認を要する。

第3の特徴としては、明確な地域的集中が見られることである。とくに第1の波は気仙郡に極限されており、ほかには東磐井郡の1組合にとどまっている。第2の波で東磐井から県北に波及し、第3の波でようやく県央に及んでいる。こうした地域的・段階的特徴は何に基づいているのか、別稿で取り上げる進出大企業や地域の自生的中小経営との対抗や相互関係と、此の特徴とはどの程度まで絡み合っているのか、他の産業諸分野の発展との関連はどうか、—こうした点をもつきつめて見る必要がある。しかし、それらを一挙に解明し尽くすことは出来ない。

本稿では、これらの波の大枠の特徴を追究するために、個々の産業組合製糸の動向を何よりもまず可能な限り資料的に跡づけることに主眼をおきながら、ほぼ1910年代半ばの休廃業までを含めた第1の波を主題として取り上げることにしたい。1910年代後半から1920年代末にかけての第2の波、および、1930年代から1940年代はじめにかけての第3の波については別稿で取り上げることにしたい。

a. 産業組合法の成立と改正

1900(明治33)年に成立した産業組合法とその施行規則⁵⁾によれば、「産業又は経済の発達を企図する為……設立する社団法人」を産業組合と呼び、その目的によって信用・販売・購買・生産の4種の産業組合を認めることとした。産業組合は、組合員の責任の範囲に従って無限責任・有限責任・保証責任の3種を区別し、7人以上の構成員で組織することが出来て、所定の内容を盛り込んだ定款を定め、1口の金額を一定とした出資によって財政上の基礎を確立し、知事の許可を経て登記を行うことで成立するものとされている。その運営は、報告請求・検査・命令・処分・総会決議取消・事業停止・解散等々の強い権限を持つ農商務大臣・知事・郡長の監督を受け、毎年の事業報告の提出のほかこまごまとした義務を負うものであった。このような許可や登記の手続きの困難や煩瑣な報告義務等が、当初の産業組合設立を敬遠させる要因の一つとなったという指摘もある⁶⁾。しかしこの点については、その後の法改正などで緩和されて行ったことが知られている。また、法発布前設立組合の産業組合への転換の不活発に関連して「むしろ既設組合自体の性格があいまいであり、産業組合(協同組合)か、営利事業かの理念の岐路に立っていたことに、より多くの原因があったとも考えられる」⁷⁾と見る指摘もある。このことはすぐ後にみる岩手の産業組合化の動向と非産業組合法型中小製糸との拮抗状況についてもいえることであろう。両者の利害得失や決定的な相違点については、本稿ではまだ取り上げることは出来ないが、今後ともさらに比較分析を進める必要がある。

さらに、産業組合の制度化が持つ政策的意図とその現実的役割について考えておく必要がある。まえがきでも述べたように、産業組合法の本来的政策意図は、出生の地ドイツにおいても日本の頂点部分においても、確かに階級対抗への鎮静剤としての効果をねらうことにあったといってもよいかも知れない。しかし、一方にすでに独占資本主義への傾斜がありながら他方では周辺地域の非資本主義的諸関係や未成熟な資本主義関係を広汎に含むといった状況のもとでは、しかも世界市場における資本主義諸国間の激しい競争と直結している生糸価格の変動による揺さぶりにさらされている状況のもとでは、階級関係や諸階層の対立・提携関係はきわめて

5) 産業組合史編纂会『産業組合発達史』第1巻 同刊行会 1965 pp.313-327 参照。

6) 産業組合史編纂会『産業組合発達史』第1巻 同刊行会 1965 p.329 参照。

7) 産業組合史編纂会『産業組合発達史』第1巻 同刊行会 1965 p.337 参照。

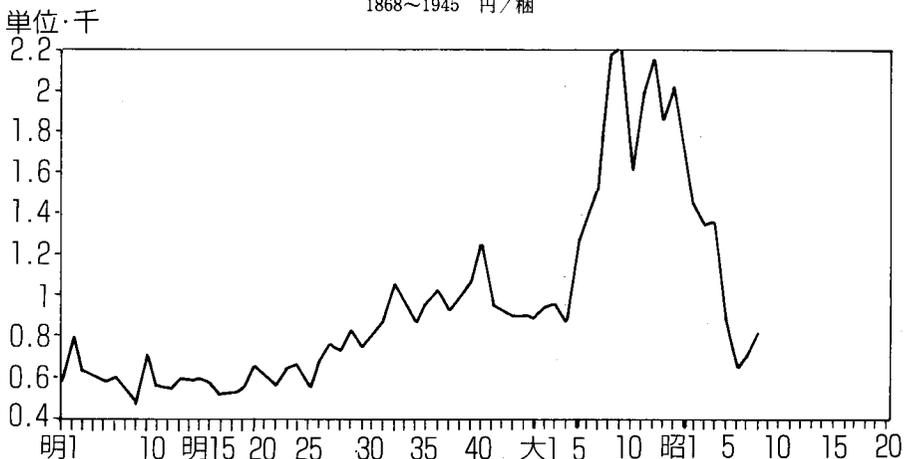
複雑かつ流動的である以上、一面的で固定的な階級関係に単純化・一元化してとらえるのはむしろ危険といわねばならない。そうした複合と未分化の状況にあっては、たとえば地主階級や上層農民といえども、一定の条件下では独占支配層やより古い社会層に対して進歩的・対抗的ともなりうるし、その方向で下層に対して一定の指導性を持ちうるものといつてよいであろう。岩手地域の産業組合、とりわけ産業組合製糸に見られる一部地主・上農層の役割は、このようなものとしてとらえられるのではあるまいか。これに対応して、中央・地方行政機構の政策にもいわば「底上げ」型の保護奨励策と「頂点擁護」型の育成策とが併存する過渡的状況があって、中央権力側から先に後者に傾斜して行き、地方では時には行政機構が分裂する形さえとりながら、両政策方向の矛盾・軋轢が顕在化することさえ生じうる。産業組合法の運用とその現実的効果も、このような流動状況の中で時に積極的に、時に中途半端に、時にはむしろ抑制的・処罰的にさえなりうるということが出来よう。このような役割変化の動態を、われわれは3つの波を貫いて考察して行きたい。

また、この時期が1907(明治40)年をピークとする「日露戦後恐慌」と、その後1915(大正4)年央まで続く比較的長い不況の底の時期に当たること、とりわけ、それが深刻な「農業恐慌」を伴っており、さらに岩手地域では激しい冷害・凶作の追い打ちまで受けていた時期であったことに注意を喚起しておく必要がある。それは、第2図ならびに第3図が示しているように、典型的な形で生糸および繭の価格の変遷の中に反映されている。両者は大筋ではほぼ平行しながら下落の趨勢を示しており、その間に小刻みな変動をたどっている。しかしそれらの小幅変動については決して両者は一致した動きを見せてはいないので、その価格差は養蚕家と製糸家との市場対応に微妙な食い違いを引き起こし、のちに見るように産業組合製糸の経営に強い動揺的な影響を与えることになる。いずれにせよ、岩手の産業組合製糸はこうした不況と農業救済的政策のただなかで誕生したといえる。

さらに、「第1の波」の終わりと見られる1910年代半ばが、第1次世界大戦の勃発期であり、とりわけ製糸業にとっては、1914(大正3)年夏の横浜蚕糸貿易商同業組合による夏秋繭融資中止と製糸業操短希望の通告、糸価暴落、全国製糸大会による12月以降2-3ヶ月操業停止決議、1915(大正4)年3月の第1次帝国蚕糸株式会社(過剰生糸買入機関)設立など、事態の急変と

第2図 生糸輸出価格の変遷

1868~1945 円/梱



備考：東洋経済新報社編『日本貿易精覧』1935により算出。

付し、有資格の検査員の常置による生糸検査を義務づけ、あわせて講習会による工女養成を図るといった措置をとった。これは、生糸の品質の統一と向上をめざすためのいわば「価格補給金」の性格を強く持ったもので、それによって下からの製糸企業化を促し、間接に冷害・凶作の救済をも実現しようとするものであった。この規定によって1904-07（明治37—40）年の間に各年それぞれ8,897円、14,087円、10,310円、9,980円の補助金が支出された¹⁰⁾。農商務省『全国製糸工場調査表』（第4次1905）に照らして、この年100釜以上の製糸工場の新設は江刺郡愛宕村の愛宕製糸場（達下正平）だけである。しかし他方、共同出荷の組織づくりが急遽行われて、それへの補助という形で補助金が下付されたことが他の資料によって明かである。すなわち、これに関して1905（明治38）年に次の9組合が、規約・事業計画予算・検査員履歴書などを添えて補助申請を行い、いずれも許可を得ている。

申請者	補助申請額	生産個数	組合の区域	代表(組合長)	備考
下閉伊郡器械製糸組合	420円	器 60梱	下閉伊郡一円	大森禎藏	新申請
下閉伊郡座繰製糸組合	1,500	座 150	下閉伊郡一円	山田知秀	新申請
東磐井郡東山製糸組合	4,500	器 450	東磐井郡一円	佐藤秀藏	昨年ヨリ
東磐井郡座繰製糸組合	350	座 50	全	高橋孝三郎	新申請
気仙郡器械製糸組合	4,000	器 400	気仙郡一円	滝本禧太郎	昨年ヨリ
胆沢郡前沢製糸組合	2,800	器 280	胆江稗・盛岡	太田専治	全
江刺郡愛宕製糸組合	1,050	器 105	江刺郡愛宕村	達下正平	全
稗貫郡大迫製糸組合	1,500	器 150	稗貫郡一円	村田良藏	全
西磐井郡製糸組合	1,000	座 100	西磐井郡一円	長谷川四郎	新申請

備考：岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 58 133] 所収資料による。

なお、規程は生糸検査員の履歴書提出を義務づけており、それによって検査員の実態がある程度わかるが、これらの人々の雇用関係や身分は十分に明かではない。

ここに掲げられた「組合」は産業組合法に基づく産業組合ではなく、出願者は、補助金を獲得するために急いで作られた、いわば寄り合い所帯としての共同荷造り出荷組合がほとんどであった。しかし、この動きの中に産業組合化と個人ないし会社経営化との両極化が見られるので、産業組合成立の前史として、しばらくこれらの「組合」のいくつかを追って見ることにする。

胆沢郡前沢製糸組合の場合

前沢製糸改良組合は、1905（明治38）年4月すなわち出願と同時に設立されたものであることが規約から明かであり、商標ラベルが添えられているが、それは「陸中胆沢製糸改良社座繰組合」と銘うたれていて、以前に存在したことのある揚返組合のものを流用したとも推定され、やや付け焼き刃の感がある。組合員は42名、うち前沢15名、金ヶ崎村20名、花巻川口町5名、十二鋪村2名という顔ぶれで役員はすべて前沢町から出ている。その一覧は次の通りである¹¹⁾。

10) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 58 133] 所収資料、および大日本蚕糸会岩手支会『岩手県の蚕糸業』1929 pp.51-52による。但し、このすべての年についての補助実績を追跡する事は資料の制約で出来なかったため、ここでは1905年分だけを取り上げた。

11) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 58 133] 所収資料による。

前沢▼千葉竹三郎	▼菅原甚右衛門	小林五右衛門	鼻節良藏
赤坂利八	出口貞七	鈴森恭平	三好宗三郎
▼福地与助	◎太田専治	添田新四郎 花巻川口	松川他次郎
▽千葉清作	佐藤新兵衛	斉藤嘉藏	梅津善次郎
伊藤甚吉	金ヶ崎 細目退助	佐藤忠治	松本米吉
▽千葉亀治	佐藤 陽	相沢虎治	佐藤盛治
▽岩淵広三郎	添田寿治	伊藤小平太	照井与吉
千田吉兵衛	大松沢文助	佐藤敬吉	十二 萬八十次郎
▽鈴木辰吉	笹井専三郎	狩野廉太郎	小川善次郎
○▽太田市太郎	小野律三郎	大沼慶一郎	盛岡 小原嘉兵衛
岩淵権治郎	佐藤大助	伊藤千代吉	

備考：岩手県庁文書庫資料「明治38 農務農 業奨励保護及組合 乙」[C15 58 133] 所収資料による。

◎は組長，○は副組長，▽は取締役，▼は監査役。

後出の産業組合製糸との関連で見ると、1926（大正15）年の花巻繭市場の代表者ともなり、1927（昭和2）年改組の（有）岩手県蚕糸販売組合三益社の組合長、（保）岩手県繭糸販売組合聯合会の理事となった梅津善次郎が参加していることが注目される。また、すでに1900（明治33）年に設立されていた前沢銀行の発起人9人のうち千葉亀治・菅原甚右衛門（いずれも商人）¹²⁾が名を連ねている。

前沢製糸組合については、1905（明治38）年10月の技手岩藤馬太郎による「対時局産業督励江刺郡視察復命書」¹³⁾がその概要を伝えている。

「前沢製糸場ハ座繰共同組織ニシテ組員18人釜数521ヲ有シ現在ハ未ダ其ノ設備充分ナリトハ云ヘズト雖モ将来最モ有望ナリト信ズ其理由ハ組員一般ノ事業ニ対シ熱心ナルコト検査ノ嚴重ナルコト組員ノ検査ニ対スル不平ノ声ナキコト生産個数ノ多キコト（180個）就中検査及ビ収納ニ対シテハ最モ明瞭ナルヲ以テ組員ノ不平ナク見込アル所以ナリ尚ホ指導ヲ待チテ生産販売購買組合ニ変更スルコトヲ承諾セリ従来組員ハ産業組合ニ依ルノ意志ナリシモ税務署ハ之ヲ認メストノコトニテ其儘ニ為シ居ルト云ヘリ組合ハ支部ヲ3部ニ分ツ花巻支部、盛岡支部此レナリ然ルニ盛岡ハ本部ノ命令ニ従ハサルト設備不完全ナルヲ以テ未ダ合同荷造ヲ拒絶シ居リ花巻ハ最モ熱心ナリト雖モ揚返乾燥ノ不十分ト水質不良ノ為メ色沢赤味ヲ帯ビ為メニ2等糸ニ編入サルルモノ多シ織度検査ノ如キ指定ノ検査ヨリ一層詳細ノ調査ヲ為シ居ルヲ認メタリ蓋シ今後成功ノ見込アルト製糸奨励ノ効果ハ最モ此辺ニ現ハレ居ルト認メタリ」と。これによると、産業組合への改組に積極的であったことが明かであり、行政機関の不可解な干渉と内部の不一致でそれが果たせず、県技手のすすめで組織変更に踏み切りながら、結局は実現せずうやむやになった状況が読み取れる。

予算書によると、収入は県補助金2,800円と、組員による負担金製糸1個につき6円40銭負担金計1,800円、合計4,600円から成り、支出の大部分は、荷造り販売関係費、すなわち荷造り費1,120円、運搬費588円、売り込み費2,142円（生糸代100円につき1円50銭）、小計3,850円に振り向けられている。注目すべきは生糸検査員への処遇で、1人6ヶ月間雇入れ180円が計上されている¹⁴⁾。

この組合は第4次『全国製糸工場調査表』（1905）に「座繰之部」の工場の一つとして掲げら

12) 岩手銀行『岩手殖産銀行25年史』1961 p.143 所載。

13) 岩手県庁文書庫資料「明治38 勸業 産業督励」[C15 4 8 127] 所収資料による。

14) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

れている。それによると、起業 1904 (明治 37) 年 5 月、釜数 350、工女 370 人、生糸製造高 5,625 斤というのであるが、上記の実態と一致しない。共同荷造所を工場と誤認したとも考えられる。第 5 次『調査表』(1908) では共同揚返所之部、共同荷造所之部の欄が増設されているが、この組合の名はどこにも見あたらない。きわめて短命な組織であったと推定できる。

稗貫郡製糸組合の場合

この組合については、組合長村田良蔵名義による製糸奨励費補助願と郡長の副申書があるだけだが、後者によると「追テ本組合ヲ産業組合法ニ依リ組織セシムル方針ニテ可及的奨励候得共刻下ノ処多少ノ事情モ有之其運ヒニ立至ラサルヲ以テ尚奨励ヲ加ヘ数ヶ月ヲ俟タスニテ組合法ニヨリ組織セシムル方針ニ候右申添候也」とあり、あわただしい出願であったことを示している¹⁵⁾。しかし、この組合も一応は産業組合としての出発を目ざしていたという点を指摘しておくことは重要であろう。なぜそれが実現にいたらなかったかは、今は明かではないが、村田らの大迫の製糸家たちの多くが個人ないし共同経営に傾き、のち 1920 (大正 9) 年に株式会社 of 岩手組に合流し、1927 (昭和 2) 年に産業組合組織の三益社に改組するにいたる曲折を経ているだけに、さらに追究する必要がある。

気仙郡器械製糸組合の場合

気仙組合は、やはり出願時に設立されたもので、検査のみの事業とはいえ、その構成員はすでに共同事業として事実上産業組合法に近い形で組織され経営を進めてきた実績を持つ製糸結社であった。すなわち、中沢製糸所 (滝本可守)・東峯製糸所 (吉田春吉)・竹ノ原製糸所 (菊池勇三郎)・大股製糸所 (菊池健蔵)・山谷製糸所 (菊池平蔵)・五葉製糸所 (佐藤善兵衛)・生糸製糸所 (佐々木円治)・下矢作製糸所 (伊藤玄資朗)・矢栄館製糸所 (佐藤平治)・竹駒製糸所 (大坂儀助)・横田製糸所 (畠山馬之助)・日頃市製糸所 (鈴木三郎七)・篤信社 (鈴木佐助)・日光社 (平山半四郎)・盛栄社 (金野栄作)・立根社 (今野太源治) という器械製糸 16 社がそれであって、この点で他の多くの出願者とは異なる強固な組織体であることが窺える。組合長は滝本禰太郎、第 1 支部長吉田春吉、第 2 支部長金野栄作、第 3 支部長佐藤平治、技術員 (生糸検査員) 3 名 (いずれも気仙郡出身、郡内および一関・本吉郡などで検査修業) となっている¹⁶⁾。

第 6 次『全国製糸工場調査表』(1911) には、「共同荷造所之部」に気仙製糸盛組・同世田米組・同矢作組の 3 つの生糸荷造所が掲げられており、少なくとも明治末までの存続が確認できる。しかもその加工工場は、後にみる産業組合製糸を主としているとはいえ完全には重ならず、産業組合であって加入していない者 (坂本)、非産業組合で加入している者 (竹駒社・気仙社) を含んでいるので、相対的に独自の組織であり続けたことがわかる。

東山器械製糸組合の場合

また、東山器械製糸組合は、1904 (明治 37) 年にすでに出願しているが、その当時作成した

15) 岩手県庁文書庫資料「明治 38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

16) 岩手県庁文書庫資料「明治 38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

規約で東磐井郡内の器械製糸業者の聯合による改良と合同販売を唱っており、その点では気仙組合と共通の経営基盤に立った組織といえる。すなわち、構成員は赤生津製糸所（鈴木文三郎）・矢作製糸所（高橋国治）・長坂製糸所（伊藤安右衛門）・興田製糸所（小山良作）・白雉社（小野寺一誠）・薄衣製糸所（山形栄助）・折壁製糸所（渡辺左右平）・隆盛館（横沢温治郎）・称効館（芦麓助）・東興館（伊東鉄三郎）・陸光館（岩淵清治）・長民社（鈴木桑太郎）・大斉館（金丈右衛門）・黄海製糸所（熊谷甚太郎）・大原製糸所（佐伯源八郎）・加妻製糸所（伊藤甚九郎）・原田製糸所（原田耕造）・千厩製糸所（北村浪造）・室根製糸所（金野倫三郎）・萩岡製糸所（金野多三郎）・摺沢製糸会社（佐藤秀蔵）の21社であった。組合長と第1支部長（摺沢・長坂・生母・浜民・興田・大原）は佐藤秀蔵、第2支部長（大津保・黄海・薄衣・千厩）は高橋国治、第3支部長（小梨・折壁）は横沢温次郎となっている¹⁷⁾。

このうち、佐藤秀蔵は、1904（明治37）年以後多額納税議員資格者名簿に加えられた「県下第一の金貸業」であり、明治初年すでに金融会社「東磐井社」を設立し、1912（明治45）年に同族銀行「磐井商業銀行」の設立認可を受けながら「地方希有ノ金融逼迫」のため中止するという経緯の持ち主でもある。また、1920（大正9）年には息子佐藤良平が東山銀行設立を計画して不許可となってもいる¹⁸⁾。

同組合の予算書の構成を見ると、歳入は前沢と同様県補助金と組員員拠金からなり、計5,175円、歳出では、各支部ごとに検査所を置いているため、3人の検査技手に月俸30円、旅費10円計40円づつ6ヶ月合計720円を給しているほか、赴任帰郷費15円づつも計上している。荷造り販売費では荷造り費900円、生糸運搬費1,350円、職工給料（荷造り賃？）1,125円が主で、売り込み費は計上されていない。検査員は、静岡県出身、群馬高山社産業講習所卒で群馬・長野・岩手・静岡の巡回教師等を勤めた岩崎喜太郎や、東磐井郡薄衣村出身薄衣製糸場勤務で横浜生糸検査所生糸整理工講習生として3ヶ月修業を終えた熊谷直美らを雇入れている¹⁹⁾。

第5次『全国製糸工場調査表』（1908）には「共同荷造所之部（器械）」に東山製糸組合の名が見られる。加盟工場は14、総釜数659、荷造り生糸量16,688斤と、結集力の大きさを保持していることがわかる。しかし、その後は表から消えている。これも短命に終わったものと見られる。

下閉伊器械製糸組合の場合

1905（明治38）年4月の設立で、「岩手県内器械製糸場聯合シテ生糸ノ改良ヲ図リ合同販売ヲナスヲ目的トス」と唱っているが、実際は下閉伊郡の3ヶ村5名による組合で、下閉伊郡千徳村大字根市に事務所を置いた。組員の顔ぶれは次の通りである²⁰⁾。

千徳 大森植蔵(組合長) 刈屋 堅石蔵之丞(副) 豊間根 佐々木義功
大森堅蔵 大川原重吉

第4次『全国製糸工場調査表』（1905）「器械之部」には千徳村大森製糸場の名があり、創業1900（明治33）年、釜数50釜、工女53人、生糸生産高2,625斤、年操業210日という営業

17) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

18) 岩手銀行『岩手殖産銀行25年史』1961 pp.112-113; pp.181-183; pp.247-249 参照。

19) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

20) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

成績が記録されている。これを中軸とした組合組織と推定されるが、第5次『全国製糸工場調査表』（1908）年には「旧大森製糸場」と注記された佐々木製糸場の名前に変わっており、さらに第6次『全国製糸工場調査表』（1911）にはその名も消えていることから見て、やはり短命に終わったものといわざるをえない。

なお、検査員は、群馬県出身で下仁田社生糸検査係の経歴を持つ齊藤市四郎を100円（6ヶ月？）で雇入れている²¹⁾。

江刺郡愛宕製糸組合の場合

1905（明治38）年4月の設立だが、村長の「副申」によると、その前年に100人繰りの製糸場を新設して業務を拡張し、この年3月に産業組合法による無限責任生糸販売組合を設立するため出願中であつたという。しかし「既ニ製出生糸搬出切迫ニ付」という理由と「組合員並ニ役員選挙ヲ為ササルニ因リ名簿ノ調整不致候然ルニ奨励費補助願期日切迫ニ付」という理由で4名連名で補助金申請を行い、後に同人らによる産業組合法によらない「愛宕製糸場組合」の設置を追加申請している。おそらく産業組合法の組合員数の最低基準7名を満たせなかったこと、産業組合法のもとでの収籾範囲の制限を嫌ったことなどによるのではないかと推定出来る。とはいえここにも産業組合への胎動があつたことを確認することは重要であろう。事務所は江刺郡愛宕村字桜ノ木49番地、設立者は次の4名であつた²²⁾。

達下正平 小幡謙之助 石川徳治郎 石川亀治郎

予算書では収入55,335円の大部分は生糸売り払い代52,772円で占められ、補助金1,050円を含めて製糸・荷造り・売り込みの諸費用をようやく賅って450円強の剰余金を生む計算になっている。検査員月俸は25円、8ヶ月分と計上されている。

西磐井郡製糸組合の場合

申請書類の保存がほとんどなく、県の調査メモによって座繰製糸の組合であること、組合長長谷川四郎（西磐井郡長）、副組合長梶田高人であること、一関支部と日形支部を設置したこと、および1,533円規模の事業予算で生糸100個の生産計画をもっていることが明かであるにとどまっている。しかし後の実地調査復命書によって、揚返所が一関に1ヶ所、日形村に3ヶ所あり、別に郡の補助も受けていて最低50個の生産が可能であることが報告されている²³⁾。今後のさらなる追跡が必要である。

下閉伊・東磐井座繰製糸組合の場合

下閉伊座繰製糸組合の場合は下閉伊郡一円にわたり、宮古・茂市・田老・岩泉・大川の5町村47名の座繰製糸業者である個人組合員から構成されている。その出願人の一覧は次の通りである²⁴⁾。

-
- 21) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。
 22) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。
 23) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。
 24) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

組合長 山田知秀(のち郡長北田親氏)

第1支部(宮古・鉦ヶ崎・田老・山口・千徳・花輪・茂市・刈屋・川井・門馬・小国・磯鶏・重茂・津軽石・豊間根・大沢・山田・織笠・船越)

宮古製糸区	*岡田与五兵衛	*刈屋小十郎	○山口弥七郎
○中川清之助	○花坂岩治	◇山口由蔵	田老製糸区
◇祝田喜平	◎小成周蔵	飛沢助内	*佐々木由太郎
坂下辰之助	藤島倉松	梅沢磯吉	山本仁太郎
船越馬吉	佐々木卯之松	館石光孝	本間半四郎
佐々木松右衛門	菊池長右衛門	田鎖喜代助	
井内平三郎	小成徳三郎	飛沢可一郎	
駒井善助	茂市製糸区	刈屋善助	

第2支部(岩泉・有芸・安家・小川・大川・小本・田野畑・普代)

岩泉製糸区	◇小田芳太郎	*菊池佐兵衛	○三上菊太郎
八重樫良八	八重樫治兵衛	大川製糸区	畠山亀之助
◎八重樫勝治	佐藤善平	佐々木初治郎	佐々木岩太郎
佐々木民之助	八重樫末治	◇北畑権作	号刀権兵衛
◇八重樫半平	八重樫広治	*佐々木三蔵	畠山権太郎
○八重樫長八	○小泉市兵衛	畠山兼吉	

備考：岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 58 133] 所収資料による。

◎は支部長, ○は理事, ◇は監事, *は製糸区長。

この中には、のちに見るように群馬県の産業組合製糸下仁田社に加盟した下仁田社宮古組を組織した岡田与五兵衛と、足踏の個人製糸家佐々木卯之松が参加していること、また前稿²⁵⁾の付表で見た乾繭業者北畑権作・三上菊太郎らが加入していることがわかる。

第4次『全国製糸工場調査表』(1905)には同組合が「座繰之部」の100釜を有する工場として掲げられているが、上述例と同様の誤認であろう。また、第5次『全国製糸工場調査表』(1908)では「共同揚返所之部(足踏)」に宮古製糸揚返所(加盟工場2)、「共同荷造所之部(足踏)」に宮古製糸合資会社(加盟工場3)が掲げられている。上記の出願人と共通する加入者は、岡田与五兵衛だけで、佐々木卯之松はどちらにも加入していない。さらに、第6次『全国製糸工場調査表』(1911)には「共同揚返所之部」に宮古・大川・岩泉の3ヶ所が載っていて、加入者はそれぞれ22・33・33製糸場となっているが、「足踏之部」の工場のうちこれらに属している6工場でも岡田与五兵衛だけが共通であるにすぎない。しかもこの岡田製糸場は「旧宮古製糸会社」と注記されているので、組合組織としては次第に解体し、岡田が共同荷造所をも個人で引き継いだことがわかる。しかしいずれにせよ、この組合が下閉伊地域における「下からの」製糸業発展の結節点となったことは明かであろう。

なお、生糸検査員は、島根県出身で同県養蚕伝習所卒、山陰製糸場などを経て下閉伊郡吏員・大森製糸場製糸教師を勤めた金山祥四郎を雇入れている²⁶⁾。

他方、東磐井座繰製糸組合に関しては、1905(明治38)年4月12日付けの組合長高橋孝三郎名義による製糸奨励費補助願と経費予算があるが、それに加えて、同年12月28日付けで出された届書がある。それによると、生糸50個製出の見込みで奨励費下付の出願をしたが、「本年

25) 早坂啓造「繭流通機構の再編過程—戦間期岩手の蚕糸業研究(1)—」《アルテス・リベラレス》54 1994。

26) 岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 58 133] 所収資料による。

養蚕不作ノ結果産額予定ニ不達生糸 10 個製出ニ付右生糸当年限リ西磐井製糸ノ生糸ニ合併出荷ノ手続取計候条御間置相成度此段御届申上候也」ということであった。なお、県の調査では揚返所数ヶ所をもっているとのことである²⁷⁾。

以上概観したことから明らかなように、ここに出願した組合のほとんどすべてが出願時に設立された形となっている。しかも事業予算書等を見る限り、製糸器械はもちろん、共同の揚返施設も持たず、荷造り運搬費用と事務費だけを計上しているものが大部分である。つまり、実態は家内工業的の製品や個人経営の製品を持ち寄って検査・荷造りだけを共同で行うという形に近いものといえよう。しかも、認可後、実生産額と差を生じ減額支給された組合が続出している。すなわち、愛宕 (105→60 梱)・東磐井座繰 (50→10)・同東山器械 (450→400)・気仙 (400→376)・下閉伊座繰 (150→51)・同器械 (60→53)・前沢 (280→195)・西磐井 (100→50) となっており、満額達成は大迫だけであった²⁸⁾。

このように組織形態はまちまちであり、補助金も共同荷造り・検査の経常費の補填に向けられたに過ぎない上、養蚕の不振で計画とのかかなり大幅な粗誤を来たしたとはいえ、有資格検査員の設置の義務づけや規格の統一や大量統一出荷への方向づけが、製糸業の水準向上と規模拡大・工場経営への発展の一定の刺激となり、条件づくりとなったことは否定出来ない。

産業組合製糸への転換の挫折—大原製糸場の場合—

ところで、こうした一連の動きの中で、産業組合化の動きがすでにいくつか指摘されたが、実際に産業組合製糸の設立を申請したにも拘らず、偶発的事情により実現しないままに終わった例がある。東山器械製糸組合の構成員でもある大原製糸場の代表、東磐井郡大原町伊東義之助他 6 名による申請がそれである。

申請書そのものは保存されていないが、1907 (明治 40) 年 6 月 4 日付で郡長の調査報告²⁹⁾ が知事宛提出されているところから見て、この年の申請であったことはほぼ確実である。それによると、

		動産	不動産	計			動産	不動産	計
設立申請者									
伊東義之助	農	1,000円	5,050円	6,050円	金野才一郎	商	600円	300円	900円
千葉勇治	農	800	3,400	4,200	金野辰次郎	商	400	800	1,200
鈴木角治	商	600	400	1,000	佐伯源八郎	農	900	6,500	7,400
勝部敬三郎	商	500	—	500					

備考：岩手県庁文書庫資料「明治41 勸業 産業組合」[C14 73 139] 所収資料による。

という顔ぶれで、商人が多いとはいえその資産は農家より少なく、富農主導の共同経営という性格といえる。資料によると郡長の推薦にも拘らず、一旦書類不備 (定款不足) で差し戻され、翌年 3 月 28 日付で定款 2 通を郡長経由で県に送付したが、4 月 16 日付で再度定款の訂正を県から求められ、6 月 4 日申請書を郡より進達、6 月 24 日三度返戻、9 月 4 日訂正提出、10 月 28 日県より「定款不足」と照会、翌 1908 (明治 41) 年 3 月 28 日回答発送、という往復があっ

27) 岩手県庁文書庫資料「明治 38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

28) 岩手県庁文書庫資料「明治 38 農務 農業奨励保護及組合 乙」[C15 5 8 133] 所収資料による。

29) 岩手県庁文書庫資料「明治 41 勸業 産業組合 甲」[C14 7 3 139] 所収資料による。

て、7月1日に郡から県に「其後何等ノ御申越無之御許可ノ指令ヲ待チ居ル次第」と催促している。しかし県は7月6日付で「返戻シタル筈」といい、11月13日付で「再進ナキヲ以テ申請書ハ一先ツ及返戻候也」と突き返してしまっている³⁰⁾。1年半近いやりとりと県の無責任さに業を煮やしたのか、大原製糸場は結局個人（共同）経営のまま存続することになった。この事例からは、産業組合製糸とこのような経営組織との間の決定的な違いはどこにあるのか、またいずれにせよ、産業組合への転化を断念することでどんな利害の違いを生むことになったのかという問題が生ずる。しかし今はそれを論ずるに足りる資料が欠けているので、今後の解明に委ねるほかはない。

メンバーのひとり佐伯源八郎は、のちに、おそらく大原製糸場の破綻以後、(株)岩手組の発起人・株主として参加しており、もし生存していれば同社の1927(昭和2)年の産業組合化にも当然に関与したものと思われる。

c. 各個別産業組合製糸の成立と展開

ここでは産業組合製糸に対象をしばって、それらの設立初期の経営状況を見よう。

1903-1905年の産業組合に関する統計資料³¹⁾によれば、産業組合法の施行後間もない時点での製糸業を主軸とする9組合と繭乾燥を目的とする1組合の概況が記録されている。それは第6表にまとめられる。

第6表 生糸生産に従事する産業組合の概況(1905年)

産業組合名	設立年月日	設立認可	組合員数	生糸販売高			固定資産
				出資金	数量	同価額	
(無)山谷生糸生販組合	1890.4.	1905.5.	15	600円	35貫406	1,487円505	建物・什器。製糸器械なし
(無)石橋生糸生販組合	1894.7.	1905.7.	76	2,860	527.52	26,647.604	建物9蒸気缶他25点
(無)長安寺生糸生販組合	1896.7.	1905.7.	54	3,420	327.4822	16,122.033	建物6器械・汽缶他94窓
(無)竹原生糸生販組合	1880.4.	1905.5.	45	1,000	88.106	4,742.290	建物5汽缶他21
(無)中沢生糸生販組合	1886.7.	1903.3.	116	5,490	394.726	15,225.119	製糸場1他5汽缶他50
(無)下鷹生糸生販組合	1896.6.	1905.7.	59	2,470	295.686	14,882.471	建物11汽缶他96
(無)東峯生糸生販組合	1896.7.	1905.5.	74	2,190	207.724	12,064.795	建物5汽缶他25
(無)猪川生糸生販組合	1901.8.	1905.5.	103	2,260	450.3656	21,090.295	建物6汽缶・繭入袋他1335
盛岡蚕業生産組合	1901.9.	1901.9.	41	1,180	(乾燥利用)	823.507	建物2乾燥機2他65
(有)白雉生糸生販組合	1901.7.	1907.9.	80	1,440	2.150	10,724.500	販売のみ? M40設立

備考：ほかに(無)大股生糸生販組合(1899.2.設立, 1906.産業組合認可), (無)生出生糸生販組合(1893.6.設立, 1906.産業組合認可), (無)生糸生販組合矢栄社(1900.7.設立, 1911産業組合認可), (有)坂本信用販売購買生産組合(1895.6.設立, 1907産業組合認可)が活動しているはずだが、ここにはまだ収録されていない。

製糸に従事する産業組合について、その成立事情を見ると、さきにあげた気仙郡器械製糸組合加盟の16社のうち

30) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

31) 岩手県庁文書庫資料「明治38 勸業 産業督励」[C15 4 8 127] 所収資料による。

中沢製糸所 (1886)→中沢生糸生販組合	矢栄館製糸所 (1900)→生糸生販組合矢栄社
東峯製糸所 (1896)→東峯生糸生販組合	竹駒製糸所 (1893)→
竹ノ原製糸所 (1890)→竹ノ原生糸生販組合	横田製糸所 (1897)→
大股製糸所 (1899)→大股生糸生販組合	日頃市製糸所 (1894)→石橋生糸生販組合
山谷製糸所 (1890)→山谷生糸生販組合	篤信社 (1896)→下鷹生糸生販組合
五葉製糸所 (1889)→坂本信購生販組合	日光社 (?)→
生出製糸所 (1893)→生出生糸生販組合	盛栄社 (1901)→猪川生糸生販組合
下矢作製糸所 (1894)→	立根社 (1902)→

備考：括弧内数字は起業年（農商務省『全国製糸工場調査表』第4次1905による）。

と、11社が産業組合への転換を果たしており、しかもそのうちすでに産業組合化していた中沢を除き6社が気仙郡器械製糸組合設立と同じ1905（明治38）年の転換であり、4社がやや遅れて1911（明治44）までの転換であることが分かる。また、気仙組合に参加しなかった東光社・二又製糸会社・気仙社の3社のうち、東光社が同年に長安寺生糸生販組合に改組している。こうして、さきの器械製糸組合設立への動きが産業組合製糸の一斉誕生の直接的契機となったことが明かであって、その際に一歩先んじた中沢製糸がその主導的役割を演じたものと見ることが出来る。

この年、たとえば世田米村において「村是研究会設立」の呼びかけがなされ、折からの日露戦争の緊張と興奮を一杯に紙面に漲ぎらせながら「国力ノ充実ヲ図リ富国強兵ヲ歌ハシムルニハ是非実業ヲ発達セシメ諸般ノ事業ヲバ盛ナラシメ」る必要を強調して、世田米村の「土地ニ適当シタルモノヲ選択」して「将来村是トシテ改良発達ヲ企図スヘキ事業」を14項目にわたって列挙し、「百年の大計ヲ立テテ村ノ安全ヲ図ルノ急務」を強調している。同年8月17日第1回会合が開催されているが、出席者73名、会則・役員を定め、14項目を承認し、翌日協議会を開いて当年度の重点施策を決定している³²⁾。蚕糸業に関しては14項目中、

4. 桑樹ヲ整理シ且ツ増植スルコト
5. 養蚕飼育ヲ改良スルコト
6. 稚蚕共同飼育ヲ奨励スルコト
7. 製糸場ヲ合同セシムルコト

の4項目が組み込まれており、呼びかけ人18名を含む役員28名の中には、滝本禧太郎（中沢組合長）、三尾寅之助・松田順作（同理事）、中里久七・吉田春吉（同監事・東峯組合長）、菊池徳右衛門（大股組合監事）、菅野伊太郎（山谷組合監事・竹ノ原組合監事）、吉田長左衛門・泉田勇五郎（東峯組合監事）、菊池勇三郎（竹ノ原組合長）、吉田初五郎（同理事）といった顔ぶれが見られ、気仙地域の高揚の背景を窺うことが出来る³³⁾。

そこで、さらに立ち入って、個々の産業組合による製糸工場の経営について、得られる限りの資料によってその動向と特徴を捉えてみたい。

中沢生糸生産販売組合 気仙郡世田米村字中沢

これまでの叙述と時期は前後するが、この時期の代表的産業組合製糸の例として中沢生糸生産販売組合を取り上げて、立ち入って考察を進めよう。

32) 岩手県庁文書庫資料「明治38 勸業 産業督励」[C15 4 8 127] 所収資料による。

33) 岩手県庁文書庫資料「明治38 勸業 産業督励」[C15 4 8 127] 所収資料による。

同組合の前身である中沢社は、1886（明治19）年気仙郡世田米村滝本可守が有志とともに24人繰の器械製糸工場を設立したのに始まる³⁴⁾。さきの気仙郡器械製糸組合に先だつ岩手県最初の産業組合製糸である同組合は、1903（明治36）年3月19日に産業組合としての設立許可を受けているが、組合発足当時の組合員は169人、翌1904年は116人とやや不安定ではあるが、出資口数549（5,940円全額出資）でスターとした³⁵⁾。装備は2口取りケンネル繰糸機100釜、動力は水力で、繰糸工女100人、揚返工女6人、年間就業日数100日、年間繭使用高450石（生繭約3,600貫）という規模であった³⁶⁾。生糸生産は初年度185貫（6,051円）、ついで288貫（16,173円）、第3年度288貫（14,475円）の生糸を生産販売し、屑物を含めて剰余金をそれぞれ140円、148円、156円を着実に獲得した³⁷⁾というもので、スタートにあってはほぼ順調な経営ぶりを示している。

組合長理事	滝本禧太郎	理事	菅野菊松
	三尾寅之助		菅野太右衛門
	水野勇八		佐藤八百治
	大和田大助		松田米五郎
	井戸畑安吉		横沢忠蔵
	松田順作	監事	中里久七
	吉田松蔵		松田俊蔵
	菅野喜三郎		吉田春吉

備考：岩手県庁文書庫資料「明治40勸業産業組合事業報告書乙」[C1462118] 所収資料による。

滝本禧太郎は可守の養子で西ヶ原蚕業試験場に入学して蚕種微粒子病の検査法を学んだという³⁸⁾。また、中里久七は物品販売業で1900（明治33）年設立の気仙銀行の発起人・株主であった³⁹⁾ことにも注目しておくべきである。また、1920（大正9）年調査では乾繭業者にも名を連ねている⁴⁰⁾。

同組合の事業の概要を第7表と第8表に示した。

1903（明治36）年の「事業ノ状況」は「組合員ノ養蚕概シテ不作ナルヲ以テ生糸生産額少クモ事業成績佳良ナリ」と述べ、1905（明治38）年には、「組合員ノ養蚕天候ノ為メ違作多キヲ以テ産額ヲ減ゼリ」と報告している⁴¹⁾。

しかし、1906（明治39）年の「業務の概要」では、「組合員ノ繭ノ価格騰貴ヨリ産繭ヲ加工セズ販売シタルヲ以テ産額ヲ減ジタリ」⁴²⁾と述べられている。また、1907（明治40）年の「成績報告書」によれば、「本年度ハ組合員各自意志合致セス種々紛議ヲ生シ且ツ資金ノ関係上事業ヲ中止ス」⁴³⁾とあり、翌1908（明治41）年度も「生糸ノ価格著シク下落シテ生糸ニテ売却スルヨリハ

34) 岩手内務部『巖手県蚕業一斑』1912 pp.30-31 参照。なお、《産業組合》No.28 1908.2., pp.12-13 および《産業組合製糸》Vol.4 No.5 1936 pp.37-39 にも紹介記事がある。

35) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

36) 農商務省『全国製糸工場調査表』第6次 1911 による。

37) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

38) 《産業組合製糸》Vol.4 No.5 1936 p.38 参照。

39) 岩手銀行『岩手殖産銀行25年史』1961 p.138 所載の気仙銀行発起人株引受表参照。

40) 早坂啓造「繭流通機構の再編過程—戦間期岩手の蚕業研究(1)—」《アルテス・リベラレス》54 1994 付表参照。

41) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

42) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 2 118] 所収資料による。

43) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合成績報告書 11」[C14 6 2 119] 所収資料による。

第7表 中沢製糸場—中沢生糸生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数	緒数	揚返 工女数		運転	年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	100斤当		備考
			窓数	線数						加工料	製造費	
1893	60				水力		1,181斤			123円		中沢製糸場
1896	148		74人		水力	300石	1,688			150		同
1900	60		65		水力	305	1,718			152		同
1903							185貫048	6,050円944				
1904							288. 245	16,173. 245				
1905	100	2	100	6	水力	2,531	(288貫)675斤	14,474. 656		180	100日	中沢社
1906						229. 58	29貫332	14,399. 54	3,067円945			
1907						-	-	-	-			休業
1908						-	-	-	-			休業
1910						-	-	-	-			休業
1911	68	2	68	4	水力	290	1,875斤			177	120	
1911						233. 439	188貫700	9,857. 402	2,693. 177			
1912						145. 352	103. 766	5,738. 01	1,493. 08			
1913						49. 42	43. 580		407. 252			
1914						-	-	-	-			休業
1915	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	休業?

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第8表 中沢製糸場—中沢生糸生産販売組合の事業状況(その2)

年	組合		出資金		準備金	固定資産		本年度	
	員数	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物什器	計	繰越金 損益金
1903	169人								140円
1904	116	549		5,490円					147
1905									155
1906	116	549		5,490	443円415		5,490円		89. 277
1907	116	549		5,490	532. 692		5,490		29. 165
1908	116	549		5,490	561. 867		5,490		30. 762
1910	116	549		5,490	625. 065		5,490		34. 222
1911	116	549		5,490	659. 287		5,490		6. 620
1912	116	549		5,490	665. 907		2,196		△3,294. 000(評価減耗額3,294円計上)
1913	116	549		5,490	665. 907		2,196		なし
1914	116	549		5,490	665. 907		695		

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

繭ニテ売却スル方危険少ナク得策ナリトノ協議ヲ為シ本年モ事業中止ス⁴⁴⁾と記されており、さらに1909・1910(明治42・43)年度にもほぼ同文で「生糸ヲ製造シ売却スルヨリハ繭ニテ販売スルハ養蚕資金ノ回収モ早ク且利得ナルヲ以テ組合員カ組合ニ原料繭ノ加工ヲ申込ム者殆トナキニ至レルヲ以テ遂ニ事業ヲ執行セズ⁴⁵⁾と述べられている。このように、相場に翻弄され、恒常的な工業経営として確立されていない産業組合製糸の不安定性の一端が露呈されていると同時に、逆に柔軟に対応できる養蚕—製糸一体の経営態勢のあるいみでの有利さ・強靱さをも

44) 岩手県庁文書庫資料「明治41 勸業 産業組合成績報告書 12」[C14 1 4 148]

45) 岩手県庁文書庫資料「明治42 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 7 4 131]、および岩手県庁文書庫資料「明治43 勸業 産業組合事業報告書」[C14 1 6 118] 所収資料による。

示しているといえよう。1911（明治44）年5月18日付で同組合は「事業休止御届」なる文書を提出している。これは県の照会督促を受けたのに対する回答のようで、「明治39年ヨリ昨年迄5ヶ年間ハ繭高価ニ売レ行キ生糸ヲ製造シ売却スルヨリハ繭ヲ以テ売却スルハ養蚕資金ノ回収モ早ク利益ナルヲ以テ組合員ノ繭ノ加工ヲ申込ム者ナク且ツ理事モ辞任シ欠員トナリシヲ以テ自然休業致候次第ニ有之候依テ事業報告書提出致候様無之此段休止御届致候也」と述べている⁴⁶⁾。

1911（明治44）年度になってようやく、「繭ノ価格廉ナルヲ以テ加工申込者多ク多額ノ生糸ヲ産セリ」という記述を見出せるようになるが、同時に「養蚕季節中降雨多キヲ以テ繭ノ解舒頗ル悪シク為メニ例年ヨリ糸量ヲ減ジ入費モ又多額ニ支出セリ」⁴⁷⁾と、別の困難に遭遇したことを記録している。この年の剰余金は休業中の預金利子による「剰余金」計上額より低い、わずか6円62銭にすぎなかった。なお、借入金等の記録はまったくない。

1912（大正元）年度の「事業ノ状況」によれば、「原料繭不同粗悪ナルヲ以テ糸量ヲ減ジ従テ入費ヲ多額ニ要セルヲ以テ剰余金ヲ存セズ」とあるが、「損益計算」では実質収支は同額、損耗分の計上でその分がそのまま赤字という形になっている。固定資産償却を計上したのは他の産業組合製糸を含めてこれが最初と思われる。また役員報酬の支出がないことも特徴で、他に山谷組合の例があるだけである⁴⁸⁾。

1913（大正2）年度の「事業ノ状況」を見ると、「本年度生産額少量ナルヲ以テ単ニ加工ニ止メ合同販売ヲセザルヲ以テ剰余金ヲ存セズ」と述べられており、またもや消極的経営に転じて

第9表 中沢生糸生産販売組合の貸借対照表(1914年度)

貸方		借方	
建物	150円000	出資額	5,490円000
什器	65. 000	準備積立金	332. 955
汽缶	480. 000	特別積立金	332. 952
預金	665. 907		
計	1,360. 907		
第12年度			
評価損耗額	3,294. 000		
工場什器破損			
評価減耗額	1,501. 000		
合計	6,155. 907	合計	6,155. 907

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

第10表 中沢生糸生産販売組合の損益計算書(1914年度)

利益		損失	
預金利子	48円240	消耗品及雑費	48円240
合計	48. 240	合計	48. 240

差引剰余金 なし

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

46) 岩手県庁文書庫資料「明治44 勸業 産業組合 乙」[C14 1 7 109] 所収資料による。

47) 岩手県庁文書庫資料「明治44 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94] 所収資料による。

48) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

いることがわかる。なお、この年の役員は次の通りである⁴⁹⁾。

組合長理事	滝本宮道	理事	横沢忠蔵	監事	水野弥太郎
理事	菅野喜三郎		中館喜作		松田俊蔵
	松田栄五郎	監事	松田順作		

気仙銀行の中里久七はすでに手を退いており、組合自身も気仙銀行との取引関係の痕跡を残してはいない。

1914(大正3)年度の「事業ノ状況」は、「工場什器破損使用ニ堪ヘズ事業執行セザルノミナラズ資産ニ損耗ヲ来タセリ」⁵⁰⁾と、またたもや休業に追い込まれたことを報告している。この年の貸借対照表と損益計算書は第9表と第10表に見る通りである。損益計算書は「差引無残」と記しているが、これはまさしく「無惨」な結末であり、出資金まで損耗して風前の灯といった状況を呈している。

しかし、破綻は辛うじて免れたものようで、その後も存続して経営を維持して行くことは、「第2の波」以後の考察で見るとおりである。

(無)東峯生糸生販組合

気仙郡世田米村字本町10番地

1905(明治38)年5月11日に設立認可を受けた。その前身は1896(明治29)年7月設立の東峯製糸場で、産業組合による建物・什器の「購入」という形でこれを継承し、発足した⁵¹⁾。設立時の役員一覧は次の通りである。

	土地所有		土地所有
組合長理事	吉田春吉 6町2410	理事	高木子之助 ?
理事	及川平四郎 3. 9704		橋本留治 ?
	横沢芳松 9. 5224		吉田六蔵 ?
	高木重吉 4. 9313		佐々木百治 ?
	多田ノブ 0. 8620	監事	吉田長右衛門 8. 3211
	佐藤八百治 13. 8519		佐々木七兵衛 ?
	泉田平蔵 ?		泉田勇五郎 無資産
(発起人)	遠藤弥平太 19. 8916	(発起人)	菅野伊太郎 14. 1028

備考：岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励保護及組合 甲」[C15 58 134]および岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118]所収資料による。[?]印は設立者でなかったため資産信用調査の対象とならなかった者である。

10町歩以上の土地所有者3人を発起人の中に含んでいる反面、1町歩以下の者や「無資産」者もあり、多様な階層から参加していることがわかる。このうち、菅野伊太郎は、後出の山谷・竹ノ原両組合にも監事として参加しており、1920(大正9)年調査では乾繭業者としても登場する⁵²⁾ほか、第7次『全国製糸工場調査表』(1914)では気仙郡立根村の個人製糸立根社を継承し

49) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69]所収資料による。

50) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59]所収資料による。

51) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126]所収資料による。

52) 早坂啓造「繭流通機構の再編過程—戦間期岩手の蚕糸業研究(1)—」《アルテス・リベラレス》54 1994。

第11表 東峰生糸生産販売組合の事業状況(その1)

備考	釜数	緒数	揚返 工女数		年製造高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当		
			窓数	繰糸						揚返	運転	年繰使用高
1896	50			30人	水力	82石		463斤			150円	
1900	50			55	水力	157		942			154	
1905	50				水力	160		207貫724	12,064円795		180	180日
1907						193. 675		199. 354	10,821. 037	1,451円388		
1908	62	(2)		62	2	水力	237. 442	237. 204	11,661. 180	1,722. 412	95	176
1909								207. 624	9,855. 470	1,551. 830		
1910						192. 539		197. 859	10,540. 665	2,005. 291		
1911	62	(2)		62		水力	193	1,312斤			208円	150日
1911						107. 269		99貫114	4,851. 500	1,338. 039		
1912						55. 112		50. 473	2,524. 525	605. 440		
1913						85. 339		85. 303	4,682. 438	1,091. 878		
1914						-		-	-	-		

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第12表 東峰生糸生産販売組合の事業状況(その2)

	組合		出資金		準備金	固定資産		計	繰越金	本年度 損益金
	員数	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物什器			
1905	農71商2	219	2,190円	2,190円						なし
1907	71工3	219	2,190				2,190円			なし
1908	71	3	219	2,190			2,190			なし
1909	71	3	219	2,190			2,190			なし
1910	71	3	219	2,190			2,190			なし
1911	71	3	219	2,190	7円50		2,190			10円
1912	71商3	219	2,190		17. 50		2,190			10
1913	71	3	219	2,190			1,290			△900

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第13表 東峰生糸生産販売組合の貸借対照表(1914年度)

	貸方		借方	
建物	880円000		出資金	2,190円000
什器	110. 000		準備金	15. 000
汽缶	300. 000		特別積立金	12. 500
現金	27. 500			
損金	900. 000			
合計	2,217. 500		合計	2,217. 500

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。
「損益計算書」は「本年度ハ製糸事業ヲ執行セサルニ付記載スベキ計算事実ナン」と。

た中立社の代表として記載されてもいる。さらに別稿でも見ることだが、1929（昭和4）年の片倉製糸を軸とする県是製糸株式会社の設立にさいしては率先して支持にまわる⁵³⁾など繭商人としての利害の立場が背後に貫かれているようである。

各年の事業の概要は第11表-第12表に示したとおりである。

1905（明治38）年度「事業ノ状況」は、「一般養蚕不結果ノタメ収繭著シク減少セルヲ以テ生産額少尠ナリ」と述べ、剰余金なしと報告している⁵⁴⁾。

1907（明治40）年度の「事業ノ状況」によると、「本年ハ組合員一般ニ養蚕ノ結果宜シク從テ収繭モ多キカ為メ生産額モ多カリシモ糸価暴落ノ為メ」⁵⁵⁾剰余金なしという結果に終わった。1909（明治42）年度も同様であったことが同年「事業ノ状況」から知られる⁵⁶⁾。

1911（明治44）年度「事業ノ状況」によれば、「本年ハ組合員ノ飼育養蚕一般宜シク從テ生産額モ多カリシモ糸価暴落ノ為メ」剰余金はほとんど得られずに終わったことを記している⁵⁷⁾。

1912（大正元）年度の「事業ノ状況」もほぼ前年度と同文であった⁵⁸⁾。

1913（大正2）年度「事業ノ状況」は「組合員ノ飼育養蚕ノ結果稍宜シク從テ収繭額モ多カリシモ糸価漸落ノ為メ前記ノ如キ計算ヲ見ルニ至レリ」と不振を報告している。

この年の役員は次の通りである。

組合長理事	泉田勇五郎	理事	橋本留治	理事	佐藤長之助
理事	吉田春吉		佐々木桃吉	監事	吉田長左衛門
	横沢房松		横沢平松		佐々木七兵衛
	多田ノブ		佐々木庄之助		菊池卯之助
	栗原栄福		佐々木仁蔵		

なお、報酬・給与等については、

組合長	年度	90円以内	加工料	生糸	100匁当	1円28銭以内
事務員	月給	12円以内	手数料	生糸	100匁当	12銭以内

と定めている。借入金等の金融関係の記録はない⁵⁹⁾。

1914（大正3）年度「事業ノ状況」は、組合員の養蚕成績が良好であったにも拘らず、「年度内数回ノ風水害ヲ被リ工場甚タシク破損シ殆ンド使用ニ堪エサル程度ニ達セリ而シテ之ヲ完全ニ修理センニハ実ニ多額ノ費用ヲ要シ現下ノ糸価低落ノ場合到底収支償ハサルヲ認メ遺憾ナカラ事業ヲ廃スルノ止ムヲ得サルニ至レリ」と記している。さらに「損失金理由説明」として「……元来本組合ノ製糸工場ハ明治27年ノ設立ニ係リ実ニ二十有余年ヲ経タリ其久シキ間ニ於テ工場汽缶什器等少カラス破損セシコトアリシモ年々事業開始ニ際シ急遽修理ヲ加ヘ使用期間短期ナルヲ以テ辛フシテ使用シ来リタルモノナリ……年々多少ノ減耗アリシモ之ヲ毎年ノ財産目録貸借対照表ニ何レモ買入当時ノ価格ヲ掲記シアルヲ以テ之ヲ直言セハ却テ過年度損失金ト云フヲ妥当ナリトスヘキナリ」とはじめて減価償却の措置をとったことを記し、なお「来年度

53) 新岩手日報『昭和県政覚書』下 新岩手社 1949 p.118 参照。

54) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

55) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 2 118] 所収資料による。

56) 岩手県庁文書庫資料「明治42 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 7 4 131] 所収資料による。

57) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94] 所収資料による。

58) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

59) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

内ニハ解散スルノ止ムナキニ立到リツツアルヲ以テ其際ニ於ケル財産処分ニ当リテハ尚以上ノ評価減ヲ見ルヤモ計リ難キヲ憂フルモノナリ」と前途の深刻さを吐露している⁶⁰⁾。この年の貸借対照表と損益計算書を第13表に掲げた。

同組合は、1917(大正6)年1月29日付けで解散した。その理由は「設立以来製糸事業ヲ経営シ来リシカ明治40[1907]年以来糸価ノ暴落打続キ到底収支償ハサルヲ以テ大正3[1914]年ヨリ事業ヲ休止セリ然ルニ今ヤ工場其他器械器具等破損甚シク今後継続不可能トナリタルニ因ル」ものであった。解散に際し、財産売却による清算の後、創立時の組合長吉田春吉に慰労金を贈ることを決議している⁶¹⁾。なお、これに先だって1916(大正5)年12月15日付けで県内務部長から気仙郡長に岩秘発第225号による照会があり、郡長が「組合ニ対シテハ解散方再三諭旨シタルモ其運ヒニ至リ兼候為メ今回関係者召喚厳達ノ結果明年1月マテニハ必ス解散ノ手續可致旨……申出候」と報告する経緯があった。いわば「説諭解散」であり、県の産業組合整理政策の対象とされたことになる⁶²⁾。

(無)山谷生糸生販組合

気仙郡世田米村字野形142番地

1905(明治38)年5月11日に設立認可を受けた無限責任の産業組合である。その前身は1890(明治23)年4月設立の山谷製糸場-山谷社で、24釜規模のものをそのまま引き継いだものと思われる。設立時の役員は次の通りである。

		土地所有			土地所有
組合長理事	菊池平蔵	9町5805	理事	紺野芳右衛門	1. 5024
理事	荒木米蔵	5. 6229	監事	大山幸蔵	10. 5905
	吉田与蔵	0. 5820		菅崎嘉平	0. 0619
	佐藤清右衛門	0. 9428		菅野伊太郎	14. 1028

備考：岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励其他 甲」[C15 58 134] および岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

ここにも参加階層の多様性が反映されている。

各年度の事業の概要は第14表および第15表に示した。

1906(明治39)年度の「事業ノ状況」によると、「組合員ノ養蚕一般ニ好結果ヲ得タルニヨリ其生産額甚ダ多カリキ」という⁶³⁾。

1907(明治40)年度、1909(明治42)年度の「事業ノ状況」は東峰組合と全く同文である⁶⁴⁾。

1911(明治44)年度「事業ノ状況」を見ると、「組合員一般ニ養蚕ノ結果不良ニシテ収繭昨年度ニ劣リ従テ糸繭ノ解舒モ宜シカラズ繰糸上非常ナル困難ナリシモ総テ諸経費ヲ極力節約シ以テ漸ク僅かな益金を上げることが出来たと述べられている。なお、7月15日の通常総会で、組合長報酬年30円以内、理事同3円以内、手数料生糸10貫目に付10円内外と定めている⁶⁵⁾。

60) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

61) 岩手県庁文書庫資料「大正6 勸業 産業組合 甲」[C13 3 4 79] 所収資料による。

62) 岩手県庁文書庫資料「大正6 勸業 産業組合 甲」[C13 3 4 79] 所収資料による。

63) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

64) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 2 118]; 岩手県庁文書庫資料「明治42 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 7 4 131] 所収資料による。

65) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 7 7 94] 所収資料による。

第14表 山谷生糸生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数	緒数	揚返		工女数	繰糸	揚返	運転	年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当 製造費	年操業
			窓数	繰糸											
1893	24										225斤			124円	
1896	48				26人				水力	39石	231			125	
1900	28				31				水力	40	225			156	
1905	24	(2)			24	1			水力	60	25貫005	1,447円362		160	120日
1906											24. 974	1,559. 845			
1907											76. 053	3,422. 920			
1908	24	(2)			24	2			水力	77	75. 002	4,122円980	763円822	178	102
1909											70. 021	3,681. 742	712. 920		
1910										71. 237	69. 005	3,616. 297	712. 060		
1911	24	(2)			24				水力	71	431斤			184円	110
1011										41. 723	36貫762	1,778. 900	459. 525		
1912										47. 032	44. 504	2,223. 386	400. 536		
1913										19. 234	17. 956	917. 751	211. 900		
1914	-									-	-	-	-		

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第15表 山谷生糸生産販売組合の事業状況(その2)

年	組合		出資金		準備金		固定資産			本年度 繰越金	本年度 損益金
	員数	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物	什器	計		
1905	農14商1	60	600円	600円							
1906	14	1	60	600							
1908	14	1	60	600				600円			なし
1909	14	1	60	600				600			なし
1910	14	1	60	600				600			なし
1911	14	1	60	600				600			4円250
1912	14	1	60	600		4円25		600			3. 548
1913	14	1	60	600		6.958		600			なし

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

1912(大正元)年度の「事業ノ状況」は、「組合養一般ニ好結果前年度ニ比シ良好ニシテ糸繭ノ受入前年ヨリ多ク従テ糸量モ又多ク解舒モ前年ヨリ宜シキ故事業日数モ減ジタリ然ル上ニ総テ役員ノ報酬モ給セズ極力経費ノ節約ニ尽力セル結果糸価下落セルモ稍良好ノ成績ヲ見ルヲ得タリ」と報告している。同年7月16日の通常総会で「理事監事共総テ役員ハ名誉職無報酬トス」と決議したほか、恐らく信用事業兼営を目指すはずであった組合組織変更を伴う定款変更は見送りとなっており、低利資金借入も延期という消極的経営方針を取ったことが窺える⁶⁶⁾。

1913(大正2)年度の「事業ノ状況」を見ると、「本事業年度ハ組合員一般ニ養蚕ノ結果前年度ニ比シ不良ナリ故ニ糸繭ノ受入前年ヨリ不足ニシテ従テ糸量モ少量ナリ解舒ハ前年ト大差ナシ故ニ事業日数モ減ジタリ然ル上ニ総テ役員ノ報酬モ給セズ極力経費ノ節約ヲ計レルモ糸価下

66) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

落ノ結果不良ノ成績ニシテ從テ剰余金モナキニ至レルナリ」と窮境が述べられている⁶⁷⁾。資産の償却も全くないままで収支ぎりぎりの経営が続いている。

1913 (大正2) 年度の役員一覧は次の通りである。

組合長理事	荒木米蔵	理事	紺野芳右衛門
理事	菊池平蔵	監事	菅野伊太郎
	吉田与蔵		大山与五郎
	佐藤清右衛門		大山栄太郎

第7次『全国製糸工場調査表』(1914) からは同組合は消えているので、この年休業したものと見られる。

そして、1915 (大正4) 年5月20日付で、同組合は解散届を知事に提出している。解散の理由としては、「本組合ハ製糸ヲ以テ主眼トスルモノナルニ汽缶及ビ器械器具ノ破損甚ダシク其回復修繕ニ多大ノ費用ヲ要スルヲ以テ之レカ費用ノ支出ニ困難ヲ来シ到底維持スル事ヲ得ザルニ因」るとのことであった⁶⁸⁾。

(無)竹ノ原生糸生販組合

気仙郡世田米村字竹ノ原 84 番地

1905 (明治38) 5月11日に設立認可を受けた。その前身は竹ノ原製糸場 - 竹ノ原社で、1890 (明治23) 年4月に26釜規模でスタートし、まもなく52釜に倍増しており、産業組合はその設備を「購入」した形で発足している⁶⁹⁾。設立時の役員は次の顔ぶれである。

	土地所有		土地所有
組合長理事	菊池勇三郎 8町1812	理事	千葉忠左衛門 無資産
理事	吉田初五郎 22. 9120	監事	紺野清蔵 9. 200
	紺野喜助 1. 6421		千葉伝五郎 13. 0105
	紺野源之助 0. 0820		菅野伊太郎 14. 1028

備考：岩手県庁文書庫資料「明治38 農務 農業奨励其他 甲」[C15 58 134] および岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

各年の事業の概要は第16表と第17表で見るとおりである。

1905 (明治38) 年度「事業ノ状況」によると、「一般ニ養蚕不結果ノ為メ収繭思ハシカラザルヲ以テ生産額少ナリ」とあり、剰余金はゼロであった⁷⁰⁾。

1907 (明治40) 年度、1909 (明治42) 年度の「事業ノ状況」は東峰組合と全く同文である⁷¹⁾。

1911 (明治44) 年度の「事業ノ状況」は、「組合員ノ飼育養蚕一般良好ニシテ生産額モ多カリシモ糸価低廉ノタメ」損益は不良に終わったと述べている。7月22日の通常総会では、組合長報酬を年80円以内、事務員給料を月10円以内、加工料生糸100匁につき1円35銭以内、手数料同15銭以内と定めている⁷²⁾。

67) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

68) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

69) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

70) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

71) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 8 118]; 岩手県庁文書庫資料「明治42 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 7 4 131] 所収資料による。

72) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94] 所収資料による。

第16表 竹ノ原生糸生産販売組合の事業状況(その1)

	釜数	緒数	揚返 工女数		年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当	
			窓数	繰糸						揚返	運転
1893	26				水力		431斤				138円
1896	52			26人	水力	80石	450				150
1900	50			55	水力	59	331				156
1905	50	(2)	50	3	水力	118	88貫106	4,742円290			213 120日
1907						80	81. 328	4,817. 705	957円481		
1908	50	(2)	50	2	水力	92.999	82. 880	4,621. 506	818. 472	180	60
1910						100.393	92. 841	4,864. 860	988. 188		
1911	50	(2)	50		水力	100	581斤			190円	80
1911						138.78	111貫142	5,526. 487	759. 655		
1912						150.93	135		800. 000		
1913						83.999	79.100	4,175. 358	435. 050		
1914	50	(2)	30	3		100.680	85.578	3,626. 795	458. 708	150	90

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第17表 竹ノ原生糸生産販売組合の事業状況(その2)

	組合員数	出資金		準備金積立金	固定資産			繰越金	本年度損益金
		口数	総額		払込済	土地	建物什器		
1905	農44商1	100	1,000円	1,000円					なし
1907	44	1	100	1,000		1,000円	1,000円		なし
1908	44	1	100	1,000		1,000			なし
1910	44	1	100	1,000		1,000			なし
1911	44	1	100	1,000		1,000			20円
1912	44	1	100	1,000		14円500	1,000		12
1913	44	1	100	1,000		29. 500	1,000		15
1914	44	1	100	1,000		44. 500	1,000		ナシ

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

1912(大正元)年度の「事業ノ状況」によると、前年度とほぼ同文で、「組合養蚕飼育一般宜シク良好ニシテ生産モ多カリシモ糸価低廉ノタメ」剰余金はあまり得られなかったことを説明している⁷³⁾。

1913(大正2)年度の「事業ノ状況」は、「本年度ハ組合員ノ飼育養蚕一般ニ宜シク良好ニシテ生産額モ多カリシモ糸価低廉ノタメ」剰余金がほとんど得られなかったと報告している。借入は行っていない。給与・手数料については、組合長報酬年度80円以内、事務員月給10円以内、加工料生糸100匁につき1円以内、手数料同50銭以内と決定している。なお、この年の役員顔ぶれは設立時のままであった⁷⁴⁾。

1914(大正3)年度「事業ノ状況」は、養蚕が良好で生産額も例年に比し多量だったが「糸価低落ノ結果少額ノ剰余金ヲモ見サルニ至レリ」と報告している。この年の貸借対照表と損益計算書は第18表および第19表に見るとおりである。なお、この年の役員顔ぶれは、紺野喜助

73) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

74) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

第18表 竹ノ原生糸生産販売組合の貸借対照表(1914年度)

貸方		借方	
建物	265円000	出資金	1,000円000
汽缶	350. 000	準備金	25. 000
什器	385. 000	特別積立金	19. 500
預金	44. 500		
合計	1,044. 500	合計	1,044. 500

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

第19表 竹ノ原生糸生産販売組合の損益計算書(1914年度)

利益		損失					
加工料	458円708	役員報酬	27円500	登録税	700	工男賃金	81円000
手数料	387. 435	旅費	6. 250	雑費	160円730	工女賃金	458. 708
		通信費	875	経費小計	264. 645	修繕費	6. 790
		消耗品費	68. 590	事務員給料	35. 000	事業費小計	581. 498
合計	846. 143	合計	846. 143				

差引剰余金 ナシ

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

が佐々木栄三郎に交替したほかは設立時と変わっていない⁷⁵⁾。

(無)生出生糸生産組合

気仙郡矢作村字清水1

1906(明治39)年の発足である。その前身は1893(明治26)年6月設立の生出生糸場-生出社である。当初108釜、人力による運転であったが、のち54釜とし、産業組合への改組に際して水車に改めたようである⁷⁶⁾。

後年の資料⁷⁷⁾によると、「明治25年以前ハ組合員ノ過半ハ東磐井郡大原町地方ヨリ少カラサル負債ヲナシ利息ノ高ミタル為家財ノ全部ヲ提供スルモ尚足ラサルノ借財トナリ婁々嚴督ヲ受け遂ニ強制執行ヲ受け無資産トナリシ者往々アリシヲ以テ其当時鈴木亀之助等カ痛ク之ヲ慨嘆シ且部落ノ恥辱ナリトシ之レカ救済ニ苦慮シタルカ其救済ノ方法ハ養蚕ヲ奨励シ其ノ収穫ハ悉ク地方ニテ加工シ販売スルノ方策ニ若カサルヲ悟リ大ニ最寄ノ者ニ共同製糸場設立ヲ勧誘シタルニ漸ク部落民ノ賛同スルトコロトナリ明治26年ニ於テ始メテ製糸場ヲ設立シ鋭意事業ヲ経営シ来タリタルカ漸次好成績ヲ示シ」, 1905年に産業組合法による改組となったという。

設立時の役員は次の通りである。

組合長理事	佐々木円治	理事	菅野茂助
理事	菅野利右衛門		佐々木謙六
	鈴木亀之助	監事	菅野周治
	佐々木福右衛門		鈴木徳五郎
	菅野平十郎		鈴木豊治

備考：岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

75) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

76) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料, および農商務省『全国製糸工業調査表』第2-4次 1896-1905による。

77) 岩手県庁文書庫資料「大正元 勸業 産業組合資金書類」[C14 2 8 14] 所収資料による。

第20表 生出生系生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数	緒数	揚返		工女数	運転	年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当	
			窓数	線糸								製造費	年操業
1896	54				54人	水力	97石		563斤			115円	
1900	108				54	水力	180	1,125				123	
1905	54				54	人力	112	738				147	120日
1907							245	241貫971	14,566円925	2,204円665			
1908	50		50	3			206. 181	199. 298	10,961. 390	1,834. 205	160	150	
1909							238. 855	228. 936	12,061. 500	2,148. 574			
1910							233. 275	249. 455	15,258. 020	2,352. 416			
1911	58		58			水力	250	1,469斤		1,852. 347	152円	160	
1912							255. 730	156貫	18,792. 000	2,000. 354			
1913							229. 381	238. 560	13,829. 800	2,488. 700			
1914							245. 250	242. 323	11,150. 000	2,152. 203			
1914	58		58	2	水力	245		2,544斤			180	120	

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第21表 生出生系生産販売組合の事業状況(その2)

組合	出資金		準備金		固定資産			本年度		
	員数	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物什器	計	繰越金	損益金
1907	61人	222	2,220円		326円392	175円	1,476円425			433円518
1908	61	222	2,220		759. 910	175	1,476. 425			291. 190
1909										
1910	61	222	2,220		1,051. 100	175	2,376. 425		△ 83. 576	
1912	68	235	2,350		1,078. 892	175	2,376. 425		△ 84. 385	勸銀借入1,500円利5.8%
1913	68	235	2,350		1,127. 237	175	2,076. 425		272. 651	生出貯蓄会1,500利13%
1914	68	235	2,350		1,399. 888	175	2,026. 425		202. 127	中沢商店他2 10,150円

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

各年の事業の概要は第20表および第21表で示した。

1907（明治40）年の「産業組合定款変更認可手続申請」⁷⁸⁾によれば、「[佐々木円治議長の説明]……当組合ハ元生出製糸社ノ財産全部ヲ引受ケタルヲ以テ各員ノ出資ヲ以テ其代価ノ支払ヲ了スルノ計画ナレバ結果其財産ノ全部ニ対スル出資額ヲ以テ組織変更シタルニ過キサレハ茲ニ全ク元ノ生出社ノ関係ヲ完結セシムルノ必要アレハ第1回出資払込ト剰余金ヨリ払込ニ充ツル者ノ外残額ハ此際払込ヲ了スルニアルヲ以テ随テ定款ノ変更ヲナサザルベカラザルヲ以テ」総会を召集したとの提案理由説明が記されており、組合員佐々木新治郎、佐々木喜八郎、菅野政兵衛、佐藤春治賛成との記録がある。

1912（明治45）年4月4日の通常総会で、信用加設の定款変更を行い、組合名称を（無）生出信生販組合と改めている⁷⁹⁾。そしてその上で、同年11月8日付けで産業組合資金借入申請を行っている。その書類によると、需要金額3,500円、5ヶ年据置5ヶ年々賦償還（実際の借り入れは1,500円）という条件で、資金の用途は「信用及生糸生産販売事業資金」となっている。原

78) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合」[C14 2 8 116] 所収資料による。

79) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合 甲」[C14 7 7 91] 所収資料による。

資は大蔵省預金部資金，日本勸業銀行代理貸付の方法で，岩手県農工銀行から借り入れるという方法であった。この書類には詳細な審査書や組合員の土地所有調べが付せられているので，それを吟味してみよう。

借入金の必要性を説明している記述の中には，たとえば気仙郡役所の「審査書」の報告があり，そこでは，「元来小資本ノ組合ナルカ故ニ十分ニ活動ヲ為スコト能ハス偶々組合員ヨリ委託繭ニ対シ仮渡金ノ請求アレハ地方銀行ヨリ高利ノ資金ヲ借入レ申込額ノ半ハ位ヲ供給シ居ルノ状態ニシテ組合員ニ満足ヲ与フルコト能ハサルヲ遺憾トシ居レリ」，また「生産販売事業ヲ終了シタル上ハ直チニ信用貸付ヲナシ組合員ノ産業資金及生計費ヲ補足シ組合ノ発展ヲ図」ることも望んでいる，と強調されている⁸⁰⁾。

組合員の土地所有状況は地価金額で表されているので，正確には分からないが地価金額の階層別で集計して見ると次のようになる。

地価金額階層	人数	地価金額階層	人数	地価金額階層	人数
1円以下	3	10円以上20円未満	8	70円以上100円未満	5
1円以上2円未満	4	20 30	6	100円以上	3
2 5	4	30 50	16		
5 10	3	50 70	12	合計	64

組合員の構成は各層に分散しているが，比較的中・上層に厚いことが分かる⁸¹⁾。

1912（大正元）年度の「事業ノ状況」によれば，「本年度組合員春蚕ニ対シ最も甚大ノ影響ヲ受ケタルハ将ニ掃立準備ニ着手セントシテ忽然霜害ノ悲運ニ接シタルノ一事ナリ……上簇期ノ梅雨ニ際会シ連日天候不良為メニ蚕況ト収繭成績トハ著シキ差違ヲ生シ随テ払込原料中優良ノモノ稀ニ見ル而已然ルニ繭委託払込受入高ハ前年ニ比シ幾分ノ増額ヲ見乾燥選別ニハ大ニ注意ヲ加ヘ繰糸ノ精製ニ尽力セリ」という。他方，「糸価9・10月頃漸ク佳境ニ入りシモ終業期ニ及ンデ下落停止スル所ナキヲ察シ全部ノ売却を了シタルハ機ヲ制シタルノ感アリ只憾ムラクハ本組合委託問屋ナリシ横浜市今井商店ノ廃業ニ依リ売上金ノ精算ナラズ同店ニ残糸10貫目余代金当分収納ノ見込ナキヲ以テ組合雑収金ノ幾分ヲ加ヘ組合員ノ委託生糸ニ対シ100匁ニ付金3円95銭5厘ノ配当ヲ了シ一方組合ニ於テハ屋根葺替機械修繕備品減耗補填等ニ付多大ノ費用ヲ要シタルニ因リ損益計算ニ於テ多少ノ損失金ヲ見タル次第ナリ」と不況のあおりを受けた実情をも記している。なお，組合員への貸付は，無担保年利13.3%の養蚕資金貸付で2,919円88銭4厘に上っており，全額が未償還のまま繰り越されているのが読み取れる⁸²⁾。

1913（大正2）年度の「事業報告」を見ると，「組合員蚕種掃立数ヲ減ジタル傾アリ」，途中桑葉不足に悩まされたが，「組合ニ於テモ極力資金融通ヲ謀リ結繭ヲ得セシメタリ」という。しかし掃立枚数を減らしたため良質ではあったが「委託払込繭受入高前年ニ比シ1割ノ減額」となった。「生糸販売ニ付テハ8月下旬糸価最も佳境ノ場合漸ク500斤ヲ出浜シ売却ヲ運ビシニ故アリテ其機ヲ延ベ其後横浜市場糸価下落一方ニ傾キ製糸終業ノ期ニ及ンデ生糸全部ノ売却ヲ了シタルハ遺憾ナリ其売上価格100斤ニ付960円ニ当リ然ルニ事業費料ヲ節約シタル結果生糸配当額ニ於テハ相当不満ナク（試験科目ニ対シ10匁ニ付金44銭）勘定ヲ了シ又損益計算ニ於テモ予定ノ剰余金ヲタリ」と報告されている。他に生活資金の貸付（4,805円16銭6厘，年度

80) 岩手県庁文書庫資料「大正元 勸業 産業組合資金書類」[C14 2 8 14] 所収資料による。

81) 岩手県庁文書庫資料「大正元 勸業 産業組合資金書類」[C14 2 8 14] 所収資料による。

82) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

第22表 生出信用生産販売組合の貸借対照表(1914年度)

貸方		借方	
土地	175円000	出資金	2,350円000
建物	800. 000	準備金	1,079. 529
汽機	950. 000	特別積立金	320. 359
什器	276. 425	借入金	1,366. 420
貸金	2,340. 502	貯金	1,072. 912
預金	1,800. 000	剰余金	202. 127
現在金	49. 420		
合計	6,391. 347	合計	6,391. 347

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

第23表 生出信用生産販売組合の損益計算書(1914年度)

利益		損失					
加工料	2,152円203	諸税金	6円800	旅費	7円100	諸雑費	26円765
貸金収入利息	486. 146	理事監事報酬	106. 500	生糸荷造費	97. 360	経費小計	2,169. 004
雑収入金	26. 100	諸給料	200. 532	運賃保険料	87. 540	借入金利子	270. 182
預金利子	34. 776	工女賃	1,275. 807	通信費	11. 375	貯金利子	7. 912
		消耗品費	262. 850	修繕費	86. 375	汽機減耗額	50. 000
						事業費小計	328. 094
合計	2,699. 215	合計	2,497. 098				

差引剰余金 202円12銭7厘

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

末残 2,603 円 03 銭 4 厘, 年利率 13.3%) も行ったようである。

なお、前年度に借り入れて繰り越した勸銀と貯蓄会からの借入金 3,000 円のほか、当年度にはさらに気仙銀行と横浜問屋から計 11,850 円を借り入れ、勸銀借り入れのみ繰り越して、完済している。損益計算書には借入金利息支払が 465 円 87 銭、貸付利息受取が 587 円 74 銭 6 厘と記されている。また「汽機評価減耗額」98 円 19 銭 5 厘が計上されていることも注目に値する⁸³⁾。

1914 (大正 3) 年度「事業ノ状況」は、組合員自身が前年の凶作と糸価低落で「悲境」にあり、そのため蚕種掃立も減少の傾向にあったが、気候順調で前年比 1 割の増収であったと述べた後、「組合ニ於テハ資金ノ便利ヲ謀リ組合員ノ生産繭悉ク委託払込ヲ受ケタリ……然ル処製糸着手早々 7 月末突発欧州ノ戦乱ハ我が生糸屑物市場ニ大打撃ヲ受ケ糸価下落底止スル処ナク組合員ノ経済人心惨憺タル悲運ニ遭遇セリ其場合組合ニ於テモ極力救済ノ途ヲ講ジ一方事業費ノ節約ヲ採リ堅忍努力セリ生糸販売ニ付テハ全部横浜出荷生糸 100 斤ニ付最高 800 円最低 685 円平均 750 円替全ク売却セリ繭払込当時糸価標準 100 斤 1,000 円余ト見タルモノニテ甚大ノ違算ヲ生ジタリ糸価売上金配当ハ 10 匁ニ付 (試験目) 35 銭 5 厘費料節約ノ結果幾分配当ヲ増シ尚ホ組合ニ於テモ幸ヒ別書ノ通り剰余金ヲ得タリ」と記している。他方、「又地方ハ米雑穀輸入一方ナルニ因リ米穀予想外低価需要得ラルルヲ以テ組合員ハ糸価下落ノ打撃ヲ幾分補換シ苦痛ヲ軽減セリ例ニ因リ組合ニ於テハ旧越年期ニ迫リ資金ノ貸付ヲナシ無事本期事業ヲ終了セリ」⁸⁴⁾

83) 岩手県庁文書庫資料「大正 4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

84) 岩手県庁文書庫資料「大正 5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

と、激変の市況を何とか乗り切った安堵を吐露している。当年度の貸借対照表と損益計算書を第22表と第23表に掲げておこう。積立金の順調な累積と借入金の運用による繭受け入れの確保、生活資金供給などを通して組合員の結集が維持されていることが、危機乗り切りの基礎条件となっていることが分かる。借入金は繰り越しの日本勧業銀行借り入れの他、当年の運転(仮渡金)資金として「中沢商店外2ヶ所」から10,150円を借り入れ、年度内償還をはたしていることが記録されている。金利は低利資金が年5.8%, その他は15%で、貸付は養蚕資金向けで年利13.3%と逆ぎやとなっていることが注目される。この年はじめて組合員13人から預金が預けられてきたのも、信用部の活動の本格化であると共に組合員からの信頼の増大を象徴しており、成功例のひとつといえよう⁸⁵⁾。

(有)大股生糸生産組合

気仙郡世田米村字下大股 35ノ3

1906(明治39)年に設立の認可を受けた。その前身は、1899(明治32)年7月発足の大股製糸場-大股社(40釜)である⁸⁶⁾。産業組合設立時の役員は次の通りである。

第24表 大股生糸生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数	緒数	揚返 工女数		運転	年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当		
			窓数	線系							揚返	製造費	年操業
1900	40				46人	水力	41石	231斤				160円	
1905	42	(2)			42	2	水力	120	656			160	120日
1907								671.450	7,850円	707	1,161円	574	
1908	42	(2)			42	2		114	850.000	7,138.160	1,820.265	250	80
1909									746.63	6,543.383	1,805.226		
1910									838.93	7,519.470	1,976.161		
1911	42	(2)			42	1	水力	132	888			193	113
1911								112.560	613.91	5,227.088	1,825.233		
1912								107.103	97貫	687	5,245.404	1,642.116	
1913								106.303	95.215	5,482.700	1,678.338		
1914								109.783	108.885	4,616.270	1,471.639		
1914	42	(2)			42	3	水力	112	680斤			160	77

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第25表 大股生糸生産販売組合の事業状況(その2)

年	組合員数	口数	出資金		準備金	固定資産		本年度
			総額	払込済		積立金	土地 建物什器	
1907	農52商1	100	1,000			1,000円		なし
1908	53 0	100	1,000			1,000		なし
1911	53	100	1,000			1,000		32円583
1912	53	100	1,000			1,000		35.007 借入金残1,000円
1913	53	100	1,000	34円	863	1,016.340		△13.153 借入5,890円, 残1,130円
1914	53	100	1,000	90.458		1,016.340		55.595 借入4,974 残 959.300

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

85) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

86) 農商務省『全国製糸工場調査表』第3~4次 1900-1905による。

		土地所有			土地所有
組合長理事	菊池健蔵	？円	理事	遠藤庄左衛門	60円120
	紺野直三郎	644. 010	監事	遠藤友治	？
	平徳四郎	103. 510		菊池徳右衛門	64. 320
	菊池三五郎	107. 390		宮前恭順	0. 010

備考：岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

土地所有金額は岩手県庁文書庫資料「大正元 勸業 産業組合資金書類」[C14 28 14] 所収資料による。

後年の資料⁸⁷⁾によると、「組合設立当時ハ組合員カ深く産業組合ノ性質ヲ知悉セサルタメ事業執行ノ成績ノ如何アラント懸念スル者多キニ依リ出資ノ払込モ抄取ラス事業執行思ハシカラサルヲ慨嘆シ時ノ組合長遠藤友治ハ組合員ヲ集合シ懇篤諭示ヲナシ加入勧誘ニ努ムルコト及出資払込ヲ速カナラシメ又一方ニ於テハ組合ノ責任ヲ一身ニ荷ヒ先ツ工場建築費トシテ岩手県農工銀行ヨリ1,500円ヲ尚地方資産家ヨリ600円ヲ借入レ建築ヲナシ事業ニ着手シタルカ予期ノ成績ヲ現ハシタルタメ始メテ組合員ノ安堵スルトコロトナリ其結果出資ノ払込モ抄取り契約期間内ニ全部返済ヲナスニ至」ったという。

各年の事業概要は、第24表と第25表で見る通りである。

1907(明治40)年度の「事業ノ状況」は、「本年ハ組合員養蚕概シテ良好生糸横浜売り最高100斤ニ付キ1,360円最低850円ニ売却シ⁸⁸⁾」たと述べて満足な成績と見ている。

1910(明治43)年度の事業報告に対する郡長による補足として、4ヶ年事業拡大にも拘らず剰余金を計上出来なかった理由を次のように述べている。「毎年度ニ於テ建物及汽缶ノ修繕費及諸経費予想ヨリ膨張シ漸ク利益金ヲ以テ支払ヲナシタルモノナレハ剰余金ヲ見ルコト能ハサル状況ナリ併シ44年度ニ於テハ加工料ヲ或ル程度マテ値上ケシ利益ノ増加ヲ図リ又支出ニ於テハ出来得ル限り経費ノ節約ヲナシ以テ剰余金ヲ生セシムル見込⁸⁹⁾」であると。

1911(明治44)年度は、「天候不順ナリシタメ成績不良組合ニ於テ加工セシ繭数量ハ前年度ヨリ減少」、その上「繰繭ノ解舒甚ダ難ク随ッテ就業日数延長シ割合多大ノ経費ヲ要スルノ止ムナキニ至リ前年度ヨリ剰余金減少セシ次第」という結果となった。借入金は全くないが、8月30日の臨時総会で低利資金借り入れの件を可決している⁹⁰⁾。

1912(明治45)年9月20日の臨時総会で定款変更を行い、信用事業を加え、米穀・食塩などの購買事業へも拡大して、(有)大股信購生販組合と変更した⁹¹⁾。

1912(大正元)年10月22日付けで信用購買生産販売組合と改称し、同年11月14日付けで生出組合と同様産業組合資金借入申込を行っている。需要金額は1,500円、2ヶ年据置10ヶ年年賦(認可は1,000円、1年半据置5ヶ年賦償還)、用途は「第1ハ養蚕資金トシテ組合員ニ貸付シ、第2ニ製糸事業資金トシテ組合ニ於テ使用シ、第3ニ購買事業資金トシテ組合ニ於テ利用ス」というものであった。郡役所の「審査書」ニ依れば、「毎年7月上旬ヨリ事業ヲ開始シ工女数十名ヲ地方養蚕者ノ婦女子ヨリ募集シ小規模ノ事業ト云ヒナカラ健全ニ経営シツツアル」が、「組合ノ資産ハ僅カニ1,000有余円ナルヲ以テ十分ニ資金ノ円転滑脱ヲ図ルコト至難ニシテ毎年1,600-1,700円ノ一時借入ヲナシ委託繭ニ対シ仮渡金ヲナシ居レルモ金利高キタメ予期ノ

87) 岩手県庁文書庫資料「大正元 勸業 産業組合資金書類」[C14 28 14] 所収資料による。

88) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

89) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

90) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 77 94] 所収資料による。

91) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合 丙」[C14 77 92] 所収資料による。

第26表 大股信用購買生産販売組合の貸借対照表(1914年度)

貸方		借方	
建物	466円000	出資金	1,000円000
汽缶	421. 000	借入金	959. 300
什器	129. 340	準備金	49. 611
貸付金	490. 886	特別積立金	40. 847
預金	500. 458	本年度剰余金	55. 595
現金	97. 669		
合計	2,105. 353	合計	2,105. 353

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

収益ヲ見ルコト能ハサルノ状況ナリ」という実態で、「生糸代金ハ横浜ニ出荷後数ヶ月ヲ経サレハ受領スルコト能ハサルタメ代金ノ到着前ハ事業費ヲ支弁スルコトヲ得ス空シク多額ノ高利ヲ積ミ支払スルノ状況ナレハ資金ハ急速需要ヲ望ム」というものである⁹²⁾。加えて、組合自身による「借入金使用方法」説明文書によると、「従来本組合ハ単ニ生糸生産販売ヲ目的トシ是迄経営シ来リタルカ只養蚕事業ノミ組合ノ目的トシ経営スルトキハ幾年ノ星霜ヲ経ルモ到底組合員ノ生計ヲ豊カナラシムルコト能ハサルノ状態ニアリ現ニ組合員ノ大半ハ他郡産ノ米麦ヲ2・3商人ノ手ヲ経テ購入シツツアルヲ以テ少カラズ地方商人ニ利益ヲ壟断セラレツツアリ……本年ヨリ信用購買ノ2事業ヲ兼営シ……以テ福利ヲ増進セシメントスル」ものだと強調している⁹³⁾。

組合員資産調査によると、その所有階層別の分布は次のようになる。

地価金額階層	人数	地価金額階層	人数	地価金額階層	人数
無所有	4	10円以上20円未満	6	100円以上300円未満	4
1円以下	1	20 30	10	300円以上	2
1円以上2円未満	0	30 50	11		
2 5	0	50 70	4		
5 10	4	70 100	7	合計	53

ここでは、地価100円以上所有の紺野直三郎(644円余)、遠藤重兵衛(569円余)、菊池貞治(214円余)、紺野小文治(194円余)、菊池三五郎(107円余)、平徳三郎(103円余)の顔ぶれがあり、このうち紺野直三郎と遠藤は『昭和12年1月現在「耕地10町歩以上所有者調」』にそれぞれ15.4町歩、11町歩所有の地主として記載されていて、地主・上層農の主導性が見られるが、無所有層も含め組合員の階層はかなり分散している⁹⁴⁾。

1912(大正元)年度の「事業ノ状況」を見ると、天候不順・病蚕発生で収繭量が激減したとのべ、また「生糸産額ニ於テ著シク減少セリ殊ニ本年度ハ乾燥室ノ改善及器械ノ改良セルタメ繰糸意外ニ易ク就業日数最モ縮少セリト雖モ経費ノ点ニ至リテハ事業改良ヲ計ランタメ諸器械乾燥室ノ修繕等ノタメ多額増費セル次第ナリ」と記されている。なお、借入金が総額5,735円あり、年内償還が4,735円、借入残1,000円、利子は日歩3銭3厘、最低は年利5.8%であった。他方組合員への貸付は、年利15%で養蚕資金として71件1,790円05銭9厘が貸し出され、1,546円54銭8厘が償還されて貸付残243円51銭1厘となっている⁹⁵⁾。

92) 岩手県庁文書庫資料「大正元 勸業 産業組合資金書類」[C14 2 8 14] 所収資料による。

93) 岩手県庁文書庫資料「大正元 勸業 産業組合資金書類」[C14 2 8 14] 所収資料による。

94) 岩手県庁文書庫資料「大正元 勸業 産業組合資金書類」[C14 2 8 14] 所収資料による。

95) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

第27表 大股信用購買生産販売組合の損益計算書(1914年度)

利益		損失	
加工料	1,471円639	登記費	2円490
預金利子	8. 292	通信費	4. 725
貸付金利子	208. 511	消耗費	132. 080
雑収入	41. 108	雑費	307. 744
		修繕費	16. 750
		諸給	252. 000
合計	1,729. 550	合計	1,673. 955

差引剰余金 55円59銭5厘

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

1913 (大正2) 年度「事業状況」は、天候不順、養蚕成績不良のため「加工セシ繭数量ハ前年度ヨリ減少セリ特ニ繰糸工場ノ修繕等ニ増費シ加之昨年度ニ於ケル資金借入ニ付テノ諸費本年度ニ越過セシ結果少シク損失ヲ来セシ次第ナリ」と報告している。購買事業はまだはじめてはない。この年の役員は次の通りである⁹⁶⁾。

組合長理事	菊池貞治	理事	遠藤庄左衛門
理事	紺野直三郎	監事	遠藤重兵衛
	平徳四郎		宮前恭順
	菊池三五郎		

1914 (大正3) 年度の「事業ノ状況」は、養蚕が順調で「近年希有ノ好結果」であり、加工繭・生糸産額とも前年度より増加した上、繰糸が容易で就業日数が縮小するなど経費も「著シク減少」したという。「然ルニ欧州戦乱開始以来続日ノ影響ヲ蒙リ最モ生糸価格ノ暴下ニ引換ヘ組合員ニ融通セル資金ハ例年ノ通りノ払込石数ノ8分マデ貸付割合ヲ以テ貸付シタル結果少カラヌ貸越金ヲ生ゼシ次第ナリ」と、予期しない波乱に巻き込まれた状況を記している⁹⁷⁾。当年度の貸借対照表および損益計算書は第26表および第27表の通りである。貸方に固定資産の他、預金・現金・貸付金残が計上され、借方に借入残が計上されるなど、信用活動の本格化が反映されている。

なお、当年度の借入金総額は4,974円86銭、利率は最高日歩3銭、最低年利5.8%とあるが、借り入れ先は不明である。他方、貸付金は「全部養蚕資金」で2,143円83銭1厘であったが、償還は1,949円60銭7厘にとどまり、前年からの繰り越しとともに計409円余を残している。貸付金利率は年15%とかなり高率である⁹⁸⁾。

(無)長安寺生糸生販組合

気仙郡日頃市村字長安寺 111ノ1

1905 (明治38) 年7月25日に設立が認可された。その前身は東光社製糸組合という結社で、1896 (明治29) 年6月に120釜規模の製糸場として充足している。産業組合製糸としては、製糸工場・倉庫・缶器器具全部を東光社から買収する形で、75釜規模でスタートした⁹⁹⁾。設立時

96) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

97) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

98) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

99) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

第28表 長安寺生糸生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数	緒数	揚返 工女数		運転	年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当	
			窓数	繰糸							製造費	年操業
1896	120			63人	水力	100石		569斤				133円
1900	120			60	水力	250		1,400				170
1905	76	(2)		76	4	水力	300		242貫2272	15,727円533		160 180日
1907								220.7655	12,179.512	2,044円378		
1908	74	(3)		57	-	水力	224		157.344	7,923.840	1,674.396	160 120
1910								130.736	7,340.280	1,979.977(手数料)		
1911	74	(2)		50	2	水力	131		906斤			213円 85

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第29表 長安寺生糸生産販売組合の事業状況(その2)

年	組合員数		出資金		準備金		固定資産		本年度	
	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物什器	計	繰越金	損益金	
1905	54	342	3,420円		200円				100円	借入金500円
1907	54	342	3,420		200	3,420円	3,420円		100	
1908	54	342	3,420		300	3,420			100	(利日歩5銭)
1910	54	342	3,420		500	3,464.520			144.520	借入金5,500円年度内返

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

の役員構成は次の通りである。

組合長	理事	鈴木治右衛門	理事	沢口伝蔵
理事		平山半四郎	監事	杉山専之助
		平山初五郎		三条三右衛門
		佐藤忠右衛門		猪股忠右衛門
		佐藤助治郎		

備考：岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

同組合の各年の事業の概要は第28表および第29表に示した。

1905(明治38)年度の成績によると、同組合は全額出資金と借入金を投入して剰余金100円を上げている¹⁰⁰⁾。1912(明治45)3月18日の総会で、「事業ノ不成功ニ付不得止ニ因ル」として解散と清算人選任を行ったことを県に報告している¹⁰¹⁾。おそらく産業組合製糸の最初の挫折例という事が出来る。しかし、解散の理由については詳細を述べた資料が見あたらないので、これ以上は立ち入れない。

(有)白雉生糸生産組合

東磐井郡大津保村保呂羽字三本柳98番地

1907(明治40)年9月1日に設立認可を受けた。さきに見た東磐井東山製糸組合の中で産業

100) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

101) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合 甲」[C14 7 7 91] 所収資料による。

組合化を実現した唯一の経営体である。その前身は1901(明治34)年7月に発足した白雉組合製糸場(50釜)であった¹⁰²⁾。設立申請者の顔ぶれは次の通りである。

設立申請者	動産	不動産	計	動産	不動産	計	
小野寺一成 農	350円	3,316円	3,666円	畠山重継 農	350円	2,556円	2,906円
千葉亀治 農	200	2,689.54	2,889.54	山口末治 農	350	2,554.1	2,904.1
熊谷太吉 農	200	1,321	1,521	永井真敬 農	100	595.8(?)	795.8
千葉宅四郎 農	350	2,419	2,769	岩淵善右衛門 農	350	2,131.5	2,481

備考：岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合」[C14 62 116]所収資料による。

この組合の各年の事業概要は第30表および第31表で示した。

1907(40)年度の「事業ノ状況」は「本年度ハ製糸ノ講習会ヲ開キ教婦ニ講習ヲ授[ママ]ケタリ」とだけ記されているが、成績は良好で、剰余金258円余を得て、86円余を準備積立後の配当に回している¹⁰³⁾。

1909(明治42)年度「事業報告書」によると、この年「組合員へ生糸代仮渡ヲ要スル為メ及組合費ノ内支弁ヲ要スル為メ横浜市岩倉商店ヨリ本年出荷ノ生糸代見当荷為替金日歩金2銭5厘ノ割ヲ以借出シ生糸販売代金ヲ以元利悉償還セリ而シテ右借入金ノ内生糸代仮渡高金3,747円ニ対スル利子金85円21銭5厘ハ仮渡金ノ日数ニ割合分担セシメ組合費支弁ノ分金753円ニ対スル利子金17円12銭5厘ハ組合費ニテ負担シタリ」¹⁰⁴⁾と、生糸売込商との金融取引関係の一端を記録している。1911(明治44)年度には工場施設の修理を行い、6月下旬から12月下旬まで約半年の操業を行って横浜今井・岩倉両商店に売り込みを委託した。また次年度に向けて汽缶購入を議決している¹⁰⁵⁾。

1911(明治44)年度の事業報告によれば、事業はほぼ順調で、横浜市今井・岩倉両商店に委託販売を行って剰余金を上げており、なお次年度に向けて「汽機汽缶購入ノ協議ヲ開キ原案通

第30表 白雉生糸生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数		揚返 工女数		年繰使用高	同金額	年製造高	同金額	100斤当		年操業
	緒数	窓数	繰糸	揚返					加工料	製造費	
1905	50	(2)	50人	2人	140石		831斤		160円	100日	
1907					214.490		21貫50	10,724円500			合同販売?
1908	52	(2)(4)	52	3 汽力	208		173.106	1,715.470	1,715円470	133	130日
1909					99		115.989	5,167.990	1,199.609(手数料)		
1910					255.768		126.063	7,062.680	2,406.017		
1911	50	(3)(4)	50	1 汽力	120		750斤			160円	150
1911					309.994		309貫994	7,879.970	2,710.485		
1912					335.667		308.974	4,827.935	2,627.979		
1913					243.195		68.879	3,967.420	1,926.236		
1914	52	(3)	52	1 汽力	202		1,110斤			135	87

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

102) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126]所収資料,および農商務省『全国製糸工場調査表』第4次 1905による。

103) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126]所収資料による。

104) 岩手県庁文書庫資料「明治42 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 7 4 131]所収資料による。

105) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94]所収資料による。

第31表 白雉生糸生産販売組合の事業状況(その2)

組合 員数	組合 口数	出資金		準備金 積立金	固定資産		本年度 繰越金	本年度 損益金
		総額	払込済		土地	建物什器計		
1907	80	288	1,440円	172円148			258円548	
1908	80	288	1,440	172. 148	1,592円854		306. 704	(利1割)
1909	80	288	1,440	392. 452	1,533. 310		33. 594	
1910	79	288	1,440	426. 047	1,681. 105		668. 139	借入3,000円年度内償還
1911	79	288	1,440	1,007. 686	1,681. 105		673. 960	
1912	82	304	1,520	1,344. 666?	2,863. 740?		△130. 894	
1913	84	304	1,520	1,344. 666	2,863. 740		△ 42. 968	借入3,161償還2,835残457

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

り15馬力以上ノモノヲ購入スルコト」を決定している¹⁰⁶⁾。

1912(大正元)年度「事業ノ状況」は「作業場及汽缶ノ修理」と「合同販売生糸ノ売込ハ横浜市岩倉商店ニ委託」したことが記されているだけで、欠損の理由には触れていないが、建物什器が増加していることと修繕費の増加によるものと考えられる。また、仮渡金向けに岩倉商店と荷為替による4,561円18銭借り入れを行い、さらに個人から日歩3銭の利子で100円の借り入れを行っている¹⁰⁷⁾。

1913(大正2)年度の「事業ノ状況」によると、7月12日から10月21日までの操業で、その製品の売り込みは横浜市岩倉商店であった。なお「借入金及其償還」によると「組合員へ生糸代仮渡ヲ要スル為メ横浜市岩倉商店ヨリ本年度生糸代荷為替ヲ以テ金2,835円16銭5厘ヲ借入レ生糸販売代金ヲ以テ悉皆償還セリ他ハ経費支弁ノ為メ借入タルモノニシテ預金ノ弁済ヲ俟チテ之ヲ償還スルモノナリ……」¹⁰⁸⁾と問屋金融の一端を記している。

この年の役員一覧を掲げておこう。

組合長理事	熊谷周蔵	理事	小野寺丑之助	監事	皆川哲平
理事	千葉三治		遠藤信道		
	小野寺亀三郎	監事	山口末治		

また、1914(大正3)年度の事業予算案の中で、次のような諸料金・諸給与の基準を示している。

諸料金	報酬・給与	
加工料 生糸束装まで	75円/9貫当	組合長 開業中月額 8円50銭
生糸販売諸費 荷造運搬費共	60銭/1貫当	閉業中 日額 30銭
生繭乾燥料(乾燥のみの場合)	50銭/1石当	理事 日額 30銭
屑物・蛹肥料代金は組合の収入		技術員 月給 5- 8円 事務雇 日給 20-35銭
生糸場賃貸料	20銭/1日当	書記 5-10 小使 月給 3- 6円
		現業係 6- 8 火夫 8-12
工女繰糸賃金量目10匁につき	4銭5厘	乾燥係 6-12 教婦 6- 9
その他旅費日当・宿直・職工運搬夫賃略		再繰 3- 9
終業慰勞金20-25銭/従業者1人当 ¹⁰⁹⁾		

106) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94] 所収資料による。

107) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

108) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

109) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

1914 (大正 3) 年度の事業報告は見あたらなかった。

(無)猪川生糸生販組合

気仙郡猪川村字長谷堂 61

1905 (明治 38) 年 5 月 11 日の設立認可である。前身は 1901 (明治 34) 年 8 月発足の盛栄社 (80 釜) である。後年の資料¹¹⁰⁾によると、1901 (明治 34) 年に養蚕者百余名の申し合わせで製糸場を設け、盛栄社と称し、各自生産した繭を総て持ち込み製糸の上合同販売を行ってきたという。産業組合設立に際して、「工場及器械器具ヲ盛栄社ヨリ買入」という形を取った¹¹¹⁾。

設立時の役員は次のような顔ぶれであった。

組合長理事	金野栄作	監事	千葉金三郎
理事	鈴木福三郎		大畑平四郎
	佐藤守之進		

備考：岩手県庁文書庫資料「明治 40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

各年の事業概要は第 32 表および第 33 表に掲げたとおりである。

1905 (明治 38) 年度の「事業ノ状況」ハ「7 月 1 日ヨリ開始シ何等支障ナク経営 12 月 5 日終了」と記している。この年剰余金 535 円弱、積立のほか、113 円を配当に回している¹¹²⁾。

1907 (明治 40) 年度「事業ノ状況及損益ノ計算」¹¹³⁾によると、「原料タル繭……前年度ニ比シ 196 石余ヲ増加セリ之レ即チ組員タルモノノ事業ヲ愛ルノ篤キト飼育上諸般ノ設備トニ留意シ良結果ヲ得タルニ依ル製糸ハ……総テ横浜今井商店ノ手ヲ経テ売却セリ然ルニ本年糸価初期ハ未曾有ノ高価ニシテ 100 斤ニ対スル最高金 1,360 円迄ニ売却セシ中途ニシテ著シキ暴落ヲ来ス為メニ最低金 830 円迄ニ売却シ得サルノ止ムナキニ至ル……即チ 1 貫目平均 67 円 76 銭余ニ当レリ」, 「原料繭予想外ニ出タルヲ以テ酷寒ノ期ニ至ルマテ製糸スルノ困難ナルヲ感シ中途

第 32 表 猪川生糸生産販売組合の事業状況(その 1)

年	釜数		揚返 工女数		年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	100 斤当		
	総数	窓数	繰糸	揚返					運転	加工料	製造費
1905	80	(2)	80 人	3 人	汽力	380 石 000	320 貫 765	20,327 円 255		180 円	180 日
1907							515. 941	34,970. 850	5,496 円 770		
1908	86	(2)	86	5	汽力	530	586. 128	33,687. 300	6,357. 550	160	200
1910						484. 437	486. 169	27,563. 750	6,381. 609		
1911	84	(2)	84	4	汽力	484	3,038 斤	26,653. 090	6,435. 830	200	180
1911						502. 815	492 貫 233	26,653. 090	6,435. 830		
1912						491. 247	470. 479	25,495. 760			
1913						298. 109	314. 520	19,658. 050	4,102. 010		
1914						339. 687	330. 144	15,718. 530	4,197. 897		
1914	80	(2)	80	4	汽力	339	2,060 斤			212	84

備考：第 1-7 次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

110) 同組合の産業組合資金借入申請に関わる気仙群役所の「審査書」参照。岩手県庁文書庫資料「明治 44 勸業 産業組合資金書類 6」[C14 1 7 107] 所収資料による。

111) 岩手県庁文書庫資料「明治 36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

112) 岩手県庁文書庫資料「明治 36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

113) 岩手県庁文書庫資料「明治 40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 2 118] 所収資料による。

第33表 猪川生糸生産販売組合の事業状況(その2)

	組合		出資金		準備金	固定資産			本年度	
	員数	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物什器	計	繰越金	損益金
1905	農94工1商9	226	2,260円		327円				94円993	534円993
1907	94	1	9226	2,260	579.610		4,520円			366.200
1908	94	1	9226	2,260	832.810		4,520			13.980 (無利子)
1910	112		226	2,260	932.690		4,520			113.000 借入金2,260円繰越
1911	112		226	2,260	989.190		4,520			277.000 借入3,000 繰越5,260
1912	193		302	3,020	1,168.390		4,499.2			283.322 借入18,200 繰越5,108
1913	193		302	3,020	1,338.712		5,173.550			260.000 8,775 5,181
1914	193		302	3,020	1,470.512		4,977.930			55.110 16,800 4,431

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

ヨリ工女ノ数ヲ増加シ86人トセリ」と、市場に翻弄される姿を記録している。

1911(明治44)年度は、繭受入高が前年度比20石余減、生糸売却高が前年度並で、製糸は7月1日から翌年1月10日までかかっているが、「生産上及事業上共ニ何ノ支障ヲ見ズ」と報告している。借入金は前年度残が2,260円、当年度借入が3,000円で、そのまま次年度に繰り越しているが、繰り越し分は無利子、当年度分が年利率5.8%と有利な条件になっている。これらは繭の仮渡金として運用されたものと見られ、利息収入986円31銭を上げている¹¹⁴⁾。

この年同組合は、8月20日の臨時総会決議に基づき、年利率5.8%、2年据置13年賦償還の大蔵省預金部資金5,000円の借り入れ申請を行っているが、その理由として「生糸ハ総テ横浜市ノ生糸商店ニ委託販売シ居ルカ売却ノ後ニ非サレバ代金回収ナクタメニ売却前ニ於ケル事業費ハ総テ借入レ支弁シ居ル」のに加えて、「此等資金供給機関トシテハニ地方銀行ニ依ルノ外ナキモ金利高キタメ事業ノ収益少ナクタメニ準備金等ヲ意ノ如ク積立ツルコト能ハス」と述べている。組合員の資産は次の通りであった¹¹⁵⁾。

地価金額		地価金額		地価金額	
金野栄作	1,114円140	鈴木徳治	11円460	金野喜蔵	57円940
千葉文五郎	1,948.750	今野忠蔵	83.760	新沼庄兵衛	210.830
千葉仁吉	340.990	千葉門蔵	31.780	横沢梅蔵	3.590
鈴木武治	41.280	田村友治郎	129.470	今野官治	38.110
千葉嘉右衛門	42.130	金野惣五郎	100.780	中村与吉	95.240
千葉喜吉	192.430	金野丈作	37.420	千葉復治	139.590
伊藤長左衛門	101.880	鈴木豊作	27.160	金野専之助	77.870
森川万蔵	71.500	田村国松	94.290	金野与左衛門	110
長谷川順教	21.570	千葉源十郎	22.640	新沼英晃	
今野友治	61.820	千葉富蔵	43.210	金野勇五郎	
鈴木福三郎	664.130	千葉常作	128.420	千葉安五郎	
千葉金三郎	122.880	田村徳治	36.780	金野留吉	
金野徳蔵	106.050	佐々木鶴松	46.430	伊藤徳治	
新沼彦兵衛	44.690	伊藤丑蔵	46.340	千葉藤吉	
鈴木栄五郎	67.040	鈴木治三郎	10.990	田村文蔵	109.620
佐々木治惣	5.170	鈴木忠兵衛	48.440	安達一	5.580

114) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94] 所収資料による。

115) 岩手県庁文書庫資料「明治44 勸業 産業組合資金書類6」[C14 1 7 107] 所収資料による。

田村春治	123. 420	金野金治	31. 110	青砥忠兵衛	19. 590
金野新太夫	46. 630	佐々木清次郎	68. 440	田村松之助	090
金野三蔵	80. 020	中平丑太郎	38. 080	佐々木徳蔵	2. 270
佐々木鶴治	304. 900	稲沢泰見	58. 810	清水勇吉	25. 980
田村六右衛門	121. 850	中村国松	61. 720		
今野忠八	45. 890	田村広治	33. 440		

1912 (大正元) 年度の「事業ノ状況」は、「氣候不順ノ為メ一般収繭石数ヲ減ジ」たので繭の受け入れもやや減少したが「事業経営上何等支障ナク終了セリ」¹¹⁶⁾と報告している。

1913 (大正2) 年度「事業ノ状況」を見ると、原料繭受け入れの減少は「之レ桑葉ノ發育不良ノタメ飼育枚数ヲ減ジ從テ収繭ニ影響セルニアリ」とあり、製糸期間も3ヶ月で終わっている。しかし「生糸例ニヨリ横浜神栄商店へ委託販売ヲ為シタルニ糸価意外ニ騰貴売行好況ニシテ最高最低ノ平均ハ1貫匁ニ付金63円70銭余ニシテ前年度ヨリ1貫匁ニ付キ金12円72銭ノ高価ヲ見ルニ至レリ」と好成績であったことを記している。また、借入金8,775円74銭については、うち3,000円が年利率5.8%、2,100余円は無利子、他は日歩3銭5厘となっているが、借り入れ先は記されていない。給与・諸料金については、組合長・会計理事各50円、その他理事25円、監事5円とし、加工料は生糸1貫匁につき12円以内としている。この年の役員は次の顔ぶれである¹¹⁷⁾。

理事	金野栄作	理事	鈴木運治郎
	佐藤守之進	監事	千葉金三郎
	鈴木福三郎		大畑平四郎
	青砥忠兵衛		新沼貞雄

1914 (大正3) 年度「事業ノ状況」によれば、繭受け入れは前年度比14%増であったが、「生糸ハ横浜神栄株式会社へ委託販売ヲナシタルニ時局ノ関係ヨリ糸価意外ニ暴落シ予定ノ結果ヲ見ルヲ得ス経費ノ節減工女ノ督励法等事業ノ進捗ヲ図リ須ク諸般ノ点ニ注意セルモ平均1貫匁金47円8銭ニシテ前年ニ比シ金16円62銭ノ減費ヲ見ルニ至レリ」¹¹⁸⁾と不況の打撃を語っている。借入金のうち、2,500円に対する利率は年5.8%、1,931円93銭に対しては無利子、その他は日歩3銭5厘、および2銭8厘であったというが、借り入れ先は明記していない。この年

第34表 猪川生糸生産販売組合の貸借対照表(1914年度)

貸 方		借 方	
払込未済出資	304円000	出資金	3,020円000
建物	2,489. 350	借入金	4,431. 930
器械	2,029. 600	準備積立金	676. 780
什器	458. 980	特別積立金	793. 732
預金	3,970. 512	県補助金	330. 000
現金	55. 110	本年度剰余金	55. 110
合計	9,307. 552	合計	9,307. 552

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

116) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

117) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

118) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 2 118] 所収資料による。

第35表 猪川生糸生産販売組合の損益計算書(1914年度)

利益		損失					
加工料	4,197円897	役員報酬	135円000	消耗費	112円445	什器評価減損	195円620
預金利息	224.460	諸給	362.780	修繕費	311.022	雑支出	118.735
仮渡金利息	1,496.056	工賃	1,647.721	通信費	14.770	経費小計	4,449.190
		雑給	308.970	薪炭	728.457	借入金利息	1,414.113
		荷送費	133.200	会議費	33.410	事業費小計	1,414.113
		荷造費	133.010	売却手数料	224.050		
合計	5,918.413		合計	5,863.303			

差引剰余金 55円11銭

備考：1. 利息は物品引受後仮渡ヲナシタルモノ及預金等ニ対スル利息

2. 諸給ニハ書記揚返夫現業火夫見回婦小使等ノ給料

3. 雑給ニハ乾繭人夫及諸人夫ノ給料

4. 雑支出ニハ工女賞品代薬品代敷地料ヲ含ム

5. 利息ニハ借入金並ニ低利資金ニ対スルモノヲ含ム

岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

の貸借対照表及び損益計算書は第34表および第35表の通りである。

(無)下鷹生糸生産販売組合

気仙郡日頃市村字下鷹生 23ノ1

1905(明治38)年7月25日に設立の認可を受けた。その前身は1896(明治29)年6月発足の篤信製糸場-篤信社(102釜)である。のち、76釜規模となり、産業組合改組当時は74釜であった。水力を利用しており、同年12月に製糸工場用の汽缶を設立する申請を行い翌年許可を得ている¹¹⁹⁾。設立時の役員は次の通りであった。

組合長理事	鈴木佐助	理事	鈴木長助
理事	伊藤庄五郎		伊藤喜三郎
	鈴木六蔵		伊藤東四郎
	中村喜作		村上国松
	新沼三郎七		中村文四郎
	鈴木長四郎		中村善之助
	新沼弥右衛門	監事	伊藤平之助
	新沼由松		新沼虎治
	鈴木銀作		佐藤卯源治

備考：岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

各年の事業概要は第36表および第37表に見る通りである。

1905(明治38)年度「事業ノ状況」は、「繭ハ例年ヨリ3割方ノ減少ナリ之レ天候不良桑葉欠乏ノタメニシテ其余響ヲ慮リ教婦ヲ聘シテ工場ヲ管理セシメタリ繰製シタル繭ハ横浜ニ出シテ販売セリ」と記している¹²⁰⁾。

1907(明治40)年度の「事業ノ状況及損益計算」によると組合員の収繭高が2-3割の増収であったのに委託加工が増えなかった理由として「近年八方ヨリ大製糸家入込糸繭ノ買入ニ競争

119) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

120) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

第36表 下鷹生生糸生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数	緒数	揚返 工女数			年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当	
			窓数	線糸	揚返						運転	製造費
1896	120		63人	水力	97石		563斤				128円	
1900	120		60	水力	250		1,400				170	
1905	76	(2)	76	4 水力	287. 500		225貫686	14,462円	471		160	180日
1907					209. 410		218. 512	12,082. 874		2,857円	660	
1908	76	(2)	69	- 水力	285. 309		287. 748	15,792. 565	3,416. 006		135	100
1910					228. 930		261. 034	12,750. 850	2,719. 631			
1911	74	(2)	74	2 水力	229		1,681斤				167円	110
1911					180. 08		181貫673	9,489. 600	2,457. 539			
1912					163. 160		166. 923	8,940. 873	2,550. 224			
1913					87. 380		88. 030	5,281. 800	711. 440			
1914					1,750貫		-	-	-			
1914	50	(2)	50	2 水力	100石		570斤				180	50

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第37表 下鷹生生糸生産販売組合の事業状況(その2)

年	組合員数		出資金		準備金 積立金	固定資産		本年度 繰越金	本年度 損益金	備考
	口数	総額	払込済	土地		建物什器	計			
1905	59	247	2,470円		100円			100円		
1907	59	246	2,460			2,460円		250.		
1908	59	246	2,460	365. 500		2,460		204. 875		
1910	54	233	2,330	732. 764		2,913. 860		233. 407		
1911	54	233	2,330	872. 571		2,913. 860		219. 298	大蔵省預金部低利資金	
1912	54	233	2,330	996. 071		2,913. 860		166. 075	借入金2,000円繰り越し	
1913	54	233	2,330	1,088. 751		2,150. 000		△763. 860	借入残1,762	
1914	54	233	2,330	324. 891		2,000. 000		△215. 500	借入残1,291	

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

シ繭価格頗る昂進スルヲ以テ……収繭ノ5分若シクハ6分ヲ密ニ売却セルノ結果ニシテ」とその背信を遺憾とし、「徐々ニ結合ノ精神ヲ養フノ外ナシ」と慨嘆している。また問題点として工女養成の困難と教婦雇入れによる進歩の見通しを指摘している。委託販売先は横浜今井商店と岩倉商店であった¹²¹⁾。

1911(明治44)年度には、繭180石余を受け入れて生糸181貫678匁を生産し、1升平均10.08匁で前年度比1.3匁強の減であったという。その理由として、当年度ははじめ気温が高く桑の発芽が早かったのに掃立が例年通りと遅く、そのため「糸層ノ美ナル繭ヲ得サリシナラン」と述べている。加えて「生糸貿易場裡ハ何等ノ活気ナク軟風吹き荒ムルノ状況」で「小規模製糸家一層ノ苦痛ヲ感ジツツアル折柄近年他県ヨリ入込繭買入人ハ種々ノ手段ヲ以テ組員ヲ誘致シ売買ヲ行ハントスル状態ニシテ……組合ノ精神ヲ徹底セシムルハ刻下ノ急務ナリ」と慨嘆し、さらに「米価ノ騰貴ハ甚大ナル悪影響ヲ及ボシ生糸代金ノ前借ヲ申込者多ク現状維持モ困難」だと述べて、何らかの前貸し態勢による繭買入人への対抗の必要を暗示している。なお、特記すべき事項として、この年大蔵省預金部の低利資金2,000円を借り入れることとし、日本

121) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 2 118] 所収資料による。

勸業銀行代理貸付岩手県農工銀行から起債することを総会で決議している¹²²⁾。

1912(大正元)年度の「事業ノ状況」は長文の概要報告と心情吐露を行っている。すなわち、「……近年地方蚕糸業界ノ大勢ヲ観察スルニ蚕糸業界ニ於テハ桑樹ノ手入蚕種ノ統一及共同購入貯蔵或ハ共同稚蚕飼育等世運ノ進歩ト共ニ大ニ改良ノ業ヲ進メ優良ノ絹繭ヲ得ルト共ニ一方製糸界ニ於テモ乾燥器械ノ改良其他繰糸上ノ経営ニモ大ニ意ヲ注ギ絹繭先天ノ糸量色沢ヲ失セシメサル様理事者ノ苦心一方ナラザル結果トシテ年ト共ニ良糸ヲ製出シ得タルハ斯界ノタメ誠ニ喜ブヘキ現象ナリト雖モ如何セン近時地方財界不活発又年ト共ニ不振ノ状態ニ陥リ軟風吹キ荒ムノ有様ニテ左ナキタニ製糸業者ハ経営難ヲ唱フルノ今日小規模ノ製糸家ハ一層苦痛ヲ感シツツアル折柄近年絹繭ノ価意外ニ高値ニテ売行到底製糸スルモ引合ハサル勘定ヲ呈シ愈々以テ経営難ニ立至ルニ付テハ増々共同一致ノ精神ヲ鼓舞シ共同相助ノ実ヲ挙げ組合ノ発展ヲ期スベキニ反シテ組合員ノ過半ハ組合ニ委託製糸スルハ不利益ナルモノト誤認スルモノ続出シ仲買人モ亦其ノ虚ニ乗ジ種々ノ手段ヲ弄シテ組合員ヲ誘致シ原料繭ノ売買ヲ行フ為メ組合ニテ受入高モ年々減少セルノ止ムナキニ至ル……為メニ地方小規模ノ製糸業者ハ中止或ハ解散ニ瀕セルモノアリト聞ク……此際何カノ方法ニヨリ振興ノ策ヲ採リ産業組合ノ精神ヲ徹底セシムルハ刻下ノ急務ナリト信ズ……」¹²³⁾と。

1913(大正2)年度「事業ノ状況」を見ると、養蚕ノ状況は冷氣・低温にも拘らず栽桑技術向上により克服でき、「近年無比ノ優成績」であったというが、地方財界ノ緊縮状況に加え、前年来ノ耕地整理事業ヘノ参加で雑穀ノ収穫がなくなり、8月には暴風雨で米作ノ打撃まで加わり、組合員ノ生活が「惨憺タルモノアリ且ツ組合員中ニハ産業組合法ノ意義ヲ知悉セサル結果トシテ原料ヲ売却セントスル傾向トトモニ四困ノ事情ニ促カサレ本組合ノ受入原料モ前年度ト比較意外ニ少量ニシテ」と、結集ノ思わしくないことを嘆いている。その対策ノ一つとして「組合定款ヲ変更シテ蚕業必要ノ資金ヲ貸付シ且ツ其他ノ兼営事業ニモ着々好果ヲ収メ不撓不屈漸次進スルトキハ組合員ノ福利ヲ開発増進セシムルコト疑ナカルベシ」と、事業分野ノ拡大を唱っている。この年、組合名称を日頃市信購生販組合と変更し、事務所を同村字長安寺111ノ1番地(1912年に解散した長安寺生糸生販組合ノ所在地)に移している。この移転が工場買収によるものか、何らかノ譲渡によるものか、詳細は現在ノところ不明である。しかし、役員ノ顔ぶれを見る限りでは合併ないしは事実上ノ組織合同と見られるふしはない。信用に関しては、借入金はなく(ただし資産ノ部に仮渡金1,763円余が計上されている)、大蔵省ノ低利資金返済をはじめている。ほかに県補助金200円も計上されているが詳細は分からない¹²⁴⁾。

1914(大正3)年7月18日付で、同組合は「組合員ノ生産力ヲ増進セシメ且ツ福利ノ向上ヲ計ルニハ自然資金ノ潤沢ナラシムル必要相生ズ其タメ信用組合ヲモ併設スルト同時ニ農蚕業ニ必要ナル諸種ノ物品ト日用品ノ購買販売ヲモ兼営シテ組合員ノ富ノ促進ヲ期」すため定款変更を申請している。

1914(大正3)年度「事業ノ状況」は、養蚕業ノ漸次向上ノ趨勢と増収および繭質ノ改善を「大ニ喜ブヘキ現象」としながら、「近時財界ノ趨勢ハ依然トシテ緊縮ノ度ヲ進メ左ナキタニ疲弊セル組合員ノ生活状態ハ愈々益々困憊ノ極度ニ達セリ事業ノ頓挫ハ地方啓発ニ至大ノ関係アルハ俟タサルカ故ニ理事者ノ奮闘努力組合員ヲ激励シ定款ヲ変更シテ信用購買組合ヲモ兼営シテ意気消沈セル組合員ノ覚醒ヲセルニモ係ラズ世ノ進歩ニ遅レ時勢ノ発展ニ伴ハサル農民ト

122) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94] 所収資料による。

123) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

124) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

第38表 日頃市信用購買生産販売組合の貸借対照表(1914年度)

貸方		借方		
建物	1,200円000	出資金	2,320円000	
汽缶	500. 000	借入金	1,291. 670	
什器	100. 000	準備金	324. 891	
乾燥具	200. 000	特別積立金	-	
仮渡金	1,291. 670	県補助金	200. 000	
現金	639. 391			
合計	3,931. 061	合計	4,146. 561	本年度損失金 215円500

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

第39表 日頃市信用購買生産販売組合の損益計算書(1914年度)

利益		損失			
加工料	-円	組合長報酬	30円000	旅費	5円000
手数料	17. 500	事務員給料	40. 000	雑費	1. 000
仮渡金利子	95. 350	消耗費	5. 000	借入金利子	95. 350
		通信運搬費	2. 000	乾燥具評価減	150. 000
合計	112. 850	合計	328. 350		

差引損失金 215円50銭

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

シテハ如何ニ産業組合ハ自治自助共同相助ノ意義アルヲ説クモ目前ノ用途ニ余儀ナクセラレツアル大勢ハ如何トモ為ス能ハズ事業ヲ中止シテ生繭ノ共同販売ヲ為スノ止ムナキニ至レリ」という結末となったことを痛憤をこめて記している¹²⁵⁾。この年の貸借対照表と損益計算書を第38表および第39表に掲げた。この年の役員の様子は次の通りである。

組合長理事	伊藤庄五郎	理事	新沼由松	理事	佐藤東十郎
理事	伊藤平之助		鈴木銀作		中村文四郎
	佐藤卯源治		新沼弥右衛門	監事	新沼虎治
	鈴木佐助		新沼初五郎		鈴木六蔵
	中村善之助		鈴木長助		伊藤伊右衛門
	新沼三郎七		佐藤万徳		

(無)石橋生糸生販組合

気仙郡日頃市村字石橋 86 番地

1905 (明治38) 年7月25日の設立認可である。前身は1894 (明治27) 年7月にスタートした日頃市製糸場 - 日頃市社 (80 釜) である。一時は120 釜を備えたが、産業組合への改組時は70 釜規模であった。組合は「日頃市社ノ財産ヲ買受」けた形を取っている¹²⁶⁾。産業組合設立時の役員は次の顔ぶれである。

組合長理事	鈴木三郎七	監事	奥山行蔵
	新沼弥右衛門		鈴木万右衛門
	鈴木長五郎		佐藤才蔵

備考：岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 62 118] 所収資料による。

125) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

126) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

第40表 石橋生糸生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数	緒数	揚返 工女数		年製造高	同金額	100斤当			
			窓数	繰糸			加工料	製造費	年操業	
1896	80		42人	水力	150石	900斤			150円	
1900	120		60	水力	250	1,400			170	
1905	80	(2)	80	3	水力	400	416貫516	25,845円810	160	250日
1907						446. 010	401. 465	22,162. 470	4,096円578	
1908	70	(2)	70	-	水力	436. 309	392. 435	20,023. 950	3,741. 773	160 180
1909						325. 562	324. 396	16,114. 420	2,824. 211	
1910						229. 665	234. 776	12,169. 076	2,732. 903	
1911	70	(2)	41	3	水力	228	1,518斤		182	148
1911						138. 721	131貫955	6,989. 094	1,872. 740	
1912						112. 245	116. 662	5,198. 540	1,534. 207	
1913						65. 757	72. 077	3,331. 320	733. 544	
1914										

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第41表 石橋生糸生産販売組合の事業状況(その2)

年	組合		出資金		準備金		固定資産		本年度	
	員数	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物什器	計	繰越金	損益金
1905	76	286	2,860円		200円		2,860円			200円
1907	76	286	2,860		201. 298		2,860	2,860円		183. 260
1908	76	286	2,860		545. 750		2,860			141. 635
1909	76	286	2,860		604. 465		2,860			85. 007
1910	76	286	2,860		655. 152		2,600		△178. 130	償却260円計上
1911	76	286	2,860		655. 152		2,550		△136. 124	
1912	76	286	2,860		655. 152		2,470		△ 40. 246	同 80円計上
1913	76	286	2,860		655. 152		2,350		△152. 984	

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

各年の事業状況は第40表および第41表が示す通りである。

1905(明治38)年度「事業ノ状況」は、「当組合ハ設立以来日浅キ為メ或ハ解舒ノ如何ヲ慮リ工女養成ノ目的ヲ以テ教婦ヲ雇入レ工場ヲ管理セシメタリ払込額ハ順次乾燥ヲ行ヒ繰製ノ上横浜神栄株式会社ニ送り販売セリ」と記している¹²⁷⁾。

1907(明治40)年度の「事業ノ状況」によると、「工女ハ初進[ママ]者多ク従テ繰製ノ掛ランカラザルヲ顧慮シ工女養成ノ目的ヲ以テ教婦ヲ雇入レ之ガ監督及教示ヲナサシメタルニ其成績良好ナリキ」と熟練労働力確保の困難を述べ、販売は「横浜神栄株式会社ニ委託販売」する形を取っていたことを記している¹²⁸⁾。また、当時の給与・諸料金についても述べているが、それによると、

組合長・会計専務理事	120円/年	加工料	10銭以内/生糸10匁
工場監督理事	50円/年	手数料	1銭1厘以内/生糸10匁

127) 岩手県庁文書庫資料「明治36・38 勸業 産業組合統計簿」[C15 4 8 126] 所収資料による。

128) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 2 118] 所収資料による。

書記・現業夫	10円/月
教婦・火夫	9円50銭/月
揚返人夫	8円/月
臨時雇人夫	10銭以内/日
繰糸賃金	5銭以内/繭1升

となっている。さらに雑費の中に「荷為替料」が含まれており、為替信用取引を行っていたことを示している¹²⁹⁾。

翌1909(明治42)年度の「事業ノ状況」の記述によると、蚕種の統一、合同稚蚕飼育などの改良で収繭量は増加し、また「教婦ヲ雇入工場ヲ管理セシメ糸量ノ減少ヲ防グベク先端の色沢ヲ失ハシメザル様煮方口立等ニモ注意セル結果トシテ糸量品位共ニ相応ノ生糸ヲ繰製」することが出来たが、「両3年以來糸界ノ大勢ハ依然トシテ閑散ノ成行ヲ持續シ来ルヲ以テ最早回復ノ機ニモ近キニハアラザル杯万一ノ僥倖ヲ期待シ前途ヲ樂觀セシニ終ニザリザリ下降ノ一途ニ走り向上ノ売行ヲ見ザル」結果となったという。しかも「糸界ノ不活発ニモ不係繭繭ノ価格ヲ予想以上ニ劇進セシメタル結果トシテ組合定款ヲ無視シ原料ヲ他ニ売ラントスル傾向モ」現れたと述べて理事者による措置と、それによる発展への期待を表明している¹³⁰⁾。

1911(明治44)年度の「事業ノ状況」を見ると、「当年ハ概シテ養蚕不良ナル為メ解舒ノ宜敷ヲ得サルト工女ノ欠乏ニ依リ製糸ノ進捗意ノ如クナラス亦収繭モ平年ヨリ2割ヲ減シタリ乾燥ハ各自所有ノ殺繭器不備ノタメ34ノ乾燥ヲ以テ繭ノ保管ハ了シタリ製糸ハ毎日品位トデニールトヲ検査シ勤惰ヲ賞罰シテ一層督励ヲ加フルト同時ニ県ノ派遣シタル教婦ノ指導ニヨリテ大過ナク横浜検査所ノ成績ヲ見ルニ至レルモ工女ノ欠乏ノ結果予想外ノ就業日数ヲ費ス……」と述べている。生糸は「横浜市神栄今井岩倉ノ3商店ニ販売ヲ託セリ」となっている。また6月に宮城県知事の認可を得て工女および労務者の募集を行い、そのための事務所を設置したことが記録されている。諸給与は次の通りである¹³¹⁾。

組合長及び		教婦	月	9円50
会計専務兼工場長	年100円	小使	同	5.00
書記	月10円	臨時雇員	日	45銭
現業夫	同11.50	工女	繭1升到付	5銭7厘弱
火夫	同9.50			
揚返夫	同8.50	加工料	10匁に付	14銭2厘弱

備考：岩手県庁文書庫資料「明治45勸業産業組合事業報告書」[C147794]所収資料による。

1912(大正元)年度の「事業ノ状況」は、前年度とほぼ同文で、収繭は前年より3割減と記している。生糸の販売先は「荷物ハ横浜市今井商店へ販売ヲ託セリ」¹³²⁾と記されている。

1913(大正2)年度「事業状況」を見ると、操業は7月11日から9月7日の2ヶ月足らずで、「当年ハ概シテ養蚕不良ナルタメ解舒ノ宜敷ヲ得ザリシナリ依テ製糸ノ進捗意ノ如クナラズ又収繭モ平年ヨリ1/2以上減シタリ乾燥ハ各自所有ノ殺繭器不備ノタメ2・3ノ乾燥ヲ以テ繭ノ保管ヲ了シタリ」という。工女に関しては「製糸ハ毎日品位デニール及量目等ヲ検査シ勤惰ヲ賞罰シテ層一層ノ督励ヲ加ヘツツ居レリ工女ハ平年非常ニ欠乏シタルモ本年ハ意外ニ充分ス始

129) 岩手県庁文書庫資料「明治40 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 6 2 118]所収資料による。

130) 岩手県庁文書庫資料「明治42 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 7 4 131]所収資料による。

131) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94]所収資料による。

132) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38]所収資料による。

終満員ナリシタメ予想日数以内ニテ遺憾ナク……終了ヲ告ゲタリスル短期間故県派遣ノ教婦ノ指導ヲ受ケザルハ不幸ノ至リナリ」とのべ、「出荷ハ本郡世田米村菅野伊太郎氏ニ直売リセリ」と販売先が個人仲買人（いくつかの産業組合製糸の監事もつとめている）であることを記している。給与・諸料金に関しては、組合長・会計専務理事が年60円、書記兼現業夫が月15円、火夫13円、揚返夫11円、小使5円、臨時雇日給50銭、加工料生糸10匁につき11銭弱、手数料繭1升につき1銭1厘と定めている。なお、この年の役員顔ぶれは次の通りである¹³³⁾。

組合長	理事	理事	理事
佐藤栄作	佐々木金七	佐々木春吉	
鈴木三郎七	村上覚松	村上六助	
新沼一哉	黒森伊三郎	佐藤宇市	
佐々木重右衛門	佐藤甚作	監事	奥山辰三
佐々木利三郎	佐藤竹松	鈴木万右衛門	
中嶋与平	長岩三之助	村上庄右衛門	

この組合は、1915（大正4）年に前年度事業報告を行ってまもなく、清算人名による同年7月1日から10月8日までの第10年度事業報告を提出して解散している。前年度の「事業ノ状況」は、「前年度[1913]ニ於テモ器械器具破損シ使用ニ堪エザルタメ休止セシモノナレバ本年ハ弥増破損ノ点多ク到底修理ノ上使用スル見込ナク……本年就業セントスルニハ組合員ノ意志ヲ確ムル必要アリ協議会ニ付セシニ意見碩々ニシテ結決ノ様更ニナク解散ノ声ノミ聞クニ至リシナルニヨリ」と経過を述べ、10月8日組合解散の件で総会が召集され、「一同異議ナク解散ノ決議シタリ」との結末にいたったと記している¹³⁴⁾。

生糸生販組合矢栄社

気仙郡矢作村字片他家22

その前身は、1900（明治33）年発足の矢栄館 - 矢栄社であった。その当初からいち早く「汽力」を動力源として使用しているところが特徴といえる。

矢栄社は1909（明治42）年9月に44名による産業組合の設立許可申請を行い、書類不備等のため1911（明治44）年に産業組合としてようやく発足した¹³⁵⁾。その第1年度事業報告によると、役員は次の通りである。

組合長	理事	理事
佐藤平治	村上義三郎	
小林徳右衛門	監事	佐藤林平
佐藤広治	村上金兵衛	
畠山長助	佐々木馬七	

「事業ノ状況」によると「本年度ニ於ル組合員生産ノ繭一般不良ニシテ解舒悪シク糸量意外ニ減少シ且品質実ニ劣等ニシテ加フルニ糸価ハ漸次低落シ売行渉々シカラス為メニ予期ノ成績ヲ挙グル事ヲ得ザルニ至リシハ本組合ニ於ル事業経営創立ノ初年度ニ於テ組合員ヲ悲観セシメ」と報告している。しかしそれは市況のせいだと「組合員モ別ニ悪感情ヲ懐クモノナク益々事業発展ヲ図ラントスル意気込ナリ」と結んでいる。また、この年1,900円の借入金があり年度内に償還しているが、これは「荷為替」によるもので、「荷為替打歩」として日歩6銭5厘の高

133) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

134) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合 乙」[C13 3 3 61] 所収資料による。

135) 岩手県庁文書庫資料「明治43 勸業 産業組合」[C14 1 6 120] 所収資料による。

利を支払っており、その額は122円14銭に達している。なお、損益計算書には加工料のほか雑収入39円75銭が計上されているが、これは「工女ノ繰糸ニ際シ12デニール以上5銭ノ割合ヲ以テ罰金ヲ徴シ織度ノ均一ヲ計ル目的ニテ収入シタルモノナリ」と説明されており、産業組合製糸の労務対策の一端を覗かせている。また、128円20銭が「組合設立前製糸場主佐藤平治外46名ヨリ寄付セラレタルモノ」として計上されている¹³⁶⁾。

各年の事業概要は第42表および第43表に掲げた。

1912(明治45)年4月16日の通常総会で定款変更を行い、「信用ノ加設ハ最モ必要」として信用部の設定を可決して名称を(無)信生販組合矢栄社と改めている¹³⁷⁾。

1912(大正元)年度「事業ノ状況」をみると、一部の霜害と梅雨による悪条件で収繭はほぼ3割減となった上、優良繭も少なく、したがって繭の受け入れも少なく解舒も悪かったという。製糸に関しては「9・10月ノ初旬糸況ハ注電頻繁頗ル佳境ニ至リシモ中旬以後日一日ト暴落閑散底止スル所ヲ知ラズニ反シテ米価ハ前代未聞暴騰ヲ告ケ糊口ニ苦シムヤノ惨憺タル光景窮境見ルニ忍ヒズ救済ノ意ニ出タルヲ以テ或ハ信用越度ノ虞レアリ横浜委託問屋モ機ヲ逸セズ売却ニカメタルモ暴落ノ結果市場ノ閑散ニ伴ヒベケハ免レ難キ状況トナリ為メニ予期ノ成績ヲ挙クルニ至ラザリシハ甚タ遺憾トスル処ナリ金融逼迫緊縮ハ一般経済界ニ大打撃ヲ受ケ思ヒナカラ償還ノ運ヒニ至ラス本年度末ニ於テ漸ク売却ノ解決ヲ見ルニ至ル」と、深刻な不況に巻き込まれた窮状を語っている。なお、組合員への無担保貸付金として日歩4銭で18,400円が貸し付けられ、そのうち年内償還が13,850円貸付残高が4,550円と記されており、その内訳は養蚕資金貸付が45件、新材払下代金3件、工女賃金前金貸付10件であったと報告されている。借入金は、気仙銀行および横浜岩倉商店よりとなっており、日歩6銭という高利で、その残高は4,550円である。なお、この年の役員一覧は設立時と同じである¹³⁸⁾。

1913(大正2)年度の「事業ノ状況」は、春先の天候が順調で養蚕の条件は優れていたが、前年秋の風水害で桑樹がやられたので、掃立枚数を減じてスターとしており、加えてその後の天候不順と蚕病で減産となったことを述べ、他方「糸況ハ経過8・9月ノ初旬注電頻繁頗ル佳境ニ遭遇シテ1回ノ売込ヲナシ10月下旬ヨリ市況鎮静糸価低落トナリ前途ヲ悲観セシモ幸ヒニシ

第42表 生糸生産販売組合矢栄社の事業状況(その1)

年	揚返		工女数		運転	年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当	
	金数	緒数	窓数	繰糸							製造費	年操業
1900	80			40人	水力	150石		956斤			120円	
1905	52			2	汽力	230		1,406			146	150日
1908	60	(2)		2	汽力	250		1,625			200	140
1911	52			2	汽力	370		2,181			210	197
1911						449. 440		393貫651	21,822円958	4,543円015		
1912						278. 680		260. 959	13,697. 790	3,131. 517		
1913						232. 353		231. 136	10,863. 392	2,773. 632		
1914						255. 165		244. 501	7,946. 283	2,935. 012		
1914	52			2	水力	256		1,528斤			200	150

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

136) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94] 所収資料による。

137) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合 甲」[C14 7 7 91] 所収資料による。

138) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

第43表 生糸生産販売組合矢栄社の事業状況(その2)

組合 員数	出資金		準備金		固定資産		本年度 繰越金	本年度 損益金
	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物什器		
1911	55	181	1,810円	128円200			128円200	借入金1,900円全額償還
1912	55	181	1,810	128. 200	1,810円		125. 000	組合員貸付残4,550円
1913	55	181	1,810	253. 200	1,775. 720		125. 000	借入1,500 残1,500
1914	55	181	1,810	378. 200	1,807. 158		125. 000	

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第44表 信用生産販売組合矢栄社の貸借対照表(1914年度)

貸方		借方	
建物	770円000	出資金	1,810円000
汽缶	747. 358	準備金	378. 200
什器	289. 800	未支払利息	152. 158
現金	503. 200	借入金	2,558. 800
貸金	2,558. 800	本年度剰余金	125. 000
未収入利子	155. 000		
合計	5,024. 158	合計	5,024. 158

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

テ横浜委託問屋ハ売却ニ尽瘁ノ勞ヲ執ラレ低落ニ先タチ2回ノ売込ヲナセリ11・12月ハ益々暴落ノ結果市場ノ閑散ニ伴ヒベケハ免レ難キ状況トナリ残品ハ和売ヲナシタルタメ予期ノ成績ヲ挙クルニ至ラザリシモ其大半ハ糸価ノ好調ニ連レ売込ヲナシ本年度内ニ於テ売却ノ解決ヲ見ルニ至ル」と、ほぼ満足の結果を記している。貸付金は組合員養蚕資金としての無担保貸付で日歩4銭、借入金は日歩3銭8厘借り入れ先は気仙銀行（抹消されているが）とみられる¹³⁹⁾。

1914（大正3）年度の「事業ノ状況」によれば、当年度は掃立期の霜害による桑の被害と、5齡期の天候激変で大方は被害を受けたものの、当組合の繭は幸い平年比8%の増収であった上、繭質も良く、解舒・繊維とも良好だった。「7月初旬初荷若干横浜委託問屋へ出荷シタルモ糸況ハ日々ニ昂騰シ此好機ニ連レ第1回ノ売込ヲナシ此機会ヲ逸セズ順次加工出荷ニ執掌[オウショウ]シツツアルモ豈凶シヤ8月初旬欧州戦乱ヨリ延ヒテ東洋ニ及ボシ横浜生糸貿易市場ハ一時暗黒ヲ呈シ取引皆無ノ状態ニテ前途ヲ悲観セシモ追々取引行ハレ糸価ノ低廉ハ免カレ難キモ残品ハ総テ1月初旬マテニ売込ヲナシ本年度内ニ於テ売却ノ解決ヲ見ルニ至レリ之レ時局ノ影響ハ本組合経済界ニマテ大打撃ヲ被リタレバ予期ノ成績ヲ挙クル能ハザルハ少シク遺憾トセシモ組合員ヲシテ別ニ悪感情ヲ懐クモノナク宜シク善後策ヲ講ジ」て無事に終わったと述べている¹⁴⁰⁾。この年、借入金は気仙銀行他1ヶ所（詳細不明）からの2,558円80銭、その利率は最高日歩4銭、普通3銭5厘、最低3銭であった。償還は前年度からの繰り越し分1,550円だけで、本年度分はそのまま借入金残高となっている。1914年11月1日に「重要輸出物品製糸業者救済資金」に関する移牒を役場から受けたと記しているが、これにどう対応したかは分からない。役員一覧をみると設立時とほとんど変わらず、監事村上金兵衛が村上善祐に交替しただけである。

139) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

140) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

第45表 信用生産販売組合矢栄社の損益計算書(1914年度)

利益		損失					
加工料	2,935円012	理事監事報酬	44円000	生糸販売費	634円510	汽缶器機評価	
雑収入	194. 940	諸給料	335. 000	生糸荷造費	71. 890	減耗費	43円000
貸金収入利子	155. 593	工女賃金	1,110. 550	雑費	43. 040	借入金利子	361. 460
全未収入利子	155. 000	旅費	8. 660	敷地料	40. 000	事業費小計	404. 460
		通信運搬費	12. 905	修繕費	53. 240		
		消耗費	549. 890	経費小計	2,911. 085		
合計	3,440. 545			合計	3,315. 545		
差引剰余金	125円						

- 備考：1. 雑費ニハ工女成績賞与金其他開業祝費手形印紙代及出張実費職務勉勵手当ヲ主トシテ掲ク
 2. 消耗費ニハ薪炭白皎油石油筆紙墨等ヲ主トシテ掲ク
 3. 生糸販売費ニハ売込経費手数料荷掛金運賃荷為替経費其他海陸保険料等ヲ主トシテ掲ク
 4. 雑収入ニハ工女繰糸ニ際シ光沢ノ織度ノ均一ヲ計ル目的ヲ以テ12デニール以上及光沢ノ光沢ノ賞罰ヲ与ヘ其粗悪ナルモノヘ5銭ノ罰金ヲ徴収シタルモノト其他人糞尿・蛹・残薪ヲ含ム
 5. 利子ハ100円ニ対シ日歩4銭ヲシタルモノト借入金利子ハ100円ニ付日歩3銭8厘及荷為替打歩其他ヲ含ム
 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

ここで、当年度の貸借対照表と損益計算書を第44表と第45表に掲げよう。内訳の詳細説明があるので、活動状況を窺うのに便利である。特に、工女の賃金に関して、「賞与」、「職務勉勵手当」のほか、デニール・光沢に関して「賞」とともに「罰」金5銭が加えられていることがわかる。産業組合が、対労働者関係では営業製糸と同様の過酷な「苦汗賃金」制をとっていることが明かとなる。手数料率(加工料)は総会決議で製糸10匁につき12銭強と定められた¹⁴¹⁾。

(有)坂本信販組合

気仙郡上有住村字上家132ノ2

1895(明治23)年創業の坂本製糸場がその前身である。

1907(明治40)年9月12日に許可を申請し、10月23日に許可を得ている。申請者の顔ぶれは次の通りであった。

申請者	土地所有	土地所有	
佐藤善兵衛	農 8町4020	菊田太郎治	10町6225
斎藤泰助	農 5. 5218	村上万蔵	農 4. 5910
畠山三蔵	農 2. 1624	佐藤伊兵衛	9. 0423
山田佐治兵衛	農 14. 4023	斎藤国吉	11. 0310
佐藤万之助	農 7. 0810	小山平十郎	9. 2908

備考：岩手県庁文書庫資料「明治41勸業産業組合甲」[C1473139] 所収資料による。

このうち、村上万蔵は気仙銀行設立時の筆頭発起人である。土地所有の階層もかなりの広がりをもっていることがわかる。

村長の「意見開申」書は「組員20有余名……本村ノ嚆矢ニシテ……将来増々産業ノ開発……他ニ該組合ノ設立普及スル儀ト信認致候」と期待を込めて速やかな許可を求めている。

各年の事業の概要は第46表および第47表に見る通りである。

141) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

第46表 坂本生糸生産販売組合の事業状況(その1)

年	釜数	緒数	揚返 工女数		運転	年藪使用高	同金額	年製造高	同金額	100斤当			備考
			窓数	繰糸						揚返	加工料	製造費	
1893	36				水力			563斤			142円		
1896													休業?
1900	25			25人	水力	350石		2,187			160		
1905	40	(2)	40	2	水力	80		400			160	90日	
1908	42	(2)	42	2	水力	97		525			180	60	
1911	50	(2)	50		水力	70		480			150	60	
1912								65貫464	3,134円	010	553円	835	
1913								60	63.500	3,175.000	539.080		
1914								42	45.000	1,890.000	382.500		
1914	30	(2)	25	1	水力	50		296斤			160	50	

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

第47表 坂本生糸生産販売組合の事業状況(その2)

年	組合		出資金		準備金		固定資産			本年度	
	員数	口数	総額	払込済	積立金	土地	建物什器	計	繰越金	損益金	
1912	9	70	700円			70円	630円	700円		なし	
1913	9	70	700			70	630	700		なし	
1914	9	70	700			70	630	700			

備考：第1-7次『全国製糸工場調査』および各年「事業報告」により作成。

1913(大正2)年の「産業組合定款変更認可申請」にさいして郡長から添付された上申書によると、「同組合ハ大正元年8月以前ハ幾ント有名無実ニシテ豪モ活動セサリシタメ」これまでも種々支障があったが、「督励ノ結果漸ク全年9月ヨリ真面目ニ事業経営スルニ至リ去ル7月30日ヲ以テ第1回通常総会ヲ開会シ第1年度事業成績報告書ト同時ニ定款変更ヲ議決」するまでになったという¹⁴²⁾。

1912(大正元)年度の「事業ノ状況」は、「信用部ニアリテハ資金悉ク固定シアリテ貸付更ラニナク又貯金ノ取扱ヒナシ」、「販売部ニ在リテハ生糸ノ声価稍良好ナリシモ組合員ニ未タ能ク本事業組織ノ趣旨徹底セサルヤノ憾アリテ集繭思ハシカラス従テ生糸ノ数量少額ニシテ其ノ価額ヲ算スレハ3,251円01銭ニ過キス斯クテ何等ノ損益ナキモ剰余金更ラニナシ」¹⁴³⁾と不振を慨嘆している。役員は次の通りである。

理事	佐藤善兵衛	監事	山田佐治兵衛
	佐藤万之助		村上万蔵
	小山幸助		小泉勇右衛門

1913(大正2)年度の「事業ノ状況」を見ると、信用活動はなく、「販売部ニ在リテハ生糸ノ声価稍良好ナリシモ組合組織日浅キ為カ未タ組合員ノ増加ヲ見ルナク現現在組合員少数ナルヲ

142) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合 乙」[C14 4 8 36] 所収資料による。

143) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

第48表 坂本信用販売組合の貸借対照表(1914年度)

	貸方		借方
土地	70円000	出資金	700円000
建物	150. 000		
汽缶	450. 000		
什器	30. 000		
現金	—		
合計	700. 000	合計	700. 000

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

第49表 坂本信用販売組合の損益計算書(1914年度)

利益		損失			
加工料	382円500	役員手当	5円000	旅費	—円
		事務員手当	15. 000	修繕費	5. 700
		男工賃金	30. 000	登記諸費	—
		工女賃金	258. 200	諸税金	7. 600
		消耗費	57. 500	雑費	3. 000
		通信費	500		
合計	382. 500	合計	382. 500		

差引剰余金 ナシ

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

以テ集繭量思ハシカラス從テ製糸数量多カラザリシ」と不振を述べている¹⁴⁴⁾。

1914(大正3)年度の「事業ノ状況」では、「販売部ニ在リテハ生糸ノ声価安シク且ツ組合組織日尚モ浅キ為カ未タ組合員ノ増加ヲ見ルナク現在組合員少数ナルヲ以テ集繭思ハシカラザリシタメ製糸ノ数量多カラザリシハ遺憾ナリ」¹⁴⁵⁾と記されている。また貸付・預金等の信用活動は皆無であった。この年の役員は次の通りである。

組合長理事	佐藤善兵衛	監事	小山幸助
理事	佐藤万之助		村上万蔵
	山田佐治兵衛		齊藤国吉
	佐藤伊兵衛		

また、当年度の貸借対照表と損益計算書は第48表および第49表のようであった。組合員9名、出資金700円で借入金もなく、供繭の加工料が唯一の収入で剰余金も積立金・償却費計上もなしという経営状況は、企業としての存立を危ぶまれるものであるが、それにも拘らず、組合員の拡大が実現しないことを嘆きつつも、ともかく存続している事実は、ある意味で産業組合組織であることの利点といえるのかも知れない。

甘楽社盛岡組

甘楽社は1880(明治13)年に設立された群馬県の生糸揚返出荷の協同組合で、碓氷社・下仁

144) 岩手県庁文書庫資料「大正4 勸業 産業組合」[C13 3 2 69] 所収資料による。

145) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

田社と共に「南3社」と称された結社である。岩手県内務部『巖手県蚕糸業一斑』（1912）は、1908（明治41）年の「座繰之部」¹⁴⁶⁾に甘楽社盛岡組の名が掲げられており、この結社に加入した組合が存在していたことを明示している¹⁴⁷⁾。1907（明治40）年創業、所在地は厨川村、営業者は小原忠兵衛、規模は座繰30釜となっているが、それ以外は今のところ一切不明である。

下仁田社下有住組
気仙郡世田米村

1906（明治39）年に群馬「南3社」のひとつ下仁田社に加入した座繰製糸の結社であり、出荷高25貫、組合長は和泉丑之丞であったが、1910（明治43）年に会社設立のため脱退したという¹⁴⁸⁾。『全国製糸工場調査』に記載されていないのは、この組織の活動が共同揚返・出荷活動に限定されていたからではないかと推定される。また、下仁田社が産業組合となったのは産業組合法の第2次改正（1909）によって数県にまたがる産業組合の連合組織の結成が認められた後の1910（明治43）年のことなので、この下有住組は当然産業組合関係文書にも登場しなかったことになる¹⁴⁹⁾。いずれにせよ、この組織の詳細はこれ以上は明かではない。今後の解明に俟つほかはない。

(有)信販組合下仁田社宮古組

下閉伊郡宮古町大字新町20番戸

1910（明治43）年3月、岡田与五兵衛ほか9名によって設立申請が提出され、同年4月に認可された。これは「既ニ製糸共同販売ノ目的ヲ以テ隣接地同業者団結シテ生糸揚返場ヲ設ケ其ノ加工シタル生糸ハ下仁田社ニ委託シテ販売致居候処今回産業組合法ニ基キ前記組合ヲ設立シ販売事業ノ外信用業務ヲモ兼営致候コトニ協定致候」¹⁵⁰⁾という事情によるもので、いわゆる「広域産業組合」としての許可を求めるものであった。申請者の顔ぶれは次の通りである。

	不動産	動産		不動産	動産
◎岡田与五兵衛 商	6,335円	5,600円	▽細越忠兵衛 商	453円	600円
岡田喜与吉 同	—	—	岡田与十郎 同	250	250
▼岡田一郎 同	1,254	500	工藤末吉 同	200	350
▼小笠原半平 同	5,300	1,850	中嶋長太郎 同	300	950
中村弥太郎 同	1,250	750	▽中村喜助 同	23,755	9,000

備考：岩手県庁文書庫資料「明治43勸業産業組合」[C1416120] 所収資料による。

◎は組合長、▽は理事、▼は監事。

全員が商業者で、傍ら養蚕を営む者（小笠原・中嶋）、製糸業に進出した者（岡田与五兵衛・小笠原・中嶋）、海産物の仲買・製造（中村喜助）が中心となっている。とくに与五兵衛は十数

146) 『巖手県蚕糸業一斑』は、第6次『全国製糸工場調査表』と同一の調査資料に基づくものと見られる。1911（明治44）年時点の製糸工場の一覧表を掲げているが、その中には『全国製糸工場調査表』に欠落している「座繰工場」9工場の一覧が記載されている。

147) 産業組合史編纂会『産業組合発達史』第1巻 同刊行会 1965 p.75に「南3社」の加入組合の府県別の数値が掲げられているが、甘楽社には岩手の欄がない。

148) 産業組合中央会群馬支会『上毛産業組合史』1929 参照（岩手県農業協同組合史編纂委員会『岩手県農業協同組合史』1969 p.74による）。

149) 産業組合史編纂会『産業組合発達史』第1巻 同刊行会 1965 pp.468-469 参照。

150) 岩手県庁文書庫資料「明治43 勸業 産業組合」[C14 1 6 120] 所収資料による。

第50表 信販組合下仁田社宮古組の事業状況(その1)

釜数	緒数	揚返 工女数		繰糸	揚返	運転	年繭使用高	同金額	年製造高	同金額	加工料	100斤当 製造費	年操業
		窓数	繰糸										
1911		36							(揚返)288貫751	14,986円720	477円300(揚返)		
1912									402. 738	21,555. 660	665. 820		

備考：各年「事業報告」により作成。

第51表 信販組合下仁田社宮古組の事業状況(その2)

組合 員数	口数	出資金		準備金		固定資産		計	繰越金	本年度 損益金
		総額	払込済	積立金	土地	建物什器				
1911商14雑6	200	2,000円	400円	118円705		5円	5円			43円950
1912 14 6	200	2,000	600	162. 655		5	5			118. 707

備考：各年「事業報告」により作成。

年来胴取り製糸を営み、それを足踏み器に改良するなどの努力を続けて来たという。下仁田社との関係の歴史は不明だが、郡長の添え書きでは「本郡製糸販売ニ付テハ未タ独立シテ取引困難ノ事情有之ニ依リ該社ニ付属設立ノ便宜ナルヲ認メタルモノ」と説明している。区域は上述の事情で宮古・鍛ヶ崎・花輪・山口・千徳・茂市・田老の数町村にわたっている¹⁵¹⁾。

先にみた下閉伊郡製糸改良組合の名簿と比較してみると、両者にまたがるのは岡田与五兵衛だけなので、系譜は希薄ということにもなるが、岡田は同改良組合の事務所を自宅にもっており、名実共にその中心的組織者であったことからみて、この地域の製糸業の発展の新たなステップをなすものであったといえる。

この組合の各年の事業概要は第50表と第51表に見る通りである。

第2年度である1911(明治44)年度の『報告書』を見ると、「本年度ハ春蚕ニ於テ比較的悪結果ヲ来シ産繭ノ減収ト不良ナルハ実ニ意外ニシテ当事者ヲシテ沮喪セシム加フルニ前年度ニ於ケル糸価市場好果ヲ納メタル影響トシテ養蚕家ハ気配強ク製糸家トシテハ甘ンジテ競争スルノ止ムナキニ至リ糸量ハ平年ニ比シ約2割減ノ打撃ヲ受ケ市場亦従テ活気ナカリシ」という状況であった。そこで「唯々加工上疎漏ナカラン事ニノミ苦心セシ故査定等級ニ於テ平均6等内外ニ留リシモ揚返工女事故アリ一時不熟練ナルモノヲシテ代ハラシメタルニ粗悪ナル取扱ヲナシ傷糸トシテ販売セラレ其高実ニ5貫857匁ヲ算スルニ至ル……併生産者ニ在リテハ従業者ト工女等ノ誠実トニヨリ他方ニ聞クガ如キ損失ヲ免カレタルハ本組合ノ僥幸ト云フベシ」と、辛うじて損失を免れたことを述べている。損益計算書によれば、収入は加工料477円30銭と雑収入312円91銭5厘が主で、糸代仮渡金利息収入291円10銭は下仁田社に支払った糸代借受金利息291円10銭をそのまま転嫁したものであることがわかる。この利率は年利12%であった。支出では諸給料297円40銭5厘と運賃297円39銭が主である。特異な収支として、联合会(下仁田社のことであろう)からの配当金1円80銭と联合会運搬補助14円31銭が収入側に、联合会歩合金59円55銭が支出側に、それぞれ計上されていることである。ほかに貸借対照表では联合会出資金41円80銭が貸方に計上されている¹⁵²⁾。

151) 岩手県庁文書庫資料「明治43 勸業 産業組合」[C14 1 6 120] 所収資料による。なお、岩手県農業協同組合史編纂委員会『岩手県農業協同組合史』1969 p.74で、この組合が任意組合で岩手県が許可した産業組合ではないとしている点は、以上の事実に基づいて訂正されねばならない。

152) 岩手県庁文書庫資料「明治45 勸業 産業組合事業報告書」[C14 7 7 94] 所収資料による。

1912 (明治 45) 年度「報告書」によれば、春蚕の1 齡期に降霜で「殆ト全滅ノ悲境」に遭ったが当局の注意で蚕種を購入して掃立て、前年の半額の収穫を得た。更に秋蚕を試み結果が良好だったので、全体としては平年以上の出来となった。「而シテ販売ニ於ケル今季ノ状態ハ第2・3 回ノ精算ニ有テハ前年ニ比シ5 歩強ノ好況ヲ呈シ第4 回ニ至リ前年度ト大差ナキ低落ヲ顕シタリ前者ノ市場ハ予想外ニシテ実ニ聯合会ノ指導宜シキト所属組合ガ真面目ニ遵守シ良品ヲ製出シタルカ故声価ヲ得タルニ因ルモノ」と満足の意を表している。借入金は600 円利率は年利12%で、次年度に繰り越している¹⁵³⁾。

(保)岩手県生糸販売組合

1915 (大正 4) 年の設立 (1914?) であるが、現在のところ設立時の参加組織・企業名などの詳細は明かではない。

1914 (大正 3) 年度の貸借対照表と損益計算書は第52 表と第53 表に見る通りである。

第52表 岩手県生糸販売組合の貸借対照表(1914年度)

	貸方		借方
払込未済出資金	2,280円000	出資金	2,850円000
預金	400. 000		
備品	155. 000	本年度剰余金	44. 000
荷造用品残高	30. 000		
現金	29. 000		
合計	2,894. 000	合計	2,894. 000

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 62]所収資料による。

第53表 岩手県生糸販売組合の損益計算書(1914年度)

利益		損失					
仮渡金利子	867円000	創立費	66円390	雑費	34円920	荷造費	257円730
預金利子	5. 270	通信費	58. 850	総会費	36. 500	保険料	75. 720
雑収入	12. 400	給料	411. 800	経費小計	866. 410	備品評価減	38. 390
歩合金	1,422. 220	旅費	164. 120	荷為替金利子	186. 460	事業費小計	1,396. 480
		家賃	53. 500	借受金利子	667. 640		
		消耗品費	40. 330	運搬費	170. 540		
合計	2,306. 890	合計	2,262. 890				
差引剰余金	44円						

備考：岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 62]所収資料による。

世田米信購生販組合

気仙郡世田米村字世田米駅 110 番地

1914 (大正 3) 年 5 月 16 日の認可により設立された同組合は、気仙郡世田米村を根拠地とする5つの産業組合製糸の連合体として発足したものである。設立申請書類が「世田米村産業振興会」の用紙に書かれているのが象徴的である。ここにもかつての「村是研究会」の熱血が脈

153) 岩手県庁文書庫資料「大正2 勸業 産業組合事業報告書 乙」[C14 4 8 38] 所収資料による。

打っているのを読み取る事が出来る。1914(大正3)年5月12日付の申請書には次の40人が名を連ねている。

	不動産	動産		不動産	動産		不動産	動産			
泉田健吉	農	1,000	4,000	紺野直三郎	農	10,542	2,500	泉田勇五郎	農	337	500
横沢忠蔵	農	1,376	800	遠藤重兵衛	吏	9,721	5,000	紺野源之助	農	351	400
泉田平右衛門	農	158,426	200,000	泉田栄治	農	1,338	1,500	紺野八兵衛	農	309	500
中里久七	商	13,257	15,000	泉田卯右衛門	農	-	800	菊池徳治	農	777	700
菅野伊太郎	商	18,572	50,000	松田順作	農	1,755	800	菊池貞治	農	4,956	2,000
菅野大造	土木	1,234	1,000	井戸端安吉	商	1,703	800	遠藤直三郎	商	1,360	2,500
泉田伝治郎	商	12,460	10,000	松田米五郎	農	2,154	700	西村俊治	農	387	500
中里清八	吏	2,009	1,000	大和田孫右衛門	農	-	500	遠藤栄次郎	農	1,167	500
中館喜作	商	2,198	1,200	大山栄太郎	農	1,341	400	山内重亮	商	311	500
滝本宮道	神職	286	1,000	菊池平蔵	農	1,474	500	山内喜左衛門	商	1,215	500
荒木久三郎	農	3,265	700	水野益左衛門	蚕種	-	1,500	松田養七郎	農	1,910	400
吉田春吉	農	8,487	5,000	菊池倉治	農	1,840	1,000	遠藤政吉	農	866	400
菊池勇三郎	農	1,062	500	吉田長左衛門	農	-	1,000	菊池珍治郎	商	-	500
三尾米治	農	-	300								

ここには、中沢製糸・東峯製糸・山谷製糸・竹ノ原製糸・大股製糸の5組合製糸の役員18人が参加している(上記名簿のうちゴシック活字)。その他にもこれら産業組合製糸の一員であることの明かな顔ぶれが並んでいる。

郡長の添申書によると、「村内ノ資産家ハ悉ク同意ノ下ニ設立シタルモノニシテ本年度秋迄ニハ同村内既設ノ5組合ヲ今般設立ノ組合ニ合併シ経済共通ノ下ニ生産販売部ニアリテハ主トシテ組合員産繭ノ全部ヲ加工シ共同販売セシメ又信用部ニ在リテハ出来ル限り低利ノ資金ヲ組合員ニ貸付シ経済ノ助長ニ努メ購買部ニ在リテハ組合員ノ蚕業経済上必要ナルモノヲ直接生産地ヨリ購入シテ利便ヲ図ル」ことを目指しており、すでに加入申込者450人、将来は優に500-600人を見込めるとしている。また「大正3年度水害並凶作救済産業資金ヨリ金10,000円供給ヲ仰カシメ度候条何分ノ御配慮ヲ煩ハシ度」と狙いの本音をつけ加えている¹⁵⁴⁾。購買品には蚕種・肥料・穀物・塩・石油等、販売品に生糸・屑物のほか椎茸も挙げて、幅広い事業を目指し、製糸工場・揚返工場・乾繭貯蔵装置の設備も予定していた。

ところが、5組合の合併はどうやら成功しなかった模様である。

1914(大正3)年度(第1年度6月-1月末)の「事業ノ状況」によると、「組合設立後組合員ニ対シ資金貸付及貯金取扱其他購買販売等ノ事業開始ヲ告知シ而シテ大ニ之カ勸奨ニ努メタルモ遺憾ナカラ日浅クシテ周ク組合ノ主旨徹底セサルノミナラス殊ニ信用購買ノ如キハ今回創始ノ事業ナルヲ以テ容易ニ信ヲ置カサルノ嫌アリ漸ク10月ニ至リ事業ニ着手スルニ至レリ故ニ事業執行期間ハ僅カニ4ヶ月ノ短日月ナルヲ以テ其ノ事業状況至テ閑散ニシテ従テ収益ノ僅少ナル亦止ムヲ得サルノ事ナリトス」¹⁵⁵⁾と報告されており、貸借対照表と損益計算書によって、農工銀行の保証による日本勧業銀行からの借入低利資金7,000円を得て、貸付と購買事業を行ったことがわかる。貸付金は、無担保1,629円、有担保250円、計1,879円、貸付利率は年12%で、目的別では肥料購買資金3件、農具5、牛馬3、蚕具製作材料5、桑葉5、労役者雇用

154) 岩手県庁文書庫資料「大正3 勸業 産業組合 甲」[C13 4 1 70] 所収資料による。

155) 岩手県庁文書庫資料「大正5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

7, 計 28 件となっている。購買品は米・塩・石油・肥料で計 1,396 円 96 銭, 現品繰り越し 413 円 4 銭であった。なお「定款第 57 条ニ規定セル製糸事業ハ当分起業ヲ中止シ低利資金ハ主トシテ信用購買資金トシテ運用スルコト」という低利資金借り入れに際しての条件がつけられたことをも記している¹⁵⁶⁾。

小 括

以上、岩手地域の産業組合製糸について、その成立から 1910 年代半ばの「第 1 の波」の終焉と見られる時期まで、個別産業組合の経営実態の記録の集約を中心に叙述して来たが、ここで、相互に密接に関連しあっているいくつかの論点に関して、この時期の産業組合製糸の特徴と問題点を暫定的にまとめ、若干の分析を行っておくことにしよう。

イ. 組合員の結集

産業組合を支えた職業は、いうまでもなく圧倒的に農民であり、その中心となったのは中・上層の農民であったといえるが、その中にはかなりの大規模地主も参加している例が少なくないし、商人層の加入も目だっている。産業組合製糸も例外ではない。土地所有の判明している範囲で、10 町歩以上層の加入者は菅野伊太郎(東峰・山谷・竹ノ原, 14.1ha), 大山幸蔵(山谷, 10.6ha), 吉田初五郎(竹ノ原, 22.9ha), 千葉伝五郎(同, 13ha), 紺野直三郎(大股, 15.4ha), 遠藤重兵衛(同, 11ha), 山田佐治兵衛(坂本, 14.4ha), 菊田太郎治(同, 10.6ha), 斉藤国吉(同, 11ha), である。資産を金額で示している資料からは土地所有規模そのものを推定できず、ただその相対的な階層の広がりを見ることが出来るのにとどまるが、そこでは無所有・無資産層から最大 3 万円規模(下仁田宮古中村喜助, 商)まで、多様な階層を包含していることが特徴である。

気仙郡世田米村に見られた村是研究会の盛り上がりや、気仙郡全域にわたる集中的な産業組合結成に見られた「熱狂」ともいえる第 1 の波の初期の状況を併せて考えるならば、産業組合製糸の出発点は「拳村的」ともいえる雰囲気を支えられていたといえるかも知れない。しかし、それにも拘らず、この高揚に比べて、その後は猪川組合の顕著な拡大をほとんど唯一の例外として、組合員数の増加や出資増がほとんど見られないことに注意しておく必要がある。猪川組合の場合は、とりわけ他の諸組合が打撃と沈滞を経験する 1912(大正元)年以降に逆に際立った組合員の増加が見られる(第 33 表)。この点についての直接の事情説明はないが、産業組合設立に先立つ盛栄社設立がすでに養蚕者百余名の申し合わせに基づくものであったこと、繭を総て持ち込み製糸の上合同販売するという方針を堅持してきたこと(前出)が主体的条件として決定的であったものと推定できる。これに反して、他の組合の多くが景況によっては繭を確保できず、そのために操業難に陥ったのと対照的である。

では、なぜそうなったのか。それは、産業組合側により多くの農民を引きつける魅力—経済的利点・安定性など—が欠けていたからか、あるいは新加入を拒む排他的性格を帯びるようになったためであったためなのか、逆に養蚕農民にとっては産業組合以外の方向に何らかのより有利な諸条件を見出ししていたせいなのか、あるいは産業組合への参加を妨げる条件があったのか、といった問題点を解明する必要がある。それらは後出の諸論点、とりわけ[ロ]や

156) 岩手県庁文書庫資料「大正 5 勸業 産業組合」[C13 3 3 59] 所収資料による。

[ト]や[チ]などの論点との関連においてもさらに分析してみるべきことだが、たとえば期待した剰余金分配などが得られないとか、十分な養蚕資金の融通などの手当がなされないとかいった点も考えられよう。また産業組合理念の不徹底(a.産業組合法の成立と改正参照)を挙げることでもできる。さらに、補助金目当ての上層による引き回しの側面はなかったのか、そのことに対する養蚕農民層の警戒があったのではないか、繭仲買商人の前渡金などの利益誘導を通じた攪乱や妨害によって農民層の参加が阻害されたのではないか、等々の疑問点が浮かんでくる。

いずれにせよ、こうしたことによって、非産業組合型の個人ないし共同経営や会社型の経営との間の有利・不利ないし優劣の明確で決定的な分岐点が見え難かったことは、いくつかの産業組合設立をめざした集団や組織体が結局それほど重大とは思えない阻害要因のために設立にいたらず、別な経営体として事業を継続している事例があったことから推定できる(大原・稗貫・前沢・愛宕など)。しかし、企図した剰余金の高率配当の実現まで行けなかったことは、世界市場としての生糸市場の激しい競争と恐慌・不況の影響によるものといわねばならないし、全体として後発の製糸経営にとって最も不利な経済的諸条件の下での発足であったことによる面が大きいといわねばならないであろう。

なお、養蚕と繭販売のみを主軸とした産業組合の存在については、本稿では全く考察の目がおよばなかったが、これらの組合との関係、とくに製糸部門への積極的供繭をめざした組織的加入や合併などの動きがまったく見られない点に注目するならば、製糸業の不安定さへの警戒、繭の直売りへの期待、仲買人らの仮渡金などの資金融通による勧誘への追随、等々の阻害要因があって、主体的条件の面でも、着実な発展ではなく、停滞や先細りがこの時期の特徴とならざるをえなかったものといえよう。

ロ. 原料部門

ここでは、本来ならば蚕種・桑・繭の各分野について検討せねばならないはずだが、前2者については今は十分な用意がない。ただ、蚕種に関しては、その統一・良質化が資本＝世界市場の要求であったにも拘らず、初期の産業組合製糸はその管理・改良などを掌握しえず、蚕種商人等の恣意に委ねざるを得ない状況にあったといえる。1911(明治44)年制定の「蚕糸業法」¹⁵⁷⁾の中心的な狙いのひとつは、蚕種の改良と統一、蚕病予防のための取締と国家統制の強化にあったといえるほどであるが、しかしその政策も十分奏功せず、いわば無政府状態に近い競争や乱造状況が続き、のちの「特約組合」型養蚕農家支配の確立過程で、資本が原料繭支配の梃子としてこの蚕種製造の部門をも直接掌握するという形で、国家と製糸大資本による重要政策領域となって行ったものといえる。岩手の事例としては、わずかに石橋組合に蚕種統一・合同稚蚕飼育で収繭量を増加したとの報告(1909年度)が見られるにすぎない。また、桑園に関しても、1903(明治36)年の調査¹⁵⁸⁾では、町村単位の桑葉の過不足の合計が過剰1,442,115貫、不足912,170貫におよび、したがってそれをめぐる桑葉の売買が盛んに行われていたこと、とくに東磐井郡には14ヶ所もの桑葉市場が設立されて、貫当たり10-18銭程度で取り引きされていたことが記されている。事業報告にも桑葉欠乏が原料繭減・製糸高減に及んだ例(1905

157) 通商産業省『商工政策史』第15巻 1968 pp.330-333所収。

158) 岩手県内務部『蚕業調査』1905参照。この資料は、前稿「繭流通機構の再編過程—戦間期岩手の蚕業研究(1)—1」《アルテス・リベラレス》54 1994の発表後に入手したもので、前稿の欠落のいくつかを補う重要な内容をもつものである。

下鷹生・1913猪川)や桑葉不足に悩まれたとの記述がみられる(1913竹ノ原)が、政策対象としては桑園の改良と増加に力点がおかれるにとどまっており、資本が重要領域として桑の品種、肥料、稚蚕用・5齢用などの飼育段階による桑の区別などを、生糸の品質改良に直結するものとして着目するのは、昭和期に入ってからである¹⁵⁹⁾。

以上を指摘するにとどめ、ここでは組合員の供繭問題に集中することにしよう。産業組合製糸にとっての原料繭供給者はおもっぱら組合員に限られ、建て前上「員外購繭」は許されない¹⁶⁰⁾。したがって組合員数、および彼らの繭生産量が製糸業としての産業組合の活動規模のいわば絶対的な制限枠として立ちはだかることになる。そこで組合員数の拡大とともに、組合員の全量供繭の確保が産業組合にとって至上命令となる。それにも拘らず、組合員が「他売」を行うことは、致命傷となりかねない。ところがすでに個別の事業報告で読み取っておいたように、大部分の産業組合製糸は集繭のはかばかしくないことを嘆く声に満ちていた。同じ1903(明治36)年の調査で、町村別の繭の消費(=生糸生産)に対する繭生産量の過不足の合計は過剰12,652石、不足4,246石となっているが、当時の100石以上不足の町村は、前沢(990石)、大迫(650)、宮古(451)、大原(377)、中里(244)、世田米(213)、摺沢(205)、千厩(200)、山目(198)、盛岡(179)、遠野(160)、小梨(145)、金ヶ崎(123)、矢越(118)、日頃市(106)、佐比内(103)、千徳(100)の順となっており¹⁶¹⁾、こうした条件の下で、たとえば気仙郡の産業組合製糸が世田米・日頃市などの村に集中して設立されたことは、組合に組織化することで原料繭の確保を図るという点で、大いに意味のあることであったといえる。しかし、すでに前稿¹⁶²⁾でも見たように、繭流通市場は錯綜しており、1903(明治36)年調査でも県内他町村向けはもちろん、県外へ、たとえば宮城県・福島県・長野県・横浜市・栃木県・青森県・群馬県などへの移出もなされていることが記されている¹⁶³⁾。つまり、それらの地域からの仲買人が入り込んでいるのであって、とくに繭不足地域では激しい争奪戦が行われたことも容易に想定できる。たとえば「近年八方ヨリ大製糸家入込繭ノ買入ニ競争シ繭価格頗ル昂進」(1907下鷹生の場合)という記述や仲買人が「種々ノ手段ヲ弄シテ組合員ヲ誘致シ原料繭ノ売買ヲ行フ為メ組合ニテ受入高モ年々減少セルノ止ムナキニ至ル」といった報告(1912下鷹生)がそれを示している。

そうした状況の下では、全量供繭を前提とする組合員と産業組合の製糸活動とがつねに利害を一致させるとはいえないことになる。すなわち、繭問屋・仲買人との対抗の中で、繭価高では供繭不振(組合員の他売)が促進され、逆に繭価安の場合は逆に全量受け入れが保証される組合に供繭を集中させるという矛盾となって現れる。すなわち前者の場合には、大抵は糸価の騰貴が背景にあって、製糸部門の操業にとっても有利と思われる時期でもあるが、まさにその時に繭不足のため操業が中止される(1906中沢・1913生出の場合)か、フル操業が不可能な状態に追い込まれる(1907・1912下鷹生・1911大股・1912-1914坂本の場合)ことになる。同様のことが糸価安でも繭が相対的に高価である場合にも生ずる。すわち、糸価が下落していても

159) 片倉製糸紡績株式会社『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941参照。

160) 実態がどうであったかは不詳であるが、「員外購繭」が発売によって産業組合製糸の専務理事逮捕による裁判事件となり、結果として組織崩壊を招いた事例がある。1931(昭和6)年の(前)前沢生糸販売組合の事件だが、これについては別稿「第3の波」で取り上げる。

161) 岩手県内務部『蚕業調査』1905参照。

162) 早坂啓造「繭流通機構の再編過程-戦間期岩手の蚕糸業研究(1)-1」《アルテス・リベラレス》54 1994参照。

163) 岩手県内務部『蚕業調査』1905参照。

繭で売却した方が「危険少ナク得策」、あるいは「養蚕資金ノ回収モ早く且利得」(1908 中沢の場合)といった判断が働くこともある。他方、後者すなわち繭価安の場合には、供繭は確保されるが、糸価も一般に下落しているために、フル操業が可能となるにも拘らず利益は挙がらないという結果となりがちである(1911 中沢・1911-1914 竹ノ原の場合)。

霜害や長雨など気候による産繭の豊凶も、産業組合の製糸事業に直接影響をおよぼす。とりわけ不作はそのまま操業の短縮につながる(1905 東峰・竹ノ原・下鷹生・1913 猪川の場合)。逆に、豊作で供繭が順調でも糸価下落で損害を受ける場合もある(1907-1913 東峰・1907-1909 山谷・竹ノ原・1912 下鷹生・1914 生出・大股の場合)。さらには蚕糸業以外の不作等に起因する「窮迫販売」的繭売りが仲買人らに対して促進されるため、やはり繭不足を生じて産業組合の製糸事業を動揺させる場合もありうる(1913 下鷹生の場合)。

こうして、世界市場の激動と沈滞、商人資本(これは同時に県外大資本のエージェントでもある)との対抗・競争による攪乱、[イ]で見た養蚕家組合員の主体的自覚の未成熟、等々がない交ぜとなった原料市場の極度の不安定、供繭確保の困難—これが、初期産業組合製糸の存立を脅かす決定的要因のひとつとなったことを理解することができる。反面、先に述べた猪川の場合と共に、組合員数では停滞しているとはいえ、不況下に全量供繭を貫いて危機を乗り越え、剰余金さえもたらした生出組合の例をも指摘しておかねばならないだろう。少なくともそのような方向での事態克服の可能性が存在したことの証として。

なお、この論点との関連で、後に[ト]でみる金融=前渡金制の確立が、商人・大製糸資本との対抗と競争のもうひとつの対決点となったことを指摘しておく。

ハ. 工女の養成

女子の熟練労働力を確保する問題は、製糸業にとって不可欠といえる基本的条件をなすものであるが、結論的にいえば、県の奨励補助の諸政策に依存しつつ、組合員の子女を軸とした女子労働力のたえざる養成に基づいて、それを調達していたとすることができる。たとえば、前述の1905(明治38)年の製糸奨励費補助規程による県の補助事業は、製糸講習会とセットになっていたようで、4年間で工女の修業生が524名に達したと記されている¹⁶⁴⁾。産業組合製糸がその機会をどの程度活用したかは明かではない。たとえば白雉組合(1907 設立)が発足に当たってこの講習会を開催したことを記録しているが、工女養成の困難はたえずつきまっていたようである(1907 下鷹生など)。他方、教婦を直接雇入れて工場内で工女養成に当たらせるといった方法もとられた(1905・1909 石橋の場合)。また、県費補助により町村その他の団体(農会など)が申請して教師の派遣を受け器械・座繰製糸や屑物整理の講習会を開くという方式は、1908(明治41)年以降昭和期まで継続されており、1928(昭和3)年までで器械製糸講習会は321ヶ所、座繰屑物整理講習会は340ヶ所におよび、受講者10,056人に達したという¹⁶⁵⁾。こうした機会が利用されたものと思われるが、産業組合製糸の直接の記録は見あたらない。

工女の処遇は特別に産業組合製糸以外の製糸企業と異なったものではなく、いわば出来高制の個数賃金に製品の品質検査による賞罰を加えたものであった。たとえば工女繰糸賃金「量目

164) 大日本蚕糸会岩手支会『岩手県の蚕糸業』1929 pp.51-52による。

165) 大日本蚕糸会岩手支会『岩手県の蚕糸業』1929 pp.58-59による。さらに、1914(大正3)年に県が茨城県古河町小島館に50名の高小新卒の少女を募集の上派遣して養成をはかった事例もある。産業組合製糸の関与の有無は不明なので取り上げないが、これは事件となった。工女の状態を象徴するものとして別稿で取り上げたい。岩手県庁文書庫資料「大正3 勸業 蚕糸奨励保護」[C13 4 1 81]所収資料「大正3年 製糸工女養成関係書類」参照。

10匁ニ付4銭5厘」(1914白雉の場合)との記載があり、「12デニール以上5銭」の罰金徴収(1911・1914矢栄・1913石橋の場合)や賞金制もあって、「苦汗賃金」の本質が垣間みえている。

さらに、工女たちは季節雇であり、年々の操業度のちがいで雇用数も増減するなど、不安定要因が多かったが、ほぼ需要は満たされたものといえよう。しかし、「工女の欠乏」(1911・1913石橋の場合)や「不熟練」(1907石橋・1911下仁田宮古の場合)もたえず問題となっていたことがわかる。

これらを見ると、産業組合製糸と製糸労働者との階級的関係における産業組合の資本家的性格の側面もまた、覆うべくもない特徴として指摘されねばならないであろう。

ニ. 技術・設備の状況

いま煮繭・揚返・束装・荷造り等の加工段階を除いて繰糸過程に問題をしばるとすれば、この時期の技術の指標としては、繰糸方式・緒数・原動力の差を挙げることができる。

繰糸方式には共撚式とケンネル式があり、後者は糸に撚りを与える装置をもったもの、前者はそれを持たないものという区別と見られ、前者がより旧式のものであったといえる¹⁶⁶⁾。各年度『全国製糸工場調査表』の器械製糸工場についての数値によると、1905(明治38)年に岩手県の器械製糸工場49のうち共撚式によるものは6工場あり、以後1914(大正3)年までに3工場に減るが、うち2工場は産業組合製糸である。

ケンネル式についてはさらに緒数(口数)の区別がなされているが、1口取りは1911(明治44)年に1工場あっただけである。同じ『調査表』によれば、1905-1914年の期間に、2口取りは工場数減もあって42から15工場となったのに対し、3口取りは逆に3から13へ、4口以上は4から7に増加(1911)したのち2に減じている。その間産業組合製糸は白雉組合が3口取りと4口取りを併用し、長安寺組合が一時3口取りを採用したほかは一貫して2口取りのままにとどまっている。4口以上が尾沢・山十という信州系大資本にしばられたこと、またこの時期すでに5-6緒が全国的には採用されつつあったこと、さらに片倉を軸に多条製糸機の試験研究も進行していたこと、などを考慮するならば、とくに岩手の産業組合製糸の技術的停滞性を指摘せざるをえない。もっともこれは器械自体の改良発達よりは、製糸工女の熟練度に負うところが大きいとすれば、女子労働力の勤続年数の短かさなどからも推して、熟練労働力の均一な確保の困難がここに反映していると理解することも可能であろう。産業組合製糸以外の地域中小製糸が、早くから3口取り以上を採用していながら、大正初期に2口取りに逆転しているのも、このことに関連しているのかも知れない。

原動力に関しては、やはり同じ期間に岩手県全体で汽力利用が23から30に増えたのち工場減もあって20工場となったのに対し、水力利用は25から漸減して9工場となっている。その中で産業組合製糸は汽力利用が1から2となっただけで、他はすべて水力利用(7から10となり、のち6に)となっている。ひとつには水源の豊富な地域での「無償の力の利用」による経費節減への志向でもあろうが、やはり停滞性の現れといわざるをえない。他方、尾沢組は1914(大正3)年に早くも電力を動力源としているのである。

これらを総合する指標として、1釜当たりの生糸生産量を見よう。その全国平均は、1893(明治26)年の39斤から漸増して1908(明治41)年には65斤、1914(大正3)年には90斤、さらに1924(大正13)年には187斤と上昇が急角度になっているのがわかる¹⁶⁷⁾。これと対比す

166) 片倉製糸紡績株式会社『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941参照。

167) 農商務省『全国製糸工場調査表』第1-10次による。

るならば、1914（大正3）年時点の産業組合製糸の1釜当たり21.5斤（白雉）、29.4（矢栄）、43.9（生出）、12.3（竹ノ原）、16.2（大股）、9.9（坂本）、11.4（日頃市）、25.8（猪川）という数字がいかにも低位にあるかを読み取ることが出来る。他方、尾沢組が91.1斤、山十組が102斤、地域中小製糸上位の天民社が69.7、七折が49.7、岩亀が28.1、足踏の下仁田社宮古組で30.7という数値となっていることから見ても、その劣勢は明かであろう。であるからこそ、ハンディキャップを背負った後発経営に対する本格的で系統的な保護育成政策が真剣に展開される必要があったといえるし、またそれを下から支える一層広汎な農民層の支援と主体的運動が求められていたともいえよう。

繰糸過程のほかに、乾繭装置改良と器械改良で操業日数の短縮と経費の節減をはかったとの記録もある（1912大股の場合）。繭の品質そのものの良否や乾燥の状況の成否は繰糸過程の効率に重大な影響をおよぼしたが、そこでのハンディキャップは、[ホ]で見ると大方は製糸工女の労働時間・操業日数にしわ寄せされたようである。

いずれにせよ、技術革新への志向の弱さは、それを可能にする蓄積、すなわち剰余金の獲得とその積み立てがそもそも不可能か著しく困難であった、この時期の世界的規模の景況の悪条件にふたたび帰せられることになる。

ホ. 操業日数

年間の操業日数が驚くほど変動的であることも、製糸業一般、とりわけ産業組合製糸の特徴のひとつといえよう。すでに見た諸表から集約してみれば、その日数は最短で50日（1914長安寺・坂本）、最長で250日（1905石橋）、次いで200日（1908猪川）、197日（1911矢栄）といったところで、多くは90-120日ないし150日の範囲に集中しているのが読み取れる。つまり年間標準で3-5ヶ月操業である。

その理由として一般的には夏秋蚕の普及の遅れや乾繭・貯蔵技術の未成熟などが指摘されるのだが、それらに加えて、すでに[ロ]や[ハ]で見たように原料確保の困難（1913山谷）や熟練労働力不足などがかなり決定的な要因となっていることがわかる。

進出大製糸資本が創業初期に190日（1911尾沢）、85日（1911山十）といった低い操業度を示していたほかは、250-290日とほぼ周年操業に近い操業度を確保しているのとはきわめて対照的である。[ニ]で見た1釜当たり生産量の格差が、かなりの比重でこの操業日数の差にも依存していることはいうまでもない。

しかし短期的にみれば、一定量の繭を前提とした場合それを繰糸するのに短時日で済めば「効率的」、日数を要するほど「非効率的」と見なされることもある意味では当然であり、繭質が悪いため就業日数が延長となり多大の経費を要した例（1911大股、1911・1913白雉）や乾燥室の改良で繰糸が容易となり就業日数が短縮した例（1912・1914大股）、原料繭が予想外に多く提供されたため「酷暑ノ期」までの操業延長を懸念して工女数を増加した例（1907猪川）、工女不足で「予想外ノ就業日数ヲ費」した例（1911石橋）がそれである。このような状況は、固定資本の償却費や周年の経常経費などを無視する限りでは、操業可能な期間内で採算性を確保する上でいわば「小回りのきく」対応ともいえ、しぶとい存続を可能にもするが、長期的には、固定資本更新期に直面して一挙にその不安定性・劣悪性を露呈することにもなる。[チ]でその点に触れよう。

なお、ついであるが糸価暴落に伴う1914（大正3）年の12月から翌年2月までの操業休止の実施にさいしては、岩手の産業組合製糸はすでに「シーズンオフ」にあったがゆえにその直撃を免れるというパラドクシカルな事態をも経験している。

へ. 製品流通部門

生糸の最終的実現は、大部分が対外輸出を通じた絹織物業者による買い取りであるが、事業活動としての直接の終点は横浜生糸売込商への売り渡しである。ここに、前述の典拠諸資料に基づいて判明している限りで、各産業組合製糸と横浜生糸売込問屋との取引関係を示せば、次のようになる。

売込問屋	岩手の産業組合製糸との取引関係	備 考
岩倉商店	石橋・白雉・下鷹生・矢栄	T7問屋24位, T11 18位
今井商店	白雉・猪川・下鷹生・石橋・生出	1912廃業
神栄株式会社	石橋・猪川	問屋生糸入荷高1-3位
中沢商店ほか (菅野伊太郎)	生出	T7問屋16位, T11 10位
不 明	石橋	1913のみ
	中沢・東峰・山谷・竹ノ原・大股・長安寺・坂本	

備考：横浜売込問屋の生糸入荷順位は横浜市『横浜市史』第5巻下1976 pp. 210-211表による。

このような取引関係は、おそらく産業組合成立のはるか以前から歴史的に形成されて来たものであろうが、それが個々の契約関係としてはどの程度の継続性・安定性を伴って来たものか、全体的な取引量はどのような変遷をたどって来たものなのか、今は不明である。しかし、石橋組合のように、神栄1社のみ委託したり（1905, 1907）、同時に3商店に委託したり（1911）、今井のみとなったり（1912）、地元繭商人に売り渡したり（1913）と、年々取引関係を変えている例もあり、必ずしも安定的とはいえない。とりわけ1912（大正2）年の生出組合のように、「横浜今井商店ノ廃業ニ依り売上金ノ精算ナラズ」といった実損害を蒙った例もあり、大勢としては強大な流通独占に近い支配のもとにありながら、やはり世界恐慌などの矛盾の露呈によって商業大資本を巻き込んだ動揺と再編に翻弄される事態も免れなかったといえる。

いずれにせよ、生糸は世界市場に直結する商品であり、何にもまして世界景気の動向の影響に直接さらされるため、それが激しい価格の騰落となって周辺地域の製糸業に攪乱的影響をもたらす事になる。産業組合製糸の発足初期がまさに1907（明治40）年の世界恐慌とそれに続く農業恐慌を伴う長期不況の時期に相当していたことが、動揺と挫折を生んだ最も大きな、基本的原因であったといえよう（東峰解散理由書の例）。

ト. 金融の状況

今述べた[へ]の生糸流通機構と密着して、一層重要な意義をもつものとしていわゆる製糸金融の動向の問題がある。なかでも問屋前貸金融としての横浜売込問屋からの借り入れがある。しかし産業組合法成立時は信用事業の兼営を禁じられていたこともあって、少なくとも公式には借入金や組合員への貸付の記録は報告書に記されていない。ということは、生糸の売込問屋への委託の後、精算が行われるまでひたすら待ち続けるか、組合員個人が借入金で生活を維持するか以外にはなかったことになる。

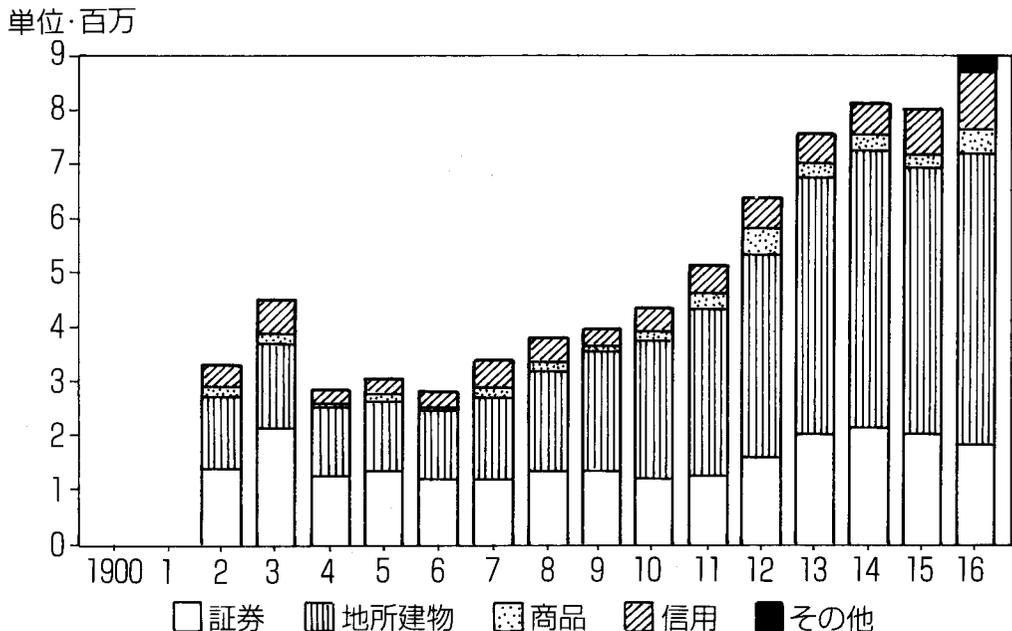
前述の産業組合法の第1次改正（1906）による信用事業兼営の可能化と、第2次改正（1909）による産業組合中央会の成立、ならびに関連した日本勸業銀行法の改正（1910）による無担保貸付の開始とは、産業組合の金融に大きな変革をもたらした。1912（大正元）年頃のほぼ一斉の定款変更と信用・購買事業兼営への転換は、預金引き受け事業もさることながら、むしろ借入金運用による「仮渡金」貸付の本格化によって繭商人との対抗力を強化することに主眼があったと見て大過ないであろう。その一環である大蔵省預金部資金の低利産業組合資金として

の借入れが直接の動機となったものと見られる。事業報告に「借入金」や「組合員貸付」などの項目や、「貸付利息」、「借入利息」などの金額記載が登場するのは、長安寺組合の1905(明治38)年の500円、石橋組合の1907(明治40)年の「荷為替料」、白雉組合の1909(明治42)年の「荷為替金日歩金2銭5厘」による借出の記載が見られるほかは、1910(明治43)年以後のことである。その後もたとえば中沢組合は頑なといえるほど借入金依存を拒否しているように見える。借入れと組合員への仮渡金貸付という方法をとってまで収繭と製糸事業に固執するよりは組合員の自由意志による繭処分に委ねるという方針が、連続の休業で風前の灯火と見えながら結果的に危機を乗り切らせ不死鳥のように甦らせる原動力となったとさえいえるかも知れない。

それはさておき、産業組合製糸を含めた製糸家一般の資金借入れのルートや形式についてみると、春繭受け入れ期の6月頃の養蚕家への仮渡金(購繭資金)を調達するための、上述の横浜生糸売込問屋からの借入金(「頭金」、「原資金」¹⁶⁸⁾)が最も重要であったといえるが、その後の全期間にわたっては、地方銀行などからの手形貸付による繭受け入れ(購繭資金)、および生糸の荷為替手形割引による売上金の先取りの獲得(実は生糸の横浜着荷までの銀行からの短期借入れと、生糸売込み完了までの売込問屋からの立替融資との、二重の借入れを意味する)が中心で、全国的数値資料ではこれら銀行融資が圧倒的比重を占めているという。1910年代前半期頃まではこのほかの高利貸資本の個人や会社からの借入れもかなりの比重を占めていたと思われるし、1912(大正元)年以降の大蔵省預金部の低利資金借入れや、特殊銀行(勧銀・農工銀など)の無担保融資などが有力な資金的梃子となった。これらの形態やルートを

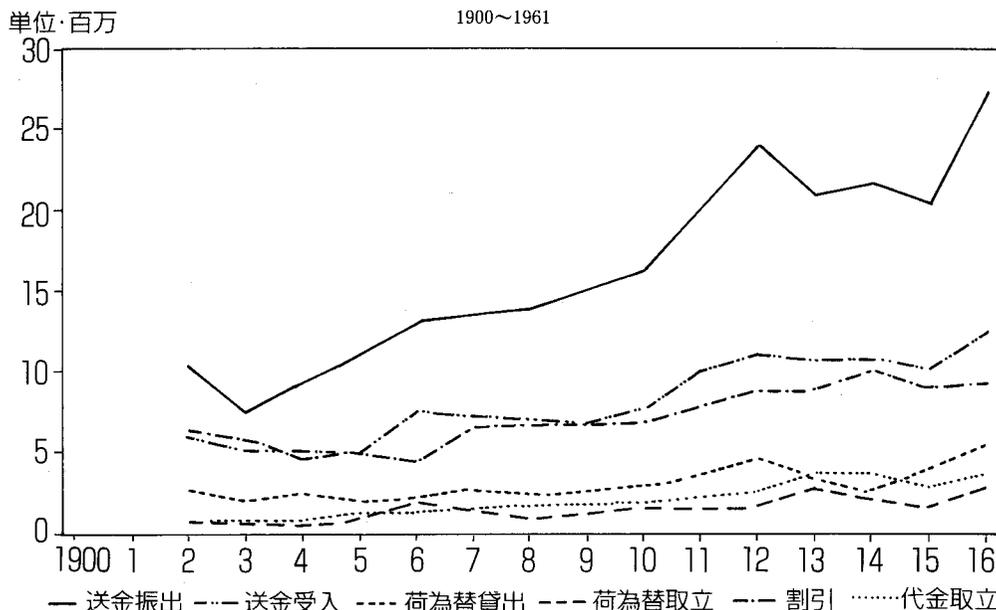
第4図 岩手県諸銀行貸付金担保の推移

1900~1916 百万円



168) 横浜市『横浜市史』第4巻上 1965 p. 425 および第5巻下 1976 p. 232ff. 参照。以下、製糸金融の一般的説明と全国的数値は同書第4巻山口和雄「第1篇第4章第節売込問屋の製糸金融」、および第5巻海野福寿稿「補論第1章生糸輸出の展開と生糸売込商」によった。

第5図 岩手県諸銀行手形等の推移



金利面からランクづけると、金利の高い順から(1)地方銀行(2)横浜売込問屋(3)神戸売込問屋(4)市中(都市)銀行(5)信用組合联合会(6)生糸輸出商(7)特殊銀行であった(ただし中金や信聯の融資は大正末以降確立)というが、さらに利子の高い借り入れ先として金貸の会社・個人を入れておく必要がある。また、例外的には、特別の個人からの「無利子」借り入れという最も「安上がり」の借り入れもある。

いま、岩手県の銀行の貸付金の担保別の推移と諸手形の推移を見ると第4図・第5図のようになる。このうち製糸金融がどの程度の比重を占めるかは、今のところ全く不明だが、この時期において、すでにこうした多様な金融の制度が着実に発展しつつあったことを確認しておくことは重要であろう¹⁶⁹⁾。

その上で、岩手の産業組合製糸に関して見れば、金融の全体像は不明であるが、以前は「偶々組合員ヨリ委託繭ニ対シ仮渡金ノ請求アレハ地方銀行ヨリ高利ノ資金ヲ借入レ申込額ノ半ハ位ヲ供給」するような状態であった(1912生糸)こと、あるいは「毎年1,600-1,700円ノ一時借入ヲナシ委託繭ニ対シ仮渡金ヲナシ居」る状況や、生糸「代金ノ到着前ハ事業費ヲ支弁スルコトヲ得ス空シク多額ノ高利ヲ積ミ支払スルノ状況」(1912大股)、さらに生糸代金回収前は「事業費ハ総テ借入」で「一に地方銀行ニ依ルノ外ナキモ金利高」く収益少という困難(1911猪川)が述べられており、加えて米価の騰貴のため「生糸代金ノ前借ヲ申込者多ク」(1911下鷹生)、「組合員ノ大半ハ他郡産ノ米麦ヲ2・3商人ノ手ヲ経テ購入シツツアル」ため高値と掛買の利子で「地方商人ニ利益ヲ壟断」されている(1912大股)という生活苦からの資金供給の必要の訴えも記されている。こうして部分的に、あるいは要求に応じて、借り入れによる養蚕農民への仮渡しや製糸経営費の調達を行っていたことがわかるが、やがて繭仲買人の前渡金戦術に対抗

169) 気仙地域の産業組合製糸と気仙銀行との間の関連や、諸銀行と製糸金融のより立ち入った分析は他日を期したい。

するための組員への融資の恒常的な必要性が次第に強まって行ったことが推定できる。

この時期を通して判明している限りの金融の実態を、やや断片的だが集約すると、次の通りとなる。

産組名	年度	借入方法	借入先	借入額	利率	組員貸付額	利率	備考
大股	1906	個人名義	農工銀行	1,500円	?			設備資金
			同 地方資産家	600	?			
	1912	まで一時借	?	1,500/年	高利	約1,500円/年	?	繭仮渡金
	1912	産組資金	農工銀行	1,000	5.8%			低利資金
?			?	4,735	12%	1,790	15%	養蚕資金
白雉	1914	?	中沢商店他	10,150	15%	2,143	13.3%	仮渡金
	1909	荷為替金	岩倉商店	3,747	9.1%	3,747	9.1%	仮渡金
猪川	1913	?	同	2,835	?	?	?	同
	1910	?	?(残)	2,260	無利子	?	?	
下鷹生	1911	産組資金	農工銀行	3,000	5.8%			
			?	?	18,200	?		
	1913	?	?	3,675	12.8%	?	?	同
			?	?	12,368	10.2;12.8%		
1912	産組資金	農工銀行	2,000	5.8%				
石橋	1907	荷為替金	?	?	?	?	荷為替料払	
矢栄	1911	荷為替金	?	1,900 (打歩)	23.7%	?	?	
			?	?	18,400	21.9%	18,400	14.6%
	1913	?	気仙銀行	?	13.9%	1,500	14.6%	
			?	?	2,558	14.6;12.8;10.9%	?	?
下仁田	1911	仮渡金	下仁田社	?	?	?	?	
	1912	?	?	600	12%	?	?	

つけ加えておくべきこととして、2・3点を指摘しよう。

第1に、政府低利資金は凶作救済的性格をもって、産業組合製糸の長期的基盤確立を目指す系統的補助育成政策ではなかったが、それにも拘らず、極度の低利がいかに製糸事業の自立的発展にとって重要な役割を果たすものであったかを示している。真の地域経済振興にこうした施策が継続的・系統的かつより大規模になされていたら、日本の経済構造はもっと異なった構造と様相を呈することになったろう。

第2に、産業組合系統金融が未確立であったことである。これも産業政策に関わる問題であるが、其の実現の遅れと、金融機関としての弱体は、やはり後発諸地域の「下からの発展」にとって致命的であったといえる。

第3に、長期固定設備金融の欠如もまた致命的であったといえるのではないか。第1の波の挫折例のほとんどが、基本的には慢性的不況の打撃によるとはいえ、技術革新を伴う固定資本更新を遂行するための金融的裏打ちがあれば、十分にその経営基盤を確立・維持しえたものが見ることが出来るからである。

チ. 経営収支

この時期の前半、すなわち1910(明治43)年頃までの損益計算書による経営収支は、概して単純で粗放な経営状況を反映している。基本的には、出資金でほぼ固定設備を賄い、繭は持ち寄り、生糸の売上げから製糸諸経費を差し引いて残りを繭代と糸収益の分配に充てるという収

支構造である。剰余金が出れば、規程により準備・積立に回すが、剰余金はきわめて少ないかゼロの場合が多いので積立もおぼつかず、まして配当は思いもよらない。さらには、固定資本の償却という発想もあまりなく、役員報酬もまちまちである。

1910年代にはいる頃から、いくつかの重要な変化が現れて来る。第1に、固定資本償却の措置がいくつかの経営で取られはじめる(中沢・生出)。しかし、いくつかはそれに取り組む以前に設備の老朽化や水害などによる破損で万事休してしまう(東峰・山谷・石橋)。第2に、信用事業の取り入れや購買事業による製糸事業補強の試みである。製糸金融の積極的運用例についてはすでに[ト]でふれた。預金受け入れ(大股)、貯蓄会の組織(生出)、米麦の購買(大股)、組合員への貸付の利鞘かせぎ事業化、などである。第3に、収支改善策としての役員報酬削減や無報酬化のこころみ(1912山谷の場合。中沢ははじめから)の現れがある。こうして貸借対照表や損益計算書もしだいに複雑化して行った。それが生糸生産費にどのように反映しているかを見よう。

生糸100斤当たり生産費(全国平均)			
1893	110円	1911	187円
1896	126	1914	167
1900	156	1918	233
1905	159	1921	396
1908	180	1924	379

備考：農商務省『全国製糸工場調査表』第1-10次による。

各産業組合製糸の事業状況(その1)表に見るように、製造費は全国平均より概してかなり割高である。平均よりほぼ一貫してかなり安い例は白雉のみであり、ほぼ平均並み(中沢・山谷・石橋・坂本)、激しい浮沈(東峰・長安寺)、1914(大正3)年度のみ割高(生出)、同年のみ割安(大股)、ほぼ一貫してかなり割高(猪川・矢栄)など、まちまちであり、また割高な製造費と挫折とは必ずしも相関的ではない。このことは、産業組合製糸の存立基盤の複雑さを象徴しているといえよう。

なお、産業組合の解散による挫折の処理と並んで、製糸からの撤退と転換の例(下鷹生→日頃市信購生販、世田米信購生販への再結集)があったことも確認しておこう。

リ. 行政の対応

すでに上述のそれぞれの関連箇所でのべたことでもあるので、ここでは国政・県政・郡市町村政を通じて産業組合製糸に関する相対立する政策方向が存在したことを指摘しておくことにしたい。

といってもその対立は、この時期にはまだ顕在化しているとはいえないのだが、その一方は大資本誘致政策である。その全容は別にあらためて分析を進めねばならないことだが、すでに内務大臣になっていた原敬を軸に、政党-内務官僚(知事)-農林技師等の全国規模での人事を通じた人脈を活用した信州製糸大資本の誘致は、以前に取り上げた『東北振興会調査報告』の「後進地」観を反映したものであり、同書が唱う上からの養蚕業の奨励・指導と、産繭消費の手段としての企業誘致であって、いいかえれば独占的製糸大資本の進出とその原料基盤の確保、そしてそれを支える中央・地方の行政機構という構図¹⁷⁰⁾がすでに確立しつつあったとい

170) 前稿「繭流通機構の再編過程—戦間期岩手の蚕糸業研究(1)—」《アルテス・リベラレス》54 1994 p. 126 参照。

える。前掲第5表に見るような進出2社による製糸生産の過半数制覇（1914）がその指標であり、また、乾繭装置の乾繭実績における事実上の過半数支配（1919）確立¹⁷¹⁾もその重要なステップといえる。

しかし他方、地方行政機構を中心とする勸業政策の中では、「下からの」蚕糸業育成の一環として、産業組合製糸の育成もかなり熱心に進められており、その姿勢は郡長・村長らの副申書や技師らの視察報告の分脈の中ににじみでている。大製糸資本—地域製糸の対抗関係の中で、地方行政機構はあるいみで「中立的」、ないしは「並存的」位置にあったともいえよう。のちにこの対抗関係があらわになり、択一を迫られて行くとき、行政機構が産業組合派、大資本（片倉）派に対極化し、前者が職を賭して産業組合擁護にまわるというドラマ¹⁷²⁾に発展して行くことになる。そうした対抗の前夜として、この時期を意義づけておくことが必要であろう。

本稿は、ほとんどもっぱら県庁文書庫資料によって構成された。産業組合の組織率や組合員の階級・階層別分布など、村方資料に基づく分析の補強や、個別の産業組合資料のさらなる探索を俟っていつそ究明を進める必要があるが、今は他日を期す他はない。

[付記] 本稿作成に当たっては、岩手県総務部学事文書課、県文書保存庫、県議会図書室、県立図書館、岩手大学図書館学術情報系の多くの方々に温かいご配慮とご協力をいただいた。記して心から感謝の意を表したい。

(1994. 8. 31)

171) 前稿「繭流通機構の再編過程—戦間期岩手の蚕糸業研究(1)—」《アルテス・リベラレス》54 1994 p. 130 第4表および末尾付表参照。

172) 別稿「……第3の波」で取り上げる。さし当たりは前稿「繭流通機構の再編過程—戦間期岩手の蚕糸業研究(1)—」《アルテス・リベラレス》54 1994 参照。